

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 6 年 3 月

地 域 福 祉 課

目 次

重点事項

第1	生活困窮者自立支援制度の推進等について	1
第2	重層的支援体制整備事業等の取組状況について	6
第3	ひきこもり支援について	8
第4	成年後見制度の利用促進について	11

連絡事項

第1	生活困窮者自立支援制度の推進等について	15
第2	重層的支援体制整備事業等の取組状況について	46
第3	ひきこもり支援の推進について	60
第4	成年後見制度の利用促進について	64
第5	地域福祉の推進等について	73
第6	地方改善事業等について	86
第7	消費生活協同組合の指導・監督について	91

参考資料

1	生活困窮者自立支援制度関連	98
2	重層的支援体制整備事業等関連	112
3	ひきこもり支援関連	116
4	成年後見制度の利用促進関連	124
5	地域福祉の推進等関連	132
6	地方改善事業等関連	143
7	消費生活協同組合関連	146
8	令和6年度予算案(地域福祉課)の概要	149

重点事項

第1 生活困窮者自立支援制度の推進等について

(1) 現状・課題

- 生活困窮者自立支援制度の見直しの議論が審議会において行われ、居住支援の強化、自立相談支援機能の強化、就労支援及び家計改善支援の強化等について検討していくことが必要とされた(令和5年12月27日付け社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会最終報告書)。
- 緊急小口資金等のいわゆるコロナ特例貸付(令和2年3月末～令和4年9月末)の返済が令和5年1月から開始。支援が必要な借受人の方へは、社会福祉協議会と自立相談支援機関の連携により、アウトリーチも含めたブッシュ型のフォローアップ支援を実施中。

(2) 令和6年度の取組

- 「最終報告書」において示された方向性等を踏まえ、本通常国会に「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を提出(令和6年2月9日)。
 - ※並行して、国土交通省において、住宅確保要配慮者の住まいの確保などを支援する、住宅セーフティネット制度の見直しを行う。
- 下記の予算を計上し、引き続き、生活困窮者に対する切れ目のない支援を行い、生活困窮者自立支援制度の充実を図る。
 - 令和5年度補正予算：
 - ①柔軟な相談支援を行うための体制強化を図るため、地域のNPO法人等に対する活動支援等を実施
 - ②住まい支援の強化のため、総合的な相談支援から見守り等の居住支援までを一貫して行うモデル事業を実施
 - ③特例貸付の借受人へのフォローアップ支援等を行う相談員の加配
 - 令和6年度当初予算案：
 - ①自立相談支援事業等の補助体系について、支援実績や支援の質の向上に向けた取組を適切に評価できる体系に見直し
 - ②一時生活支援事業(シェルター事業)の緊急一時的な受入れに係る加算の創設
 - ③就労準備支援事業において、就労体験利用時の交通費負担を軽減する仕組みの創設
 - ④一時生活支援員及び子どもの学習・生活支援員向け研修の新設等の研修体系の見直し 等の支援強化を図る。

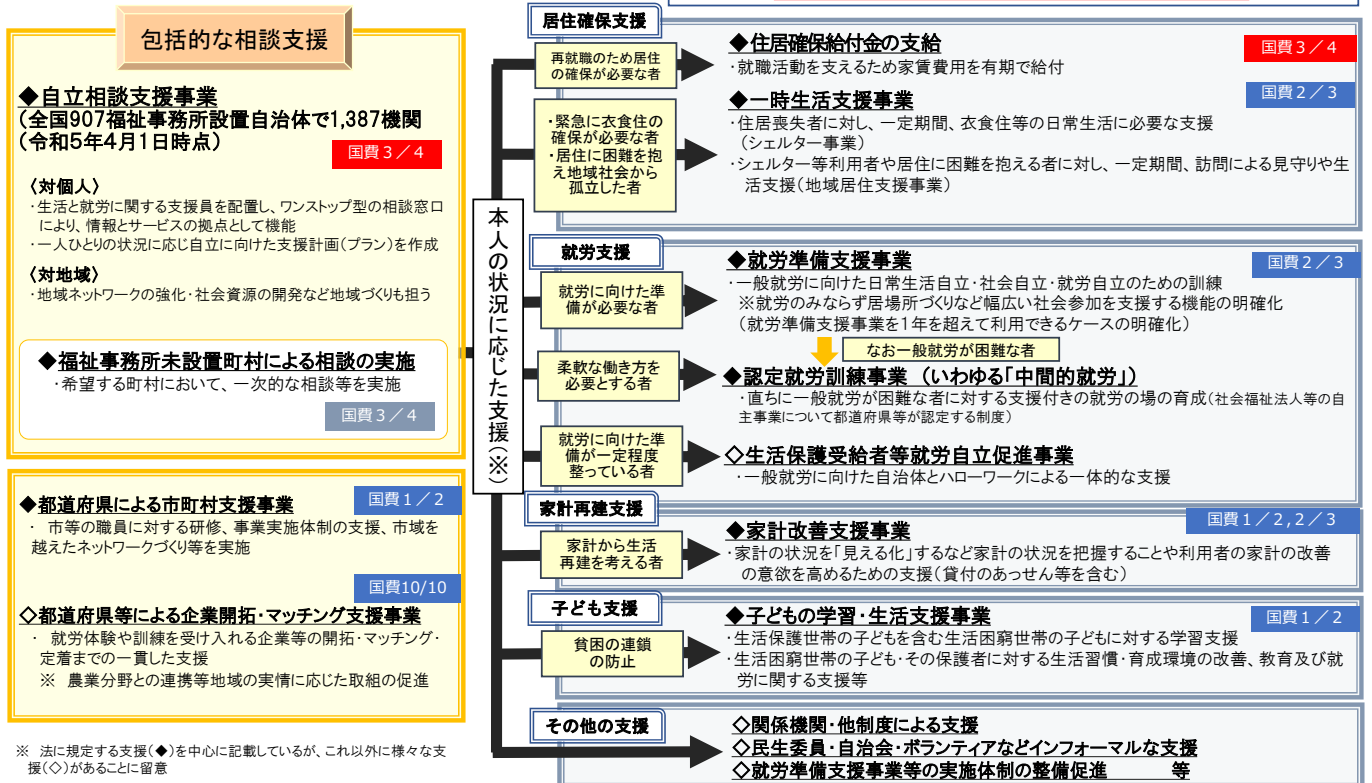
(3) 依頼・連絡事項

- 単身高齢者の増加や持ち家率低下等に対応するため、住まいに課題を抱える方への支援の充実・強化をお願いしたい。具体的には、最終報告書で示された対応の方向性を踏まえ、**令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算案中の住まい支援に関する事業に積極的に取り組んでいただくとともに、住宅部局、居住支援法人等の関係機関と意見交換を行う、居住支援協議会に参画するなどにより、連携体制の強化**を図られたい。
- 自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の補助体系について、令和6年度から見直しを行うところ、支援実績に応じた加算や良質な人材の確保・効果的な取組に向けた加算等を活用**し、生活困窮者への積極的な支援や支援の質の向上に向けた更なる取組をお願いしたい。
- また、「**生活困窮者自立支援の機能強化事業**」(令和5年度補正予算)を活用し、引き続き、地域の実情を踏まえて民間団体も活用した積極的な取組や、緊急小口資金等の**特例貸付の借受人へのフォローアップ支援に向けた自立相談支援機関等の支援体制強化**等をお願いしたい。

生活困窮者自立支援制度の概要

H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円 R3年度予算:555億円
R4年度予算:594億円 R5年度予算:545億円

R6年度予算案:531億円 + R5補正予算:30億円



※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。(生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業)
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置(※)を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み(努力義務)を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

施行期日

令和7年4月1日(ただし、2②は公布日(※)、2①は令和6年10月1日) ※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

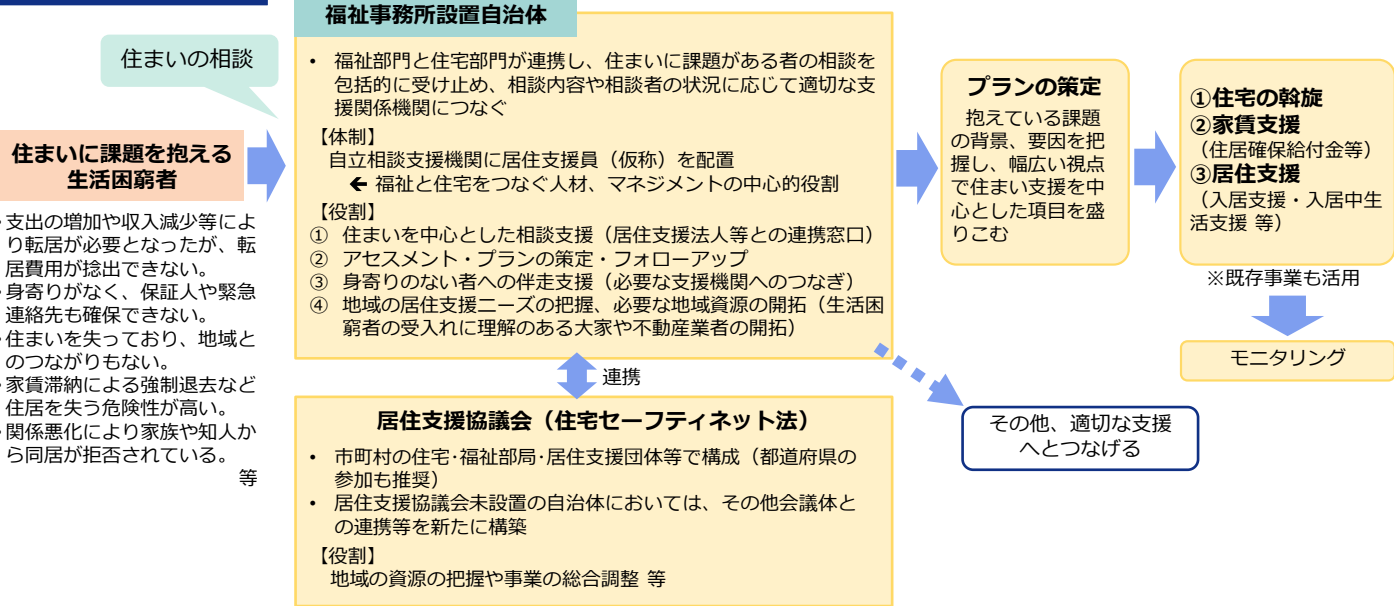
住まい支援システム構築に関するモデル事業

令和5年度補正予算 2.2億円

1 事業の概要

住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う「住まい支援システムの構築」に向けて、課題等を整理するため、モデル事業の実施に要する費用を補助する

2 事業のイメージ



3 実施主体等

【実施主体】：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体) ※居住支援法人、居住支援協議会等へ委託可

【補助率】：国3/4、福祉事務所設置自治体1/4

① 施策の目的

物価高騰による生活困窮者の増加に伴う緊急的な対応が必要であること、また、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、物価高騰等による生活困窮者の増加への対応や、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

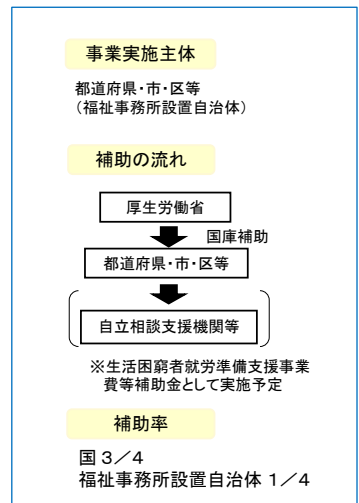
- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
(1団体50万円上限(広域的な活動を実施する団体については100万円))

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

拡充 生活困窮者自立支援制度の実施体制の確保
(必要な人員体制を確保できる補助体系の見直し)

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- コロナ禍で顕在化した新たな相談者層や孤独・孤立問題の深刻化、支援ニーズの多様化等の現状を踏まえ、自立相談支援事業等の補助体系の見直しを図り、自治体に対して支援の実施状況に応じた適切な支援を行うとともに、生活困窮者への支援の質の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

【自立相談支援事業に係る見直し案】

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、人口規模に対する標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績加算の実施
 - ・ 標準的な支援件数以上の支援実績がある場合について、基本基準額に当該実績に応じた加算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 取組内容の評価
 - ：アウトリーチ支援体制の整備、支援会議を活用した地域づくりの取組等を実施している場合

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) 負担率：3/4

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、生活困窮者の生活の立て直しや自立を支援していく上での重要な取組であり、更なる推進を図っていく必要がある。このため、両事業の補助体系の見直しを図り、自治体における支援の実施状況に応じた適切な補助を行うとともに、支援の質の向上を図る。
- また、就労準備支援事業では、交通費負担が就労体験の利用に繋がらない原因の一つになっていることから、就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就労準備支援事業・家計改善支援事業の補助体系の見直し

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績に応じた加減算の実施
 - ・ 標準的な支援件数と支援実績との間に一定の乖離がある場合、基本基準額に当該実績に応じた加減算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 取組内容の評価
 - ：アウトリーチ支援体制の整備、就農訓練事業（就労準備）、司法専門職との連携（家計改善）等を実施している場合

(2) 就労準備支援事業における就労体験先への交通費支給

就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進。

※実施主体が、就労体験等の利用が効果的と判断し、支援プランに位置づけることを前提として、交通費の負担を軽減する仕組みを創設

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）

補助率：就労準備支援事業：2/3

家計改善支援事業：1/2（自立相談支援事業・就労準備支援事業と一体実施している場合には2/3）

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の貸付実績 (実施期間：令和2年3月～令和4年9月末)

	貸付決定件数	貸付決定金額
合計	382.3万件	1兆4,431億円
緊急小口資金	162.1万件	3,038億円
総合支援資金 (初回貸付)	114.7万件	5,913億円
総合支援資金 (延長貸付)	45.3万件	2,348億円
総合支援資金 (再貸付)	60.1万件	3,133億円

※ 各資金種別の貸付実施期間については以下のとおり。

- ・ 緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）：令和2年3月～令和4年9月末
- ・ 総合支援資金（延長貸付）：令和2年7月～令和3年6月末
- ・ 総合支援資金（再貸付）：令和3年2月～令和3年12月末

緊急小口資金等の特例貸付を借りている生活困窮者への支援

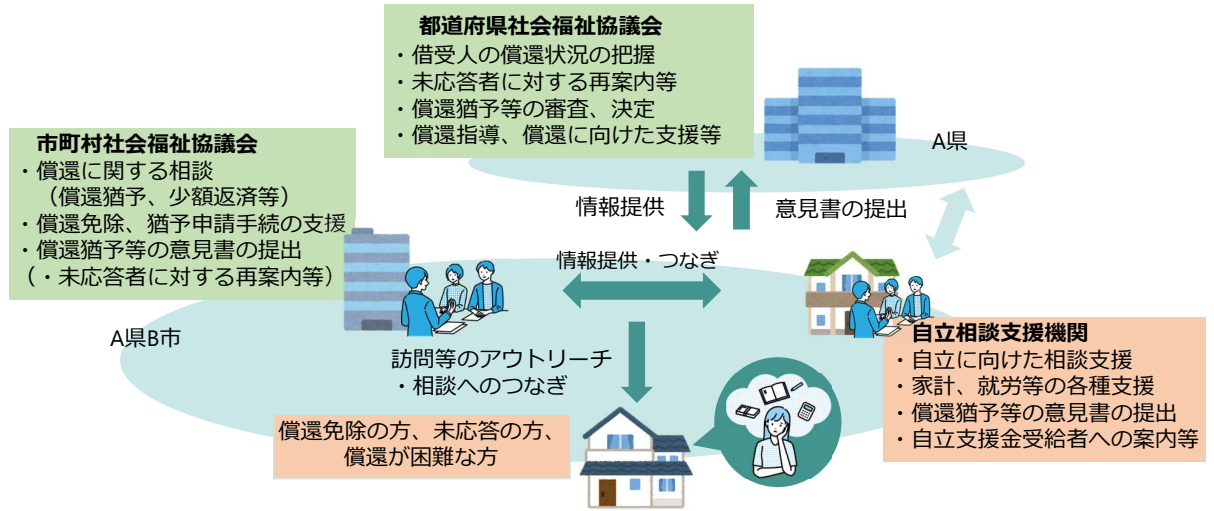
(都道府県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会・自立相談支援機関の連携)

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少ため、緊急小口資金等の特例貸付を受けた者のうち、現在も生活に困窮していることにより生活困窮者自立相談支援制度による支援を必要としている者

自立相談支援機関における支援のイメージ

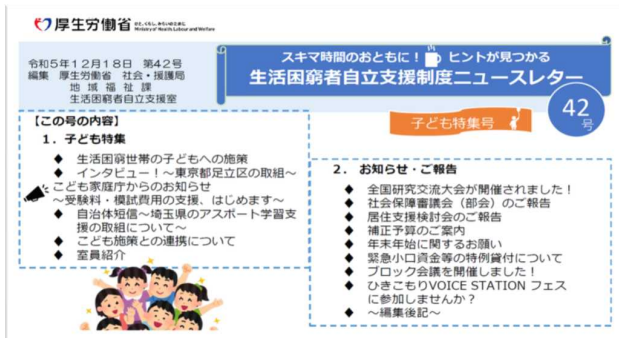
- ・社会福祉協議会からの情報提供も踏まえ、訪問等のアウトリーチや自立に向けた相談支援
- ・社会福祉協議会における特例貸付の償還免除や償還猶予に関する相談へのつなぎ
- ・家計改善、就労支援等の各種支援
- ・特例貸付の償還猶予等に係る意見書の提出



支援のヒント、最新情報等は こちらもご参照ください！

生活困窮者自立支援制度ニュースレター

生活困窮者自立支援制度の担当自治体職員・支援者向けに、各自治体の取組や制度の最新情報など、取組・支援の参考となる情報をお届けするニュースレターを発行しています。



困窮者支援情報共有サイト

～みんなつながるネットワーク～

生活困窮者自立支援制度の担当自治体職員・支援者等向けに、制度情報や研修の教材などを集約したウェブページです。支援員専用ページには、支援員同士が情報交換できるコーナーもあります。



バックナンバーはこちら

▲最新号

厚生労働省HP 「自治体担当者の方へ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

<https://minna-tunagaru.jp/>



支援員専用ページのID、パスワードは、地方自治体の生活困窮者自立支援制度担当にお問い合わせください※。



※ID等が不明な場合の照会先：ウェブサイト運営事務局
Mail: info@minna-tunagaru.jp
TEL: 03-3232-6131

第2 重層的支援体制整備事業等の取組状況について

(1) 現状・課題

- 重層的支援体制整備事業については、制度開始から3年が経過した。令和5年度においては189市町が重層事業を実施しており、令和6年度は346市町村が実施する予定である。引き続き、重層事業の効果的な実施等による包括的な支援体制の整備を進めていくとともに、実施を希望する市町村が円滑に本事業に移行できるよう、適切な支援が必要である。

(2) 令和6年度の取組

- 令和2年の社会福祉法改正法の附則に基づき、各自治体の事業内容等も踏まえながら課題を整理し、包括的な支援体制の構築等に向けた検討を開始することとしており、重層事業についても適宜見直しを検討する。
- 都道府県において重層事業を実施する市町村をバックアップするため、都道府県が行う市町村への後方支援に対して補助を行うほか、重層事業への移行を希望する市町村に対して補助を実施する。
- 国において、都道府県・市町村職員や重層事業に従事する職員等を対象とした人材養成事業に加え、重層事業未実施自治体や移行準備中の市町村を対象とした研修も実施予定。

(3) 依頼・連絡事項

- 市町村においては、重層事業の実施に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、重層事業の実施計画の策定や、事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成・予算執行にかかる体制の構築をお願いする。
一方、多機関協働事業等の人員配置状況についてアンケート調査を行ったところ、人口区分によって差異はあるものの、全体として、実際の人員数が、補助基準額において想定している人員数を上回っている区分よりも、下回っている区分の方が多くなっている傾向にあることから、令和7年度においては、同基準額を見直す方向で検討しているので、留意されたい。
- 国が行う人材養成研修については、重層実施市町村のみならず、事業未実施市町村向けの研修も実施する予定であるので、積極的な参加をお願いする。
- 重層事業への移行準備事業については、令和7年度末をもって終了する予定であるので、予めご承知置き願いたい。

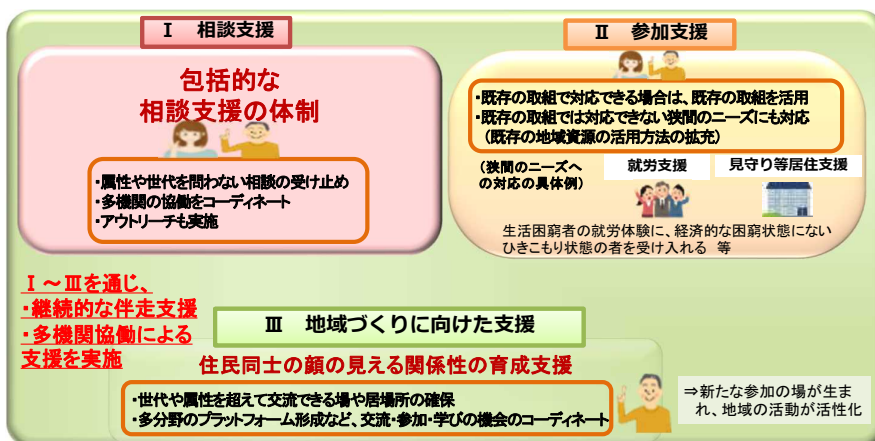
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では狭間のニーズへの対応などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において属性を問わない包括的な支援体制を構築できるよう、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施。

事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I相談支援、II参加支援、III地域づくりに向けた支援を一体的に実施。
- 希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制

【重層的支援体制整備事業】令和6年度予算案：543億円（令和5年度予算：322億円）

○ 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：1/2 都道府県：1/4 市町村：1/4

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和6年度予算案：12億円（令和5年度予算：29億円）

○ 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直ししている。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	（委託費）

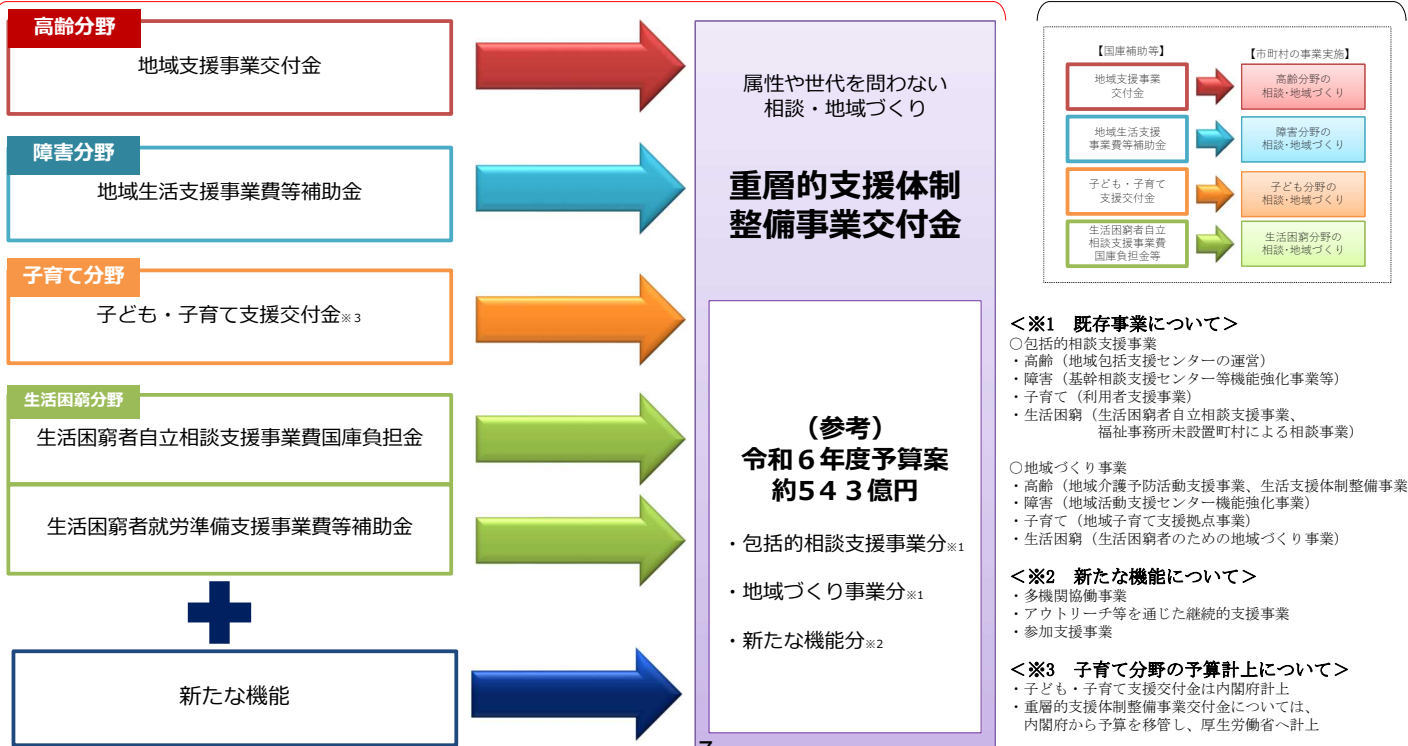
重層的支援体制整備事業交付金について

参考

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※1の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※2を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）



第3 ひきこもり支援について

(1) 現状・課題

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、市町村における相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府が令和5年3月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」結果では、15～64歳の年齢層において50人に1人程度がひきこもり状態にあるとの調査結果となっており、支援体制の整備が必要。また、昨年6月に公布された「孤独・孤立対策推進法（令和6年4月施行）」や就職氷河期世代支援の新行動計画等に基づき、ひきこもり支援の推進を図っていくこととしている。
- 支援対象者の抱える課題は複雑・複合化しており、支援の困難さや長期化により支援者自身が疲弊し、効果的・継続的な支援を阻害しているとの課題もある。

(2) 令和6年度の取組

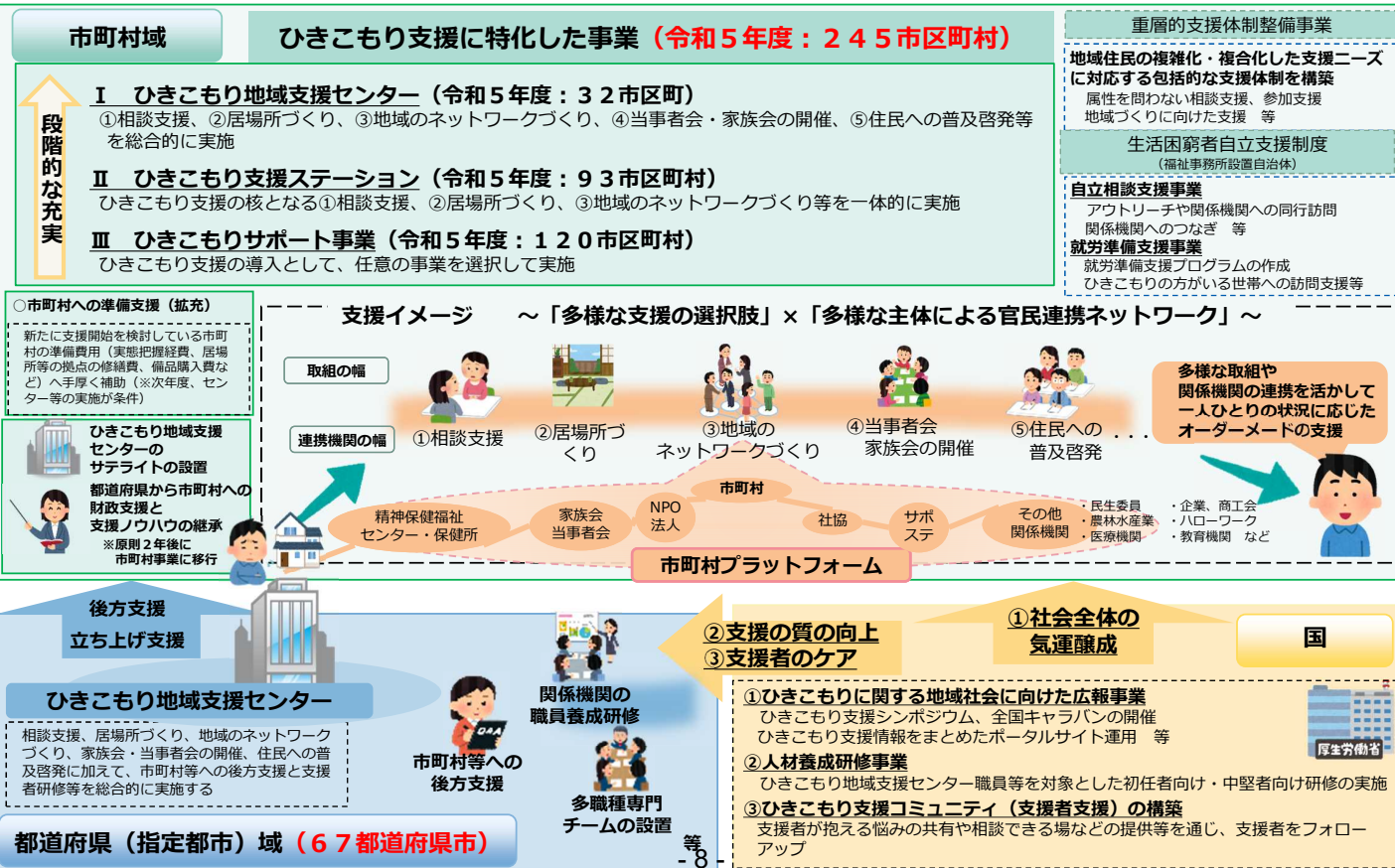
- 令和6年度予算（案）においては、各自治体における、ひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保するとともに、市町村が、新たにひきこもり支援を開始する場合の準備経費に対して補助を行い、支援体制整備の促進を図る。また、ひきこもり支援従事者をケアするための加算を創設し、効果的・継続的な支援体制の構築を図る。
- 今年度から令和6年度にかけ、8050世帯の顕在化など、ひきこもり支援にかかる現状の課題等を踏まえた、基礎自治体で支援に関わる職員や、委託先の相談機関、居場所職員等が拠り所とすべき支援マニュアル（仮称）の策定を進めている。

(3) 依頼・連絡事項

- 各市町村においては、令和6年度予算（案）を積極的に活用いただき、**ひきこもり支援センター等の設置を進め、相談支援の充実や居場所づくり、官民が連携した支援体制の構築を推進願いたい。**また、**各都道府県においては、管内市町村の取組について積極的な支援をお願いしたい。**
- 全市町村に対してお願いしている、**①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営**の3つの取組については、ひきこもり支援構築の基礎となる取組みであることから、**未だ実施されていない市町村におかれては、早急な取組みをお願いしたい。**また、都道府県においても、管内市町村の取組状況の把握に努め、必要なバックアップをお願いする。

ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築



都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

1 事業の目的

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 令和6年度においては、ひきこもり状態にある方が増加している状況への対応に加え、令和6年4月に施行される「孤独・孤立対策推進法」や就職氷河期世代支援の新行動計画等に基づくひきこもり支援の更なる推進のため、市町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」「ひきこもりサポート」事業の整備を促進する。
- 併せて、支援対象者が抱える複雑・複合化した課題や長期化する支援に対応している、ひきこもり支援従事者を支援するための加算を創設し、効果的・継続的なひきこもり支援体制の構築を図る。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

① 市町村における相談支援体制整備の促進

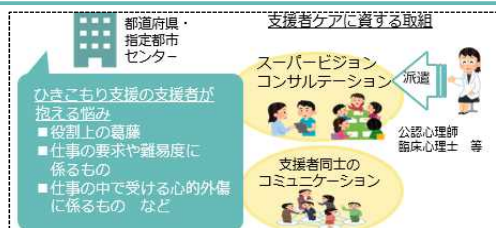
ひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保(※1)するとともに、市町村の支援環境の整備を促進させるため、センター等の設置に向けた相談の場、居場所づくり、実態やニーズ把握等の取組に必要な備品購入費や修繕費、準備スタッフの雇い上げ費用等の準備費用に対し補助(※2)する。

- ※1 ・実施主体：都道府県・市町村 <令和4年度実績> 257自治体 補助率：1/2
- ※2 ・実施主体：市町村(指定都市を除く。次年度新たにセンター等の事業を開始する市町村に限る) 補助率：3/4

② 支援者ケア加算の創設

支援者が抱える悩みの解消・抑制のため、オンラインのコミュニケーションツールを活用し、ひきこもり支援従事者同士が繋がることにより悩み等を共有するほか、公認心理師・臨床心理士等の派遣を受けてスーパーバイズ等を実施する場合、国庫補助基準額に一定の加算(2,000千円)を行う。

- ・実施主体：都道府県・指定都市 補助率：①と同様



【令和5年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】

ひきこもり支援にかかる支援マニュアル(仮称)の策定に向けた調査研究事業

事業実施団体：有限責任監査法人トーマツ

【背景】

- ・ 厚生労働省においては、ひきこもり状態にある方やその家族への支援について、基礎自治体(市区町村)による支援体制の構築を進めている。
- ・ 現在、支援現場や関係者の指針とされているものは、平成22年にまとめられた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」があるが、策定後10年以上が経過し、中高年齢層のひきこもり状態にある方の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化や、NPO法人などの多様な支援主体の参画など、ひきこもり支援の状況は大きく変化しており、現状の課題等を踏まえ、基礎自治体で支援に関わる職員や、委託先の相談機関、居場所職員等が拠り所とすべき新たな指針が必要である。

【目的やマニュアルの考え方】

- ・ 都道府県・指定都市・その他市区町村におけるひきこもり対象者への多様な支援について調査を行い、対応する職員等の心構え、知識、対応方法等を検討し、マニュアル(仮称)の骨子をまとめることを目的とする。
- ・ 当事者及び家族に寄り添う相談支援を実施するための指針とするため、支援にあたっての心構えや姿勢(価値や倫理)についても記載する。
- ・ ひきこもり当事者や家族等のおかれた状況は多様であることから、社会的孤立や生きづらさを抱えながらひきこもっている方やその家族を幅広くとらえ支援の対象とすることを記載する。
- ・ 名称については、今後、調査研究のなかでの議論を踏まえ設定する。(マニュアル、手引き、指針等)

検討スケジュール(予定)

【検討委員会】

第1回 令和5年8月7日(月)

- ・ 悉皆調査内容の検討
- 8月～9月 調査実施
- ・ 作業部会委員検討

第2回 令和5年12月

- ・ 骨子(案)の検討

第3回 令和6年1月

- ・ 骨子の検討、自治体あて意見照会

第4回 令和6年2月

- ・ マニュアル(仮称)の骨子案の検討、報告書(案)作成

【作業部会】

自治体職員等による
作業部会を設置

令和5年10月 第1回
第2回
11月 第3回

※調査結果をもとに、必要な支援について検討

令和6年1月 第4回
骨子(案)の確認

検討委員会構成

- 石川 良子(松山大学人文学部社会学科教授)
- ※宇佐美政英(国立国際医療研究センター国府台病院 児童精神科診療科長)
- ※近藤 直司(大正大学名誉教授)
- ※斎藤 環(筑波大学医学医療系社会精神保健学教授)
- ◎長谷川俊雄(白梅学園大学名誉教授)
- 林 恭子(一般社団法人ひきこもりUX会議代表理事)
- 板東 充彦(跡見学園女子大学心理学部臨床心理学教授)
- 藤岡 清人(特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり 家族会連合会理事長(共同代表))
- 山崎 正雄(高知県立精神保健福祉センター (高知県ひきこもり地域支援センター) 所長 全国精神保健福祉センター会長 ひきこもり者支援検討委員会委員長)
- ◎は座長 ※は「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」研究メンバー及び研究協力者

「ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業（令和3年度～）」の全体像

※令和5年度の取組実績

目的

地域におけるひきこもりに関する理解を深め、ひきこもり当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

イメージキャラクターの活用

引き続きイメージキャラクターに高橋みなみさん（元AKB48）を起用
※ポータルサイトに加え、Twitter、facebookなどのSNSを積極的に活用し情報発信を行う。



全国キャラバンの実施

地域に暮らすみんなで、誰もが
生きやすい社会・地域作りについて
考えるイベントとして開催！

2023年
10月14日(土)埼玉県
10月22日(日)長崎県
10月28日(土)京都府
11月18日(土)福島県
11月26日(日)鳥取県
12月9日(土)石川県

◆概要
2023年10月～12月全国6都市で
全国キャラバンを実施。
当事者の体験談を交えたイベントとする

◆ターゲット
ひきこもりに関心がある一般住民、
福祉に関心のある学生、ひきこもり支援従事者など

◆進め方
パネルディスカッション+ワークショップ



VOICESTATIONフェスの開催

2024年
2月10日(土)
渋谷ヒカリエ
ホールにて開
催！

『ひきこもりVOICESTATIONフェス』として
全国キャラバンの集大成となる
当事者の思いを乗せた啓発イベント（第1部）
パネルディスカッション（第2部）を開催

◆概要
高橋みなみさんと全国のひきこもり経験者による
オンライン座談会、事前に音声と文字で募集した
当事者のメッセージの朗読などを実施。
さらに、アンバサダーとともに全国キャラバ
ンの振り返りをパネルディスカッション形式で
実施し、偏見解消に向けた啓発イベントとする

◆その他
相談を希望する当事者・家族を相談窓口へと
つなげる支援情報、相談会の開催

広報の効果を高めるため、一定の期間に集中的実施

☆ひきこもりボイスプロジェクト

◆#ひきこもりボイスを集め
東京メトロ渋谷駅地下通路に
巨大ポスターとして掲示



その他広報の実施

☆地上波（Tokyo MX）による ひきこもりボイス
当事者経験者の声の発信 TV
◆高橋みなみさんがパーソナリティとなり、
ひきこもり・不登校経験のあるゲストタレントと
ともに、当事者・経験者のリアルな声に寄り添い、
視聴者に伝えていく番組

☆放映日
10月7日 14日
11月4日 11日
12月2日 9日
第一、第二土曜
16:00～16:30



☆朝日新聞デジタルにおけるPR記事の配信

◆カヤック冒険家 海谷一郎さん
◆医療法人社団災風会理事長佐々木さん

ひきこもり支援従事者のスキル向上と支援者自身のケア

（「ひきこもり支援実施機関支援力向上研修事業」「ひきこもり支援従事者コミュニケーションツール活用事業」）

1 事業の目的

- 基礎自治体におけるひきこもり支援体制の拡充に合わせて、令和4年度より、国が主体となって、ひきこもり地域支援センター職員やひきこもり支援ステーション職員等を対象とした新任職員向けの研修を実施しているが、令和5年度からは中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対しても、専門的な研修を実施し、良質な支援者の育成を目指す。
- ひきこもり支援対象者の抱える課題は、複雑・複合化しているとともに、セルフネグレクトの方への対応など、長期的な視点での支援が求められる。一方で、支援の長期化により、支援者自身が疲弊し、大きなダメージを受けるといった課題もある。このような支援者が抱える悩みに寄り添い、相談できる場の設置等により、地域における支援者支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム等

（1）ひきこもり支援実施機関支援力向上研修事業

新任職員研修（令和4年度～）

ひきこもり支援に携わることとなった新任職員に対して、必要となる知識や支援手法等を習得するための人材養成研修を実施する。

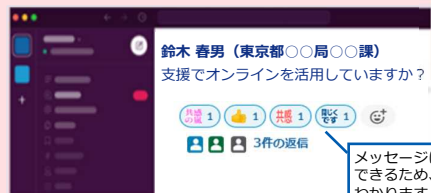


現任職員（中堅・指導者）研修（令和5年度～）

中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対して、より複雑化・複合化した課題に対する実践的な演習などを通じた支援者のスキルアップ、管内市町村や周辺自治体に対する研修実施を担う指導者の育成を実施する。

（2）ひきこもり支援従事者コミュニケーションツール活用事業（令和5年度～）

全国のひきこもり支援従事者同士が、気軽にひきこもり支援の有用な情報交換ができ、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができる、ひきこもり支援者のためのコミュニケーションの場をSlack（オンライン）上に設けることで、支援者をフォローアップする。



様々な自治体や役割の人が
相談ののってくれます

メッセージには気軽にリアクションが
できるため、他の人の興味の高さが
わかります

3件の返信

佐藤 夏子（横浜市〇〇局ひきこもり支援課）
うちは、オンラインゲームの「マイクラフト」を活用します！マイクラフトは学校のプログラミング学習などにも活用されているので、比較的抵抗感なく利用に繋がっているようです。

田中 秋男（和歌山県NPO法人〇〇）
利用者が普段から使っているツールに合わせ、Google Meet、Zoom、LINEのビデオ通話を使い分けていますよ。

第4 成年後見制度の利用促進について

(1) 現状・課題

- 成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に創設され、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度である。
- 成年後見制度が十分に利用されていなかったことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立。
- 令和4年3月、第二期成年後見制度利用促進基本計画（期間はR4～R8年度の5年間）を閣議決定。
- 第二期計画を踏まえ、成年後見制度の利用も含めた権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。

(2) 令和6年度の取組

- 第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進める。
- これらを推進するため、令和6年度予算案では、「都道府県・市町村・中核機関における権利擁護支援体制の強化」や、「地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化」のほか、**身寄りのない単身高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組も含めた「持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施」**などに必要な経費を計上している。
- また、**令和6年度は、第二期計画の中間検証**として、各施策の進捗状況等を踏まえた課題の整理・検討を行う。

(3) 依頼・連絡事項

- 第二期計画において、以下の項目について**令和6年度末までのKPIが設定されているので、取組を進めていただきたい。**
- 都道府県におけるKPI** ※以下のKPIについて、令和6年度末までに全都道府県で実施
 - ①担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成方針の策定、②担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施
 - ③市町村長申立てに関する研修の実施、④都道府県単位等での協議会の設置、⑤意思決定支援研修の実施
- 市町村におけるKPI** ※以下のKPIについて、令和6年度末までに全市町村で実施
 - ①市町村計画の策定、②成年後見制度や相談窓口の周知、③中核機関の整備、④成年後見制度利用支援事業の推進

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

事項	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R4.4時点)
		任意後見制度の利用促進	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
任意後見制度の利用促進	・周知・広報	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		任意後見制度の周知・広報 1,031 / 1,741市町村
	・適切な運用の確保に関する取組	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討					50 / 50法務局・地方法務局 (R5.2時点) 286 / 286公証役場 (R5.2時点)
担い手の確保・育成等の推進	・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討					担い手の育成方針の策定 2 / 47都道府県
	・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等		市民後見人養成研修の実施 15 / 47都道府県 法人後見実施のための研修の実施 18 / 47都道府県
市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進	・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施		市町村長申立てに関する研修の実施 30 / 47都道府県
	・成年後見制度利用支援事業の推進	市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実態の改善					成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用636 / 1,741市町村 報酬 746 / 1,741市町村 障害者関係 申立費用632 / 1,741市町村 報酬 730 / 1,741市町村
権利擁護支援の行政計画等の策定推進	・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施		市町村による計画策定・必要な見直し 1,094 / 1,741市町村
都道府県の機能強化	・都道府県による協議会設置	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		都道府県による協議会設置 19 / 47都道府県

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

項目	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況
見直し等の検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				—
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化。新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				—
制度の運用改善等	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施 都道府県による研修の継続実施				意思決定支援研修の実施 16 / 47都道府県
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				—
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成				—
	・基本的考え方の整理と普及	—	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				—
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				—
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	・柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む)	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討 成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討				—
	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及				—
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及と方策の検討				—
地域連携ネットワークづくり	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知 市町村による周知の継続				制度や相談窓口の周知 1,471 / 1,741市町村
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備 市町村による中核機関の運営				中核機関の整備 935 / 1,741市町村
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	中核機関のコーディネート機能の強化				—
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				—
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				—
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等を踏まえた重複事業の効果的な取組方策の検討		—

成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

令和6年度当初予算案 11.4億円 (8.1億円) ※()内は前年度当初予算額

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、**同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性**が示されている。
 - この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「**権利擁護支援の地域連携ネットワーク**（※）づくり」を後押しするとともに、**身寄りのない単身高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組も含めた「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた検討を進める。**
- ※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれた令和6年度末のKPIの達成に向けて、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化を強力に推進する。

主なKPIの進捗状況
 ・市町村による中核機関の整備 935市町村 (53.7%) / 1,741市町村
 ・都道府県による協議会の設置 19都道府県 (40.4%) / 47都道府県

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による意思決定支援研修の実施や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。

2. 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

(1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応していくため、市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組等について、実践事例を通じた分析・検討を深め、各種取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。
- 令和6年度は、新たに単身高齢者等の生活上の課題に対応するための取組を試行的に実施するとともに、これまでのモデル事業の実践等を踏まえた上で、法人後見の取組に民間事業者等が参画する取組の実施の促進を図る。

(2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- (1) のモデル事業の実践を踏まえ、それぞれの取組の具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理するとともに、金銭管理が必要な者の将来推計を行うなど新たな支援策構築に向けた調査等事業に取り組む。



拡充

新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 (内線2228)

令和6年度当初予算案 1.0億円(98百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

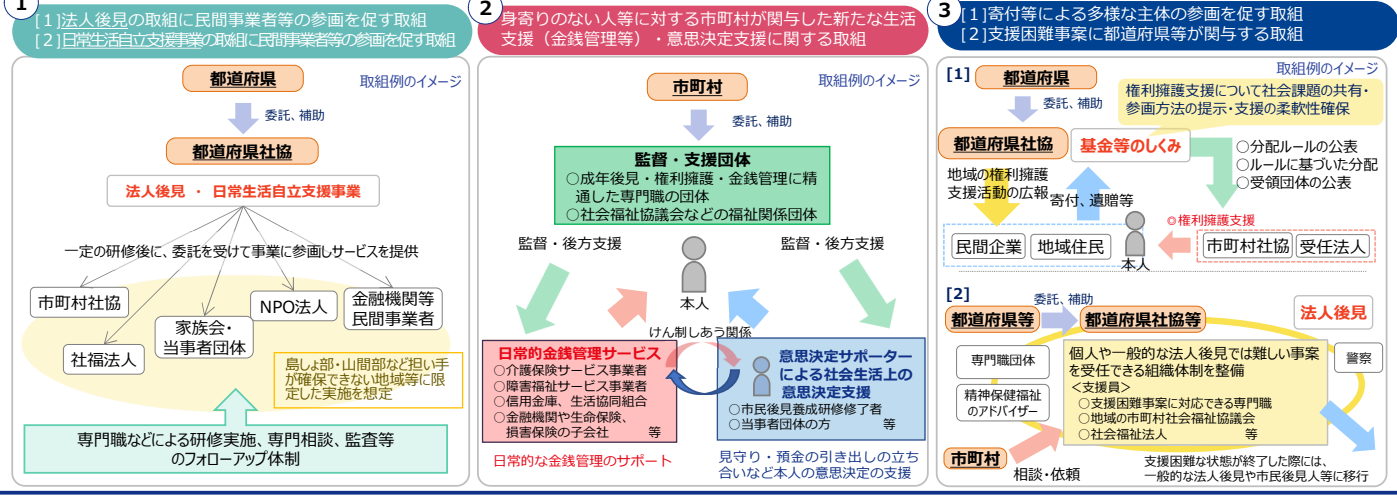
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度(民法)の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実践事例の拡充を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**各種の取組(下図①、②及び③)の実践事例を通じた分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。**
- そのうち**法人後見に関する取組(下図①[1])**については、これまでのモデル事業の実践や令和5年度に策定する「法人後見(業務委託型)実施の手引き(案)」をもとに**その実施の促進を図るとともに、取組拡大に向けて解消すべき課題の検証等を行い、その成果を反映して本手引きの成案を得る。**

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

(実績) 10自治体(令和4年度)

● 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村(委託可) 【基準額】 ①の[1]以外の取組 1自治体あたり 5,000千円【補助率】 3/4 ①の[1]の取組 1自治体あたり 10,000千円【補助率】 1/2



拡充

新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 (内線2228)

令和6年度当初予算案 1.0億円の内数(98百万円) ※()内は前年度当初予算額

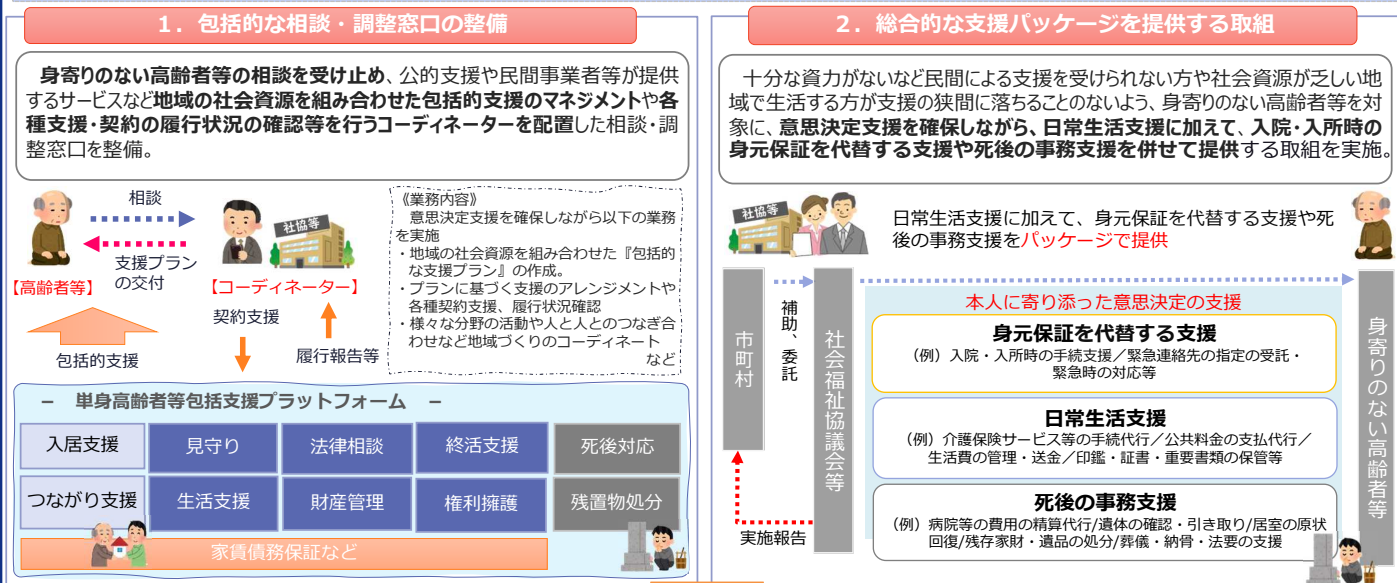
※ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し、課題の検証等を行う。**

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】 市町村(委託可) 【基準額】 1自治体あたり 5,000千円/取組 【補助率】 3/4



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

連 絡 事 項

第1 生活困窮者自立支援制度の推進等について（生活困窮者自立支援室）

1 生活困窮者自立支援制度の推進

（1）生活困窮者自立支援制度の見直しの方向性

生活困窮者自立支援制度の見直しについては、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（以下「部会」という。）の最終報告書（令和5年12月27日公表）において、

- ・ 自立相談支援機関の機能強化（支援会議の設置の努力義務化など）
- ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の強化
- ・ 居住支援の強化（自立相談支援事業における住まい相談機能の明確化、シェルター事業及び地域居住支援事業のうち必要な事業の実施の努力義務化、低廉な家賃の住宅への転居費用の補助など）

等について検討していくことが必要との方向性が示された。特に居住支援の強化については、「全世代型社会保障構築会議」や「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」（国土交通省・厚生労働省・法務省の3省合同で開催）における議論も踏まえ、部会でも検討を深めていただいた。

（2）生活困窮者自立支援法等の改正について

「最終報告書」で示された方向性等を踏まえ、本通常国会に、「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を提出したところ。下記の主な改正内容（一部を除き令和7年4月1日施行）について御承知いただきたい。その上で、任意事業を未実施の自治体においては、法律案の内容も踏まえて、実施について積極的に検討いただきたい。なお、生活保護法における改正内容については、保護課の資料を御確認いただきたい。

- ① 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】
 - 高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が地域で安心して生活できるよう、国土交通省等と連携し、賃貸人（大家）が賃貸住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図る。
 - そのための主な改正内容としては、
 - ・ 生活困窮の相談窓口・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援の相談の明確化
 - ・ 居住支援事業について、地域の実情に応じた必要な支援の実施を努力義務
 - ・ 住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための費用を補助などが挙げられる。
 - なお、国土交通省の方でも、住宅セーフティネット制度の見直しを行うため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正法律案を国会に提出（令和6年3月8日）。

② 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

ア 生活困窮者就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進

- 生活困窮状態からの脱却には、収入・支出の両面から生活を安定させることが必要不可欠であり、就労に向けた準備を支援する「就労準備支援事業」及び家計管理を支援する「家計改善支援事業」は、生活困窮者の自立の促進に成果をあげている。
- 就労準備支援事業の実施率は83%（令和5年度予定）、家計改善支援事業の実施率は86%（令和5年度予定）となっている。両事業の全国的な実施を推進するとともに、地域資源を有効に活用し、事業の質の向上を図り、支援の体制を充実させていくため、改正法律案には、
 - ・ 家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げること
 - ・ 就労準備支援事業又は家計改善支援事業を行うに当たっては、自立相談支援事業とこれらの事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする
 - ・ 自立相談支援事業を行うに当たっては、アウトリーチ・地域住民の交流拠点との連携等により、生活困窮者の状況把握に努めるものとする（公布日施行）
 - ・ 国は、就労準備支援事業・家計改善支援事業等の全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定することなどの改正内容が含まれる。

イ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携等

- 生活困窮者自立支援制度と生活保護をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するため、保護の実施機関（福祉事務所）が必要と認める場合には、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を生活保護受給者が利用できることとする。なお、生活保護受給者が生活困窮者向けの事業に参加する場合でも、保護の実施機関が継続して関与する仕組みとする。

ウ 相談支援の強化

- 多様で複雑な課題を有する生活困窮者や生活保護受給者に対しては、地域の関係機関が連携し、情報を共有しつつ支援を行うことが重要である。
- しかしながら、生活困窮者自立支援制度における支援対象者に関する情報共有や支援の連携体制の検討を行う「支援会議」については、設置率（予定含む・令和3年）は42%にとどまる。
- そこで、生活困窮者自立支援制度における支援会議について、その設置と、生活困窮者の把握のために地域の実情に応じて活用することを努力義務化とする。

【関連資料掲載先】

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書（令和5年12月27日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37149.html

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000043.html

「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」（令和6年2月9日国会提出）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/213.html>

「住宅セーフティネット法の一部を改正する法律案」（令和6年3月8日国会提出）

<https://www.mlit.go.jp/policy/file000003.html>

(3) 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携の促進

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度については、一方の制度から他方の制度へ移行する者も一定数いる。そのため、切れ目のない、一体的な支援を行う観点から、両制度を連続的に機能させていくことが重要である。また、地域の支援資源を有効活用する観点からも、両制度の事業の実施における連携強化に取り組むことが必要である。

最終報告書においては、「被保護者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び居住の支援については、多くの被保護者が支援を受けられるようにするため、任意事業として法定化する」とともに、両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するため、「被保護者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び居住の支援の実施に代えて、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び地域居住支援事業を被保護者に対しても実施することを可能とすることも検討する必要がある」とされた。

また、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度は、これまでそれぞれ独自の制度として役割を果たしてきた。他方、両制度の関係者に対して、両制度の共通の基盤となっている「地域共生社会」の実現・本人の「自立」に向けた支援を行うということが徹底されていくことも重要である。そのため、最終報告書では「両制度で連携して研修を実施するなどにより、相互理解を深めながら支援を進める視点も必要である。」とされた。

これらの指摘も踏まえて、本通常国会に提出した改正法律案では、前述の「②支援関係機関の連携強化等の措置」の「イ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携等」に記載のとおり、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携強化を図っている。各自治体におかれては、法律案も踏まえて、生活保護制度所管課とも協議しつつ、両制度の更なる連携強化について前向きに御検討いただきたい。

なお、両制度の連携については、これまでも、

- ・ 自立相談支援機関は、生活保護が必要であると判断される方を確実に福祉事務所につなぐとともに、
- ・ 福祉事務所は、生活困窮者自立支援制度の対象となり得る方を適切に自立相談支援機関につなぐこと

等を示しているところである（「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成27年3月27日付け社援保発第0327第1号・社援地発第0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長及び地域福祉課長連名通知））。加えて、平成30年改正法により、生活困窮者自立支援法及び生活保護法において、この取扱いを法律上も明確化した。自立相談支援機関と福祉事務所におかれては、引き続き研修等の機会を活用して相互に他方の制度への理解を深めつつ、日常的に緊密な連携をお願いしたい。

【参照条文】

- 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（抄）
（情報提供等）

第23条 都道府県等は、第7条第1項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第2項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）（抄）
（情報提供等）

第81条の3 保護の実施機関は、第26条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（4）自立相談支援事業等の補助体系の見直し

① 見直しの概要

自立相談支援事業等については、部会の中間まとめ（令和4年12月20日公表）において、「支援実績や支援の質等を考慮しつつ、地域の実情に応じて専任職員の配置も含めた適切な人員体制の確保や支援員の処遇の改善が重要」であり、「地域で必要とされる支援を適切に実施できる人員体制等の確保が可能となる仕組みの構築」が必要とされた。また、令和4年の財政制度等審議会における「令和5年度予算の編成等に関する建議」において、「支援実績に基づく仕組みに再編すべき」とされている。

これらの指摘を踏まえ、令和6年度当初予算案では、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、支援実績等の現場の実情を適切に評価するとともに、支援の質の向上に向けた体制強化や取組を評価することができる補助体系へと見直しを図ることとしている。このため、令和6年度の自立相談支援事業等の国庫負担金・補助金の協議に当たっては、これらを基に実施することとなる旨を御了知願いたい。また、今回の補助体系見直しの趣旨を踏まえ、更なる支援の充実・強化及び支援の質の向上に取り組んでいただくようお願いす

る。

なお、令和6年度においては、経過措置を講ずる予定である旨を申し添える。

② 具体的な見直し方針

自立相談支援事業等については、現行の人口規模別に設定された基準額及び各加算について、以下の内容に見直す。

ア 基本基準額

人口規模に応じた標準的な新規相談件数をカバーする水準の基準額を設定

イ 支援実績加算

標準的な新規相談・支援の件数を上回る新規相談・支援がある場合に、当該件数に応じて基準額に加算（定額）

ウ 支援の質の評価に係る加算

支援内容の充実に向けた体制強化や取組を行う場合に、基準額に加算（定率）

<加算要件の例>

i) 良質な人材の確保

各事業において、以下の職員を2割以上配置している場合

- ・ 常勤職員・専任職員（他事業と兼務していない職員）
- ・ 有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師・臨床心理士 等）
- ・ 経験年数が5年以上の職員

ii) 支援内容の充実のための体制強化

（自立相談支援事業）

- ・ アウトリーチ支援体制の強化（アウトリーチ支援員を配置している、又は、出張相談会を実施している）
- ・ 時間外、休日の支援体制整備（時間外・土日開所、夜間・祝日のSNS相談等）
- ・ 地域づくりの推進（支援会議を活用した地域のネットワーク構築）

（就労準備支援事業）

- ・ 既存の各種加算の要件を適用（アウトリーチ支援等推進事業加算、就農訓練事業加算、福祉専門職との連携支援事業加算、インセンティブ加算）等

（家計改善支援事業）

- ・ 司法専門職との連携、支援対象者への訪問支援、支援機関への同行支援の取組を実施

（5）自立相談支援機関の機能強化等

① 自立相談支援機関の機能強化

ア 物価高騰等の影響による支援ニーズへの対応

昨今の物価高騰等の影響により、生活や住まいに不安を抱えられる方などに対して、自立相談支援機関で相談への対応を行っていただいた。

自立相談支援の相談件数等を見ると、令和2年度に急増し、令和3年度は減

少しものの、令和4年度も新型コロナウイルス感染症感染拡大以前に比べると増加している状況が続いている。

	R1	R2	R3	R4 (速報値)
自立相談支援件数	24.8 万件	78.6 万件	55.6 万件	35.2 万件※
住居確保給付金支給件数	0.4 万件	13.5 万件	4.6 万件	2.4 万件※

※ R4については、令和5年11月時点の速報値であり、今後数値の変動があり得る。

このため、令和5年11月29日に成立した令和5年度補正予算においては、NPO法人等と連携した緊急対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援の機能強化を図ることとしている。

具体的には、「生活困窮者自立支援の機能強化事業」として、自立相談支援員や家計改善支援員等の加配、NPO法人等との連携強化、支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等への活動支援などのメニュー事業を設けているので、各自治体におかれては、積極的に御活用いただき、地域の実情に応じた支援体制の構築をお願いする。

当該補助金については、令和5年度中の事業について執行した上で、予算残額は、令和6年度へ繰り越すことを予定しているため、地域の実情を踏まえた柔軟な執行をお願いする。

(生活困窮者自立支援の機能強化事業におけるメニュー事業)

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援（1団体50万円上限（広域的な活動を実施する団体については100万円））

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化（自立相談支援員や家計改善支援員の加配など）
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

イ 関係機関と連携した債務整理の支援

特例貸付の償還に関する相談支援等を行う中で、特例貸付以外の債務の存在

が判明し、生活を再建するためには当該債務も含めた整理を行う必要がある場合には、多重債務相談窓口や消費生活相談窓口、法律に関する専門機関である法テラス、弁護士会、司法書士会等の関係機関と連携した対応をお願いしたい。具体的には、多重債務や法律相談の相談窓口を案内するほか、それらの相談窓口へのつながりや同行支援、定期的な法律相談の開催など、本事業を活用し、地域の実情に応じた必要な支援をお願いしたい。

② 関係機関と連携した包括的な支援体制の構築

ア 支援会議の積極的な設置

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、関係機関と連携し、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行うことが重要である。

平成30年改正法では、支援を必要とする人の早期の発見・支援へのつながりを目的として、関係機関間の情報共有の場及び地域における支援体制の検討の場として、新たに「支援会議」を創設した。

最終報告書においては、支援会議の設置について「設置を努力義務化することにより、各福祉事務所設置自治体での設置の取組をより一層促進することが必要である」とされたところであり、支援会議未設置自治体においては、支援会議の設置について前向きに御検討いただきたい。

支援会議を設置する際、支援調整会議や、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく協議会（自立支援協議会）、重層的支援体制整備事業における支援会議、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に規定する孤独・孤立対策地域協議会などの他法に基づく会議体の枠組みを活用して支援会議を設置しても差し支えない。また、公的な機関や関係部局のみならず、地域で様々な活動を行っている民間団体との連携についても推進するようお願いする。

支援会議の取組の好事例については、自治体に収集の御協力をいただき、本章の巻末にそれらの一部を掲載している。支援会議の設置に向けた検討や運用において、御活用されたい。

なお、支援会議の設置・運用に当たっては、下記のガイドラインや質疑応答集も御参照いただきたい。

【参考資料】

「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて」（平成30年10月1日付け社援地発1001第15号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000362601.pdf>

「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の一部施行」（平成30年10月1日施行分）に関する質疑応答集について」（平成30年10月1日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自

立支援室事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000362616.pdf>

イ 関係機関との連携

自立相談支援機関につながっていない生活困窮者を確実につなげるよう、自立相談支援機関と関係機関との具体的な連携方法については、これまで連携先ごとに通知等によりお示ししてきたところ。各自治体においては、これまでの関係通知を御確認の上、必要な連携体制の見直しや対応強化を進めていただきたい。

なお、関係機関から情報提供があったケースについては、アウトリーチ等の支援を行うほか、事案の緊急性等を踏まえて生活困窮が疑われる場合には自立相談支援機関の連絡先を情報提供する等の対応も考えられるところであり、自立相談支援機関の体制も踏まえて、柔軟な対応をお願いする。

【連携通知の例】

- ・ 「生活困窮者自立支援制度における地方自治体と公共職業安定所との更なる連携強化について」（平成 30 年 10 月 1 日付け社援地発 1001 第 7 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」（平成 30 年 10 月 1 日付け社援地発 1001 第 8 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について」（平成 30 年 10 月 1 日付け総税企第 119 号・社援地発 1001 第 9 号総務省自治税務局企画課長及び厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会等の連携について」（平成 30 年 10 月 1 日付け社援地発 1001 第 10 号・国住心第 393 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 8 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「こども施策と生活困窮者自立支援制度との連携について」（令和 5 年 8 月 25 日付けこ支虐第 144 号・こ支家第 211 号・社援地発 0825 第 1 号こども家庭庁支援局虐待防止対策課長・こども家庭庁支援局家庭福祉課長・厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知）

(6) 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の促進

① 就労準備支援及び家計改善支援の促進

就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、令和 4 年度の事業実績は、就労準備支援事業では 695 自治体（77%）、家計改善支援事業では 712 自治体（79%）となっている。

最終報告書においては、生活困窮に直面している者が困窮状態から脱却するためには、収入面と支出面の両面から生活を安定させることが必要不可欠であることから、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、「全国どこに住んでいても、必要な支援を受けることができる体制の整備が重要」とされている。

各都道府県におかれては、両事業が未実施の自治体に対し、引き続き、事業の実施に向けて、必要な助言や、広域実施のための関係市町村間の調整等も含めた支援を行っていただくとともに、事業を実施しているものの利用実績が低調な自治体に対しても、好事例の横展開等の必要な支援を行っていただくようお願いする。

② 就労準備支援事業や家計改善支援事業の広域実施の促進

効果的に自立に向けた支援を行っていくためには、任意事業の実施率を高め、支援メニューを増やすことが重要である。一方で、就労準備支援事業や家計改善支援事業等の任意事業については、地域に活用可能な資源がない等の理由により、事業の実施が困難な自治体が見受けられている。

そのような自治体の事情も踏まえ、最終報告書においては、両事業について「必須事業化を行わないとしても、自治体で効果的かつ効率的に実施されるよう、国は、事業実施に向けた自治体の支援を行うとともに、広域連携等の必要な環境整備を行うなど、全国における実施を目指すことが必要である」とされている。

各都道府県におかれては、未実施自治体同士の連携や広域実施について、下掲の自治体の取組例や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に広まった、ICTの活用例を参考としながら、任意事業の実施を推進していただきたい。

また、一時生活支援事業については、「一時生活支援事業の共同実施」に係る事業においても補助が可能となっているので、積極的な活用をお願いする。

(広域実施の取組例)

形態	参加自治体	実施事業	ポイント
市主体	兵庫県加西市等3市	就労準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加西市は、人口規模約4.3万人の小規模な自治体で、就労準備支援事業を実施するにあたり、委託できる団体が存在しなかった。 ○ 北播磨圏域での広域実施を提案したところ、加東市、西脇市から賛同が得られ、3市合同での実施となった。(事務局を持ち回りで担当。) ○ 広域実施においては、開拓した就労体験先の共有、就労体験の共同実施、定期的な連絡会の開催などを行っている。

県主体	熊本県内 9 市 31 町村 (一時生活支援事業の場合)	就労準備 家計改善 一時生活 学習生活 支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時生活支援事業では、熊本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績を生かし、熊本県管轄の 31 町村と 9 市で共同実施。 ○ 熊本県内は、任意 4 事業全てにおいて実施率が 100%。
	茨城県内 11 市	家計改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 茨城県と協定市 (11 市) で、運営会議を定期的に開催しながら広域的に共同実施を展開。 ○ コロナ禍では、オンライン面談や電話・メール相談も実施。

(7) 自治体職員や支援員向けの支援

① 専門スタッフ派遣によるコンサルティングの実施

事業の立ち上げや実施に際して専門的助言等を必要とする自治体に対し、令和元年度から、国の事業として、適切な支援が可能な専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達・助言等を行うコンサルティング事業を実施している。これにより、支援員のバーンアウトを防ぐとともに、全国的なスキル向上を目指している

令和 5 年度は就労準備支援事業や家計改善支援事業の立ち上げ支援のほか、子どもの学習・生活支援事業等の多様なテーマを設けているところ、36 自治体の申込みを受け、対象自治体が希望する事業内容に応じてコンサルティングを実施している。

なお、令和 5 年度のコンサルティング希望事業の内訳は、以下のとおり。

事業名	実施自治体数
就労準備支援事業 (立ち上げ支援)	9
家計改善支援事業 (立ち上げ支援)	10
就労準備支援事業 (実施上の課題解決のための支援)	7
家計改善支援事業 (実施上の課題解決のための支援)	5
子どもの学習・生活支援事業	1
一時生活支援事業	1
その他 (官民連携等)	12
合計	45

※ 複数の事業についてコンサルティングを実施する自治体もある。

コンサルティングでは、以下のような支援を展開している。

- ・ 任意事業が未実施の自治体に対しては、実施するために必要となる地域の関係機関との連携方法や社会資源の活用方法等について、その自治体の地域特性に応じた具体的な働きかけ方を提案。また、事業を実施することによる財政的効果の表し方や、類似した人口規模の自治体の例を

参考に予算案や人員配置案を提案するなど、必要な予算の確保に向けた助言を実施。

- ・ 任意事業を実施している自治体に対しては、現在の取組状況や支援実績、課題と感じている点等を確認し、課題解決に向けた改善内容を提案。例えば、家計改善支援事業では、入口の相談時に家計表の作成を行うことで、世帯全体の置かれた状況等のアセスメントが可能であることや、税務等担当課への分割納付のための同行支援の実践例を紹介することで、任意事業の効果的な取組方法や庁内連携についての具体的な助言を実施。

これまでにコンサルティングを実施した自治体からの意見は以下のとおり。

- ・ 事業実施に向け、運営体制や人員配置等の具体的なイメージをもつことができた。
- ・ 自立支援機関との連携や役割分担について確認することができた。
- ・ 自治体の地域特性を踏まえた具体的なアドバイスを受け、各事業の効果的な取組方法を知ることができた。
- ・ 事業立ち上げ後も、先進事例等を参考としたいことがあるので、継続した支援をお願いしたい。

今後については、継続した支援の要望があることも踏まえ、引き続き事業の立ち上げ後の支援も実施するほか、子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援等の任意事業、支援会議の設置・運営等の多様なテーマを設ける方向で検討している。

なお、令和6年度も下記のスケジュールでコンサルティングを行う予定であるので、円滑かつ適切な事業実施や事業内容の充実、支援スキルの向上のため、積極的にコンサルティング事業を御活用いただきたい。

(令和6年度のスケジュール(予定))

- ・ 7月頃(目途) 希望調査
- ・ 夏頃から～ コンサルティング実施

特に、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、引き続き全国どこでも必要な支援を受けられるようにしていくことが望ましいものである。そのため、都道府県は、事業未実施や事業実施に課題のある市町村に積極的にコンサルティング事業を御活用いただけるよう、働きかけをお願いする。また、令和6年度から、国が都道府県と相談した上で、任意事業の実施予定がない自治体等から「重点支援自治体」を選定し、従来よりも派遣回数を増やすなど、より充実したコンサルティング事業を行うこととしているので、御承知おきいただきたい。

② 情報共有サイトによる支援

全国の支援員や行政職員が互いに支援に必要な情報を共有できるよう、令和

元年度以降、「困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）」を開設している。本サイトでは、生活困窮者支援に関する研修会や全国各地の情報、厚生労働省からの通知や事務連絡、社会福祉推進事業の報告書や支援ツール、都道府県研修用の教材、ブロック別研修の資料等、支援に関する情報を見やすく、分かりやすく、総覧的に閲覧することができる。

本サイトは、一般の方にも広く関心を持っていただけるよう大部分を公開しているが、一部については、支援員及び行政職員向けの限定公開としている。限定公開部分では、自治体毎のログインID・パスワードで入ることができる仕組みとなっており、自治体の支援事例等といった支援に役立つ情報が随時共有されている。

各自治体におかれても、各地で開催されるイベント情報など、随時掲載を依頼することが可能であるので、本サイトを積極的に御活用いただき、支援に役立つ情報の共有を図っていただきたい。

【ホームページ】 困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）
<https://minna-tunagaru.jp/>

（8）生活困窮者の状況に応じた多様な働き方の確保

① 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング支援等の更なる促進

個々の状況に応じた就労支援を行うためには、多様な就労体験・訓練先を確保すること重要である。また、効果的な支援の実施のためには、企業開拓の好事例の共有等の都道府県による広域的な取組と、市町村による地域や利用者に密着した取組との連携が必要である。

そのため、令和2年度から、都道府県等を対象に、就労体験・就労訓練先を開拓し、利用者の状態像や企業の特徴に応じた業務の切り出しの提案を行いながら、利用者と企業のマッチングを行うモデル事業を実施している。令和5年度からは本モデル事業を拡充し、マッチング後の利用者と就労体験・訓練先双方のフォローアップまでの一貫した支援の充実を図ったところである。

令和6年度は、国において、これまでの都道府県を中心としたモデル収集に加えて、市町村でのモデル収集を行う予定であり、市町村におかれても、積極的に本モデル事業を御活用いただきたい。都道府県等においては、本モデル事業により設置するマッチング支援担当者を中心として、管内の自立相談支援機関などを通じて支援対象者の就労ニーズを聞き取るとともに、地域の事業主の人材ニーズを把握することで、相談者と事業主の双方にとって望ましいマッチングを促進するようお願いする。また、マッチング支援担当者におかれては、マッチング後も、体験・訓練受入に伴う事業主側への支援プログラムの策定支援や雇用管理支援も含めた、支援対象者と企業等双方に対するフォローアップ支援に積極的に取り組むようお願いする。

なお、令和7年度以降の事業のあり方については、国において、これまでの事業の実施状況を踏まえて検討する予定。

② 就労体験における交通費負担の軽減（新設）

就労準備支援事業の更なる利用促進を図るため、令和6年度から、就労体験利用時の交通費負担を軽減する仕組みを設ける予定であるので、併せて御活用いただきたい。詳細は追ってお知らせする。

③ 認定就労訓練事業の申請手続の簡素化及び利用の更なる促進

地方分権改革提案（令和4年度）を踏まえ、申請者及び地方公共団体の負担軽減を図るため、生活困窮者就労訓練事業の認定の申請に係る添付書類について、登記事項証明書、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類を不要とするなどした。

改正の詳細については、「認定就労訓練事業の活用促進について」（令和5年4月17日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）に記載しているので、当該事務連絡に掲載の取組事例等と併せて御参照いただき、認定就労訓練事業所の開拓及び認定就労訓練事業の更なる利用促進をお願いする。

④ 特定求職者雇用開発助成金制度

特定求職者雇用開発助成金は、様々な理由で就職が困難な方を雇い入れる事業主に対して都道府県労働局が支給する助成金である。自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の一環として実施する訓練・実習後、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる場合には、この助成の対象となる可能性があることから、認定就労訓練事業所等協力事業所に制度の周知をお願いする。

⑤ 地域職業能力開発促進協議会

地域における効果的な人材育成を行うため、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条に基づき、各都道府県単位で「地域職業能力開発促進協議会（※）」を開催することとされており、生活困窮者自立支援制度担当部局等の参加も求められている。生活困窮者の訓練ニーズの把握及びそのニーズにあった訓練の提供のため、日頃から、都道府県の職業訓練担当部局等との連携を推進するとともに、協議会への参加依頼があった場合には、参加について積極的に御検討いただきたい。

※ 地域職業能力開発促進協議会とは、地域における効果的な人材育成を行うため、地域の人材ニーズの把握、関係者間での訓練コースの設定の協議や職業能力の開発に関する取組共有、訓練の効果検証、それらを踏まえた「地域職業訓練実施計画」の策定などを行う協議会。

（9）子どもの学習・生活支援関係

① 生活困窮世帯の子どもに対する生活支援の充実

子どもの学習・生活支援事業は、生活困窮世帯や生活保護受給世帯の子どもに

対しその将来の自立に向けたきめ細やかで包括的な支援を行うとともに、世帯全体への支援を行うため、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援（生活支援）、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施するものである。

令和5年度から、不登校やヤングケアラー等の個別の課題を抱える子どもへの個別的・長期的な支援を行えるよう、子どもの学習・生活支援事業における「生活習慣・環境改善」の加算額を拡充し、このうちヤングケアラーの支援についてはこども家庭庁の「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」との連携を加算の要件としていた。同特例事業は令和5年度までの時限措置であることから、令和6年度からは、同庁の「子育て世帯訪問支援事業」との連携を要件とする見直しを行う予定であるため、御留意いただきたい。

また、中間まとめを踏まえ、子どもだけでなく世帯全体への支援につなげる観点から、令和7年度からは、子どもや保護者に対する相談支援や自立相談支援事業の利用勧奨といった生活支援についても、学習支援と一体的に行うよう求める方向で検討していく。

さらに、高校生以上の世代に対して切れ目のない相談支援を推進するとともに、関連する他制度との連携をより一層強化するため、本事業のガイドラインを作成し、好事例を横展開していく予定である。

各自治体におかれては、学習支援のみならず、子どもが自分の将来を考えるきっかけとなる様々な取組や、保護者を含めた世帯全体に対する支援をより充実させることで、世帯が抱える複合的な課題の改善及び子どもの貧困の連鎖防止に取り組むよう、事業の実施・拡充の検討をお願いします。

加えて、必要な世帯が支援を利用しやすくなるよう、事業の周知方法を工夫することも重要である。例えば、本事業を利用することで周囲に自身が生活困窮世帯や生活保護受給世帯であることが知られるのではないかと危惧し、事業の利用に抵抗を感じる世帯もいる。このため、対象世帯を明示せずに広く事業について周知した上で、支援が必要な生活困窮世帯等に対して、学校等の関係者とも連携しながら、個別の訪問等のアウトリーチにより利用勧奨するといった工夫や、近隣自治体で連携して連携先の他自治体の学習教室も利用可能にすることで、同じ学校の生徒に学習教室を利用していることを知られないようにする工夫を行っている自治体もあるので、参考にされたい。

② こどもの生活・学習支援事業における受験料等支援の活用

ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、こども家庭庁において、令和5年度補正予算において「こどもの生活・学習支援事業」を拡充し、受験料や模試費用の補助が行われることとなった。この事業については、「こどもの学習・生活支援事業」のうち学習支援を登録等している子ども又はその子どもを現に扶養している者で、一定の所得要件等を満たしているものも補助の対象となっている。支援の詳細については、「ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業）における受験料等支援につ

いて」（令和5年12月21日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）を御確認いただき、この受験料等支援を積極的に御活用いただきたい。

(10) 居住支援関係

① 居住支援の強化

住まいにお困りの方に対しては、一時生活支援事業により、衣食住の提供及び自立相談支援事業と連携した就労等による自立支援（シェルター事業）、アパート等への入居支援、居住を継続するための見守り支援等（地域居住支援事業）を実施しているところである。しかしながら、一時生活支援事業の実施率は令和4年度が約4割で、このうち地域居住支援事業の実施自治体数は54自治体にとどまる。地域居住支援事業については、これまでシェルター事業の実施を前提としていたが、令和5年10月より単独での実施を可能とする見直しを行った。また、事業の対象者については、シェルター退所者のほか、現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立した状態にある者のうち、都道府県等が必要と認める者としており、賃貸住宅に入居している者に限るものではない。こうした対象者が事業を利用できるよう適切な対応をお願いしたい。

今後、単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家の比率の低下等、住まい支援のニーズはますます高まることが想定される。居住支援については、全世代型社会保障構築会議における議論や、国土交通省、法務省と合同で設置した「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」における議論も踏まえて、最終報告書では、住宅確保要配慮者が、民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心して生活できるようにするためには、住まいの確保等に関する相談支援から、転居時、住まいが定まったあと、退居時の支援まで、切れ目のない支援体制の構築を図る必要があるとされた。具体的な制度見直しの方向性としては、自立相談支援事業における住まい支援の明確化、また、一時生活支援事業については、シェルター事業及び地域居住支援事業のうち必要な事業の実施の努力義務化や、地域居住支援事業の見守り等の支援期間の柔軟な活用等が示された。今後、国土交通省等と連携し、賃貸人（大家）が賃貸住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談から切れ目のない支援体制の構築を図るため、制度見直しを進めていく。

それに先立ち、令和5年度補正予算において、住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う住まい支援システムの構築に向けて課題を整理するためのモデル事業を措置した。

また、令和6年度当初予算案には、一時生活支援事業の機能を強化するため、緊急一時的な支援が必要な生活困窮者が、収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合であっても一時宿泊施設（シェルター）等に円滑に受け入れられるよう、一時生活支援事業に新たに加算を創設する経費を盛り込んでいる。加算の詳細等については、追ってお示しするが、各自治体におかれては、

積極的な活用をお願いするとともに、居住支援の強化、特に地域居住支援事業を積極的に実施していただくようお願いする。

② 居住支援協議会への積極的な参画等

住宅の確保から日常生活支援、地域における居場所の確保までの一連の支援を効果的に実施するためには、公営住宅や居住支援法人、住宅セーフティネット制度をはじめとする住宅施策との連携が必要である。関係機関と個別に協議を実施するほか、住まいに関わる地域の関係者が一堂に会する居住支援協議会への参画も御検討いただきたい。

③ 住居確保給付金の見直し

令和5年4月より、コロナ禍で講じた特例的な措置の一部を恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう見直しを行った。

具体的には、職業訓練受講給付金との併給を可能とするとともに、本則による再支給（最大9か月）について、解雇された者だけでなく、新たにシフト減等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状態にある者も対象とした。また、コロナ特例の恒久化以外の見直しとして、児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入算定から除外することや、求職活動要件について、自営業者等の場合は、一定期間、ハローワーク等を活用した求職活動に代え、事業再生のための活動でも可とするなどの見直しを行った。

こうした見直しに加えて、最終報告書では、安定的な居住の確保や家計改善の観点から、住居確保給付金について、家賃の低廉な住宅への転居費用を新たに補助することが必要とされており、必要な法案を今通常国会に提出したところであることから、御承知おきいただきたい。

④ 「すまこま。」との連携

厚生労働省においては、令和6年度も、不安定居住者に対する支援情報サイト及び電話・メールによる総合相談窓口（通称「すまこま。」）を設置し、各支援策の情報提供や自立相談支援機関等につなぐといった支援を実施する予定である。

重ねてのお願いになるが、各自治体におかれては、「すまこま。」から不安定居住者等に関する相談内容等の情報提供があった場合には、各自治体における一時生活支援事業の実施の有無に関わらず、まずは不安定居住者本人から状況について丁寧にお聞きして相談支援を行った上で、必要に応じて住居確保給付金の案内や、居住支援法人へつなぐなどの支援をお願いする。

⑤ ホームレスの実態に関する全国調査の実施

令和6年度においても、ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）を実施する。引き続き、巡回での目視による調査を予定しているため、各自治体におかれては御協力をお願いする。

⑥ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター改修補助

生活困窮者やホームレスの福祉の向上を図るため、令和5年度補正予算においては、生活困窮者・ホームレス自立支援センター改修補助に係る必要な経費も計上した。当該改修に係る国庫補助は、「地方改善施設整備費補助金」（隣保館、生活館等の施設整備費）により行われるので、地方改善整備担当部署や財政部署等とも連携・調整しながら、事業の実施について御検討いただきたい。

(11) 就職氷河期世代への支援強化

就職氷河期世代への支援については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日付け閣議決定）に基づき、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2024」（令和5年12月26日付け就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）が策定された。生活困窮者自立支援制度における具体的な取組は、以下のとおりであるので、御了知の上、積極的な取組をお願いする。

① アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の丁寧な支援が求められる。

ひきこもりの状態にある方への対応については、

- ・ 「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」（令和元年6月14日付け社援地発0614第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知等について」（令和元年10月25日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）

により、次の点に留意した丁寧な対応の徹底等をお願いしており、引き続き、これらの通知等を踏まえた適切な対応を進めていただきたい。

【丁寧な対応を行う際の留意点】

- ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、自立相談支援機関において相談を確実に受け止めること
- ・ ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やその家族を中心とした支援を継続すること

なお、これまで実施していた「アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業」については、令和5年度までで事業を廃止とするが、令和6年度からは自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の補助体系の見直しにあわせ、各事業においてアウトリーチ等の支援の充実を行う場合にそれぞれ加算を行うこととしているので、積極的に御活用いただきたい。

② 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング支援等の更なる促進【再掲】

上記（8）①を参照いただきたい。

(12) 孤独・孤立対策の推進

令和6年4月1日から、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）が施行され、国及び地方における総合的な孤独・孤立対策に関する施策が本格的に推進されることとなる。

孤独・孤立対策は、

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進
- (3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

を基本理念として進めるものとされている。孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものであり、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様であるため、孤独・孤立の問題には、当事者や家族等の状況に応じた多様なアプローチや手法により対応することが求められる。これは、生活困窮者自立支援制度による支援にも共通する理念である。したがって、生活困窮者への支援に当たって、孤独・孤立対策の視点を組み入れ、他の孤独・孤立対策関連施策の活用や連携を行うことも重要である。

孤独・孤立対策関連施策の活用・連携に当たっては、孤独・孤立対策推進法第11条に基づき、官民連携の取組の推進のために設置される「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に、生活困窮者自立支援制度の担当部署及び関係機関も参加し、分野を超えた多様な官・民の主体と顔の見える関係づくりをすることが有効であると考えられる。

なお、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの主体は福祉分野に限られず、多様な主体に参画いただくことが期待されるものである。このため、これまで生活困窮者自立支援制度の各種事業への参画を求めていたにも関わらず参画を得られなかった団体や呼びかけの対象となっていなかった団体とも当該プラットフォームを通じて接点を持つことにより、生活困窮者自立支援制度の各種事業における主体の多様性が実現できる可能性があるほか、多様な会議体の関係者が共通のプラットフォームで接点を持つことで互いの取組や課題等を広く共有することにより議論の効率化・質の向上等にもつながりうるという利点にも留意されたい。

また、「孤独・孤立対策の重点計画」（令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定）の中には、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動支援施策や、自立相談支援機関における包括的な支援の強化などの生活困窮者支援制度における施策が位置付けられている。

NPO等の活動支援施策については、独立行政法人福祉医療機構において令和5年度補正予算を活用した生活困窮者等支援民間団体活動助成事業を実施するなど、その取組を強化しているところ。

自立相談支援機関における支援の強化については、令和5年度補正予算に計上した生活困窮者自立支援の機能強化事業等を活用し、自治体において積極的な取組をお願いする。

【参考】

孤独・孤立対策推進法及び施行通知等

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/suisinhou/suisinhou.html>

孤独・孤立対策の重点計画

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/juten_keikaku/jutenkeikaku.html

(13) 生活困窮者支援等のための地域づくりの推進

生活困窮者支援の現場では、公的機関への相談に心理的ハードルを感じる方や、他者とのつながりが長らく途切れていた方などを支援につなぐ一環として、また生活困窮者自立支援制度の利用者からの相談を受けたり、見守りを行う場として、居場所づくりの取組が進められており、相談者との関係性の維持やコミュニケーション能力の向上といった効果につながっている。

こうした取組を進めるに当たっては、生活困窮者だけでなく、地域住民が広く集い、交流することによって、地域社会からの孤立を防ぐことにもつながるため、地域住民の理解を得ることも重要となる。

生活困窮者支援を実施するに当たっては、生活困窮者支援等のための地域づくり事業等も活用しながら、自立相談支援機関等や民間団体、庁内の他の分野を所管する関係課等が連携しつつ、地域づくりの推進に取り組んでいただきたい。(生活困窮者支援等のための地域づくり事業の詳細については、第13「地域福祉の推進等について」の7「地域づくりの推進について」を参照いただきたい。)

(14) いわゆる「旧統一教会」問題・被害者への対応について

いわゆる「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、政府において、令和4年9月初旬から合同電話相談窓口を開設して、「旧統一教会」問題に関する相談に集中的に対応してきたところである。

同年11月10日に開催した「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議において、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」がとりまとめられ、合同電話相談窓口の機能等を継承した対応窓口を法テラスに設置するとともに、生活困窮者自立支援制度においては、

- ・ ハローワーク等との連携や自立相談支援機関の就労支援員による支援
- ・ 子どもの学習・生活支援事業を通じた学習支援、生活支援、育成環境改善の助言、進路選択に関する情報提供等の支援

等を推進することとされた。

令和5年8月、金銭問題等も含む相談者の悩み解決に資すると考えられるQ&Aを周知するとともに、自立相談支援機関に旧統一教会を背景とした生活困窮に関する相談があった際には、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないよう、改めて周知した。

令和6年1月19日には、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議において、「『旧統一教会』問題の被害者等支援の充実・強化策」が決定され、元信者や宗教2世の方等への相談体制の強化や住まいの支援、自立支援の実施な

どが盛り込まれたところ。

各自立相談支援機関におかれては、これまでも相談の内容に応じて適切に対応いただいているものと承知しているが、引き続き必要に応じて法テラス、警察、消費生活センター等の関係機関とも連携しつつ、これらの機関からの紹介等を受けて御対応いただいたもののうち、留意すべき事例等については厚生労働省（生活困窮者自立支援室）に適宜情報提供いただくようお願いする。

(15) 令和6年度における人材養成

① 国研修の実施予定

支援に携わる人材の養成は、人が人を支える本制度の要となるものである。対象となる支援員や職員が積極的に受講できるよう、御配慮をお願いする。

令和6年度は、国において、引き続き

- ・ 自立相談支援事業・就労準備支援事業（被保護者就労支援員研修と合同開催予定）
- ・ 家計改善支援事業
- ・ 都道府県研修の企画・立案方法等や自治体職員を支える仕組み作り及び支援員を支えるネットワークづくりに関する研修

を実施するとともに、これまでに研修を設けていなかった一時生活支援事業・子どもの学習・生活支援事業の各従事者向け研修の実施を予定している。

加えて、困難ケースに適切な支援を実施できるよう、テーマ別研修を設定しており、令和6年度においては、「孤独・孤立」や「若年層が抱える課題とその支援」といった課題に対応するための支援手法等に係る研修を実施する予定である。

なお、いずれの研修についても詳細は追ってお示しする。

② 都道府県研修の実施方法

平成30年改正法において、「市等の職員の資質を向上させるための研修の事業」が都道府県の努力義務として位置付けられたこと等を踏まえ、令和2年度からは、国による人材養成研修（国研修）を一部継続させつつ、残る人材養成研修の実施主体を都道府県に移管した。

この都道府県研修の要件は、以下の全てを満たすことを必要としている。

- ・ 一方的に講義を聞く形式だけではなく、研修受講者参加型の形式を取り入れること
- ・ 実践者を含む研修企画チームを立ち上げ、企画・立案すること
- ・ 制度の理念と基本姿勢を伝えるプログラムを実施すること
- ・ 研修時間は計10.5時間以上実施すること

各都道府県におかれては、これらの要件に御留意の上、積極的に都道府県研修を実施いただくようお願いする。

現在、都道府県研修のモデルカリキュラムや映像教材等について検討しているところであり、その成果については追ってお示しする。

また、都道府県研修の代替措置であったブロック別研修については、令和6年

度をもって終了し、令和7年度以降は、すべての都道府県で都道府県研修を実施していただくことを検討している。このため、令和5年度補正予算にある「都道府県研修実施体制等整備加速化事業」を活用し、研修企画チームの立上げ等を行い、実施準備を始めていただくようお願いしたい。

なお、都道府県研修は、地域に根ざした実践研修を行うとともに、支援者同士の交流を促進し、バーンアウトを防止する等といった支援者支援の目的も有している。都道府県によっては、企画チームや研修会参加者の有志が集まり、支援者支援のための組織（中間支援組織）を立ち上げている例もあることから、各都道府県においても、将来的に中間支援組織の立上げを積極的に検討していただきたい。

加えて、都道府県研修とは別に、これまで都道府県が独自に実施していた研修（新任者向け研修、フォローアップ研修等）についても、今後も引き続き実施いただくなど、都道府県ごとに研修体制を充実させ、支援スキルの向上に努められたい。

③ 都道府県による修了証の発行

令和6年度の研修修了要件は以下のとおりであり、引き続き、いずれの修了者についても、都道府県から修了証の発行をお願いする。

- ・ 自立相談支援事業従事者（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）
→国研修及び都道府県研修を全て受講すること。
※ 都道府県研修については、後述のブロック別研修の受講により代替可。
- ・ 就労準備支援事業従事者、家計改善支援事業従事者、一時生活支援事業従事者及び子どもの学習・生活支援事業従事者
→国研修を受講すること。ただし、自立相談支援事業従事者との連携強化のためにも、都道府県研修にも参加することが望ましい。

④ ブロック別研修の実施予定等

自立相談支援事業の従事者研修を修了するためには、都道府県研修の受講が原則となるが、予定が合わない等の事情により都道府県研修の受講が難しい場合には、ブロック別研修の受講をもって修了証要件を満たすと取り扱うことも可能である。令和6年度のブロック別研修は、秋以降の開催を予定しているが、詳細は追ってお示しする。

(16) その他

① 改革工程表に基づく目安値の改訂

生活困窮者自立支援制度においては、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」（令和4年12月22日付け経済財政諮問会議決定）に基づき、令和5年度以降今後3年間の国のKPIについて、制度開始以降の支援実績や特例貸付の償還開始による相談対応等を踏まえ、以下のとおり目安値を設定している。引き続き、(5)でお示しした国の財政支援も活用して支援体制の強化を図りつつ、必要な支援を

行っていただくようお願いする。

(令和5年度から令和7年度の日安値)

	K P I	目安値※	参考（実績）		
			(R元)	(R2)	(R3)
新規相談受付件数	年間40万件	27件	16.2件	51.4件	36.6件
プラン作成件数	新規相談受付件数の50%	14件	5.2件	9.1件	9.7件
就労支援対象者数	プラン作成件数の60%	8件	2.3件	5.0件	5.2件
就労・増収率	75%	75%	61%	27%	35%
自立に向けての改善が見られた者の割合	90%	90%	85%	83%	79%

※ 人口10万人・1か月当たりの目安値を設定。人口10万人未満の自治体については、人口規模別に設定。

- ② 生活困窮者自立支援統計システムの改修（就労準備・家計改善支援事業追加）
 令和5年度は、第2期政府共通プラットフォームへの移行と、検索機能の改善や、重層的支援体制整備事業におけるシステム導入に伴う改修後のシステム運用のため、アップデート作業等に御対応いただいた。
 令和6年度においては、就労準備支援事業及び家計改善支援事業についても、本システムへの追加搭載するための改修を行うこととしている。本格的な運用開始は令和7年度以降を予定しており、詳細については追ってお示しする。
- ③ 生活困窮者自立支援制度の積極的な周知・広報
 部会の最終報告書において、「特に若い世代に生活困窮者自立支援制度をはじめとする支援策が知られていない」という課題が指摘されている。生活困窮者が誰でも必要なときに支援を利用することができるようにするためには、制度の存在が周知されている必要がある。しかしながら、生活困窮者が自ら制度に関する情報を受け取ったり、探したりすることには限界がある。そこで、生活困窮者本人はもとより、地域住民や生活困窮者を把握する可能性のある他分野の支援者等に対しても、SNSの活用等それぞれの対象者に合わせた方法により、生活困窮者自立支援制度の積極的な周知・広報をお願いしたい。
 現在、自治体における制度広報の事例等に関する調査研究を行っているところであり、その結果を追って周知するので、参考としていただきたい。
- ④ 生活困窮者自立支援ニュースレター

生活困窮者自立支援室では、自治体担当者や受託事業者、支援者の方など向けに、支援のヒントになるような情報を提供するニュースレターを年4回程度発行している。厚生労働省ホームページに掲載しているので、ぜひ御覧いただくとともに、支援関係者にも本ニュースレターを御紹介いただきたい。なお、取り上げてほしい内容等があれば、随時、生活困窮者自立支援室にお寄せいただきたい。

【これまで発行したニュースレターの一覧】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

⑤ 過去の携帯電話料金の滞納等により携帯電話契約にお困りの方への支援

生活困窮者の自立支援においては、過去の料金滞納等により携帯電話を保有できないことで、就職活動や住宅の賃貸借契約などの場面でハードルが生じていることが指摘されている。これを受けて、令和2年度より、「過去の携帯電話滞納状況等により携帯電話契約にお困りの方へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト」を作成し、自治体等に周知してきた。

令和5年10月にはリストを改訂し、「過去の携帯電話滞納状況等により携帯電話契約にお困りの方へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト」の改訂について（周知）」（令和5年10月31日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）にリストを添付し、自治体向けに周知を行った。事務連絡を御確認いただき、自立相談支援機関等の相談窓口での支援において、リストを御活用いただきたい。

2 緊急小口資金等の特例貸付等について

(1) 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金・総合支援資金に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により、当面の生活費が必要な方に対し、令和2年3月末から令和4年9月末まで特例貸付を実施し、令和5年1月から償還が開始されている。

この償還開始に伴い、償還免除を受けた者や償還が困難な借受人については、特に支援が必要と考えられることから、フォローアップ支援をお願いしているところ（「緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について」（令和4年10月28日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡））。借受人への支援に当たっては、都道府県社会福祉協議会だけでなく、日頃借受人との関係が深いと考えられる市町村社会福祉協議会が、自立相談支援機関と密に連携をとり、都道府県社会福祉協議会につなぐなど、地域の実情に応じた連携体制を構築し、積極的な取組をお願いする。

（フォローアップ支援の概要）

① 償還免除を行った借受人

- ・ チラシの配布等により自立相談支援機関を案内するとともに、自立相談支援機関に借受人の情報を提供し、個別に自立相談支援機関へつなぐなど、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援を含め、積極的なフォローアップ支援を実施。
- ・ 個々の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度における家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所との連携など、今後の生活再建に向けて必要な支援を実施。

② 償還免除の案内に未応答の借受人

- ・ 償還開始の案内時の償還免除申請の再案内や、個別に申請書の再送付や電話等による申請勧奨、申請方法を分かりやすく紹介したホームページの掲載、申請手続きの支援等、プッシュ型による償還免除の積極的な申請勧奨を実施。
- ・ その際、償還に関する相談の周知を行うとともに、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できることのほか、償還猶予や少額返済の方法があることを案内し、個々の状況に寄り添ったきめ細かな対応を実施。

③ 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人

ア 個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内

- ・ 償還免除にはならないが、償還が困難との相談があった借受人に対しては、個々の状況に応じ償還猶予を適切に実施。
- ・ 猶予後の償還可能性を厳密に求めることなく、相談時点の償還困難な状況がある場合には積極的に対応。
- ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、個々の状況に応じて柔軟に判断。

- ・ 償還計画どおりの償還が困難な借受人に対しては、必要に応じて、償還計画の変更や少額返済を認めるなど、個々の状況に配慮した対応を実施。
- イ 訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援
 - ・ 現に生活に困窮している方を早期に支援する観点から、その生活状況を把握し、必要に応じて自立相談支援機関等の必要な支援に適切につなぐなどの対応を行うため、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援を実施。
 - ・ また、自立相談支援機関から借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見を提出するなど、借受人に寄り添った丁寧な支援を実施。
- ウ 償還猶予期間中の支援の取扱いについて
 - ・ 償還猶予期間中の借受人については、その多くが生活に困窮している状況にあると考えられ、必要な支援につなげていくことが求められていることから、償還猶予期間中の借受人に対する支援の取扱いについて、「緊急小口資金等の償還猶予期間中の支援の取扱いについて」（令和5年5月8日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において、社会福祉協議会や自立相談支援機関による支援をお願いしているところ。
 - ・ また、同事務連絡において、償還猶予期間中に支援を受けてもなお生活再建が難しい場合には、猶予期間終了時に個々の状況を確認したうえで、都道府県社協会長の職権により償還免除を行うことができることとしているため、適切に対応していただきたい。
 - ・ 各都道府県におかれては、都道府県・市町村社会福祉協議会へ事務連絡を周知いただくとともに、自立相談支援機関と円滑かつ適切に連携体制を構築することができるようお取り計らいをお願いします。
 - ・ 自立相談支援機関におかれても、借受人の支援を適切に行えるよう、機能強化事業を活用して体制整備を進めていただきたい。

(2) 特例貸付の債権管理

緊急小口資金等の特例貸付における償還期間については、緊急小口資金が2年間、総合支援資金が10年間となっている。

各都道府県及び各都道府県社会福祉協議会におかれては、従来の活動に支障が生じないよう、都道府県社会福祉協議会の体制強化や、債権管理に関する業務の外部委託、償還に向けた様々な支援や窓口での相談等を行う市町村社会福祉協議会の体制強化などをお願いします。

また、債権管理事務費を活用した体制整備に当たっては、「緊急小口資金等の特例貸付の実施に係る追加財政措置について」（令和4年8月9日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）で示したとおり、特例貸付の償還について、きめ細かな相談支援等の対応を行うための相談員や事務員の加配を行うものであり、従来行われていた他の事業に係る予算については、社会福祉協議会の活動に支障が生じないよう確保することをお願いします。

(債権管理事務費の活用例)

- 相談員や事務員の正規職員の雇用等による体制整備
 - ・ 償還が困難な借受人への相談支援等をきめ細かく行うための相談員の加配
 - ・ 償還免除を迅速に行うための事務員の加配
 - ・ 各都道府県におけるコールセンターの設置や住居不明の借受人に対する転居先の調査等の債権管理に関する業務の外部委託
- 円滑な申請手続きに向けた地域の実情に応じた丁寧な支援
 - ・ ホームページやSNS等を活用した償還免除申請の案内
 - ・ 借受人が転居した場合は転居先を届け出る必要があることの周知徹底
 - ・ 未申請の借受人に対する電話等による申請勧奨
- 障害のある方に配慮した支援
 - ・ ホームページや申請の案内時における音声コードの活用
 - ・ 代理申請や窓口に来所された場合の代筆支援（に要する相談員の加配）等

(3) 特例貸付の償還金の取扱い

緊急小口資金等の特例貸付における償還金収入については、原則として国庫に返還していただくこととしている。令和5年度末までに償還があった額を、令和6年度中に返還いただく予定であり、詳細については追ってお示しする。

(4) その他

① 本則における事務費の取扱い

生活福祉資金貸付事業（本則）にかかる事務費に対する補助については、平成27年度から一定の経過措置を設けた上で、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の生活福祉資金体制整備事業の廃止に伴う当面の間の経過措置として、運用上、貸付原資を取り崩して事務費に充当することを可能とする取扱いとしていた。

貸付原資の取崩しに関する令和元年度以降の取扱いについては、当面の間、以下のとおり取り扱うことを示しているが、引き続き、令和元年度に創設した新たな評価に関する加算（債権回収体制整備加算、債権回収取組強化加算）の取得等について、積極的に対応いただきたい（「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成31年度の取り扱いについて」（平成30年12月20日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡））。

なお、当該取扱いにおける取崩し上限額を超える取崩しが必要な場合には、経過措置として、個別協議の上で、取崩しを認めてきたところであるが、今後の取扱いについては、貸付原資の取崩し状況等を踏まえながら検討を行っていく予定であるので、御了知願いたい。

「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度以降の取り扱いについて」（平成 30 年 12 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）（抜粋）

【貸付原資の取崩しについて】

生活福祉資金貸付事業の体制整備を図ることを目的として行っている貸付原資の取崩しについては、当面の間、以下のとおりとする。

- ・ 取崩しの上限額は、償還金収入（※）の実績額の 3 割までとし、各都道府県における平成 26 年度の基金事業の執行実績の 1 / 2 と償還指導等に要する経費（定額分）の平成 26 年度の実績をあわせた額を目安とする。
 - ・ 取崩しを行うに当たっての財源は保有原資のどの種類でも可能とする。
- ※ 償還金収入の実績は、厚生労働省への報告等に基づき、前年度実績額、または当該年度の執行見込み額により算定すること。具体的な手続きについては、別途連絡することとする。

加えて、緊急小口資金等の特例貸付と本則にかかる債権管理に係る事務費については、財源が異なることから、それぞれ事務費の用途を明確にしておくことが必要である。

厚生労働省では、今後とも、これらの制度を取り巻く状況を注視しつつ、都道府県及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握した上で、必要な効率化を求めていくとともに、事務費のあり方を含め、貸付ニーズに対する効果的な事業の運営方法等について総合的な検討を行っていく予定である。

② 保有資金の規模に関する評価

都道府県社会福祉協議会が貸付事業実施のために保有する資金の額が適切な規模になっているか判断するための基準等については、「生活福祉資金貸付制度の保有資金の規模に関する評価基準の策定等について」（平成 30 年 7 月 27 日付け社援地発 0727 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）においてお示ししていた。

コロナ禍の特例貸付等への対応状況を鑑み、これまで実施されていなかった初回の評価を令和 5 年度に実施することとし、御対応をお願いしたところ

「生活福祉資金貸付制度における保有資金の規模に関する評価について」（令和 5 年 12 月 19 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）。評価結果に基づいて、基準を超過した分については、令和 6 年度中に国庫へ返還をしていただく予定である。

③ 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付におけるオンライン化

生活福祉資金貸付事業における利用者の利便性の向上や社会福祉協議会の事務負担の軽減等の観点から、令和 4・5 年度にかけて、マイナンバー連携を含めた

システム構築に向けた調査研究を行っているところ。

さらに、令和5年度補正予算において、「生活福祉資金貸付事務オンライン化調査研究（委託事業）」を盛り込み、今後、生活福祉資金の貸付事務のシステム化の効果及び課題を検証・整理した上で、新たなシステムの要件定義・設計を行うこととしている。

その後の予定としては、令和7年度に、一部の都道府県・市町村社会福祉協議会においてシステムの試行運用を行うとともに、全国社会福祉協議会等と連携したうえで、令和8年度以降のシステム導入に向けた業務の具体的な整理・検討を行っていく方針であることから、御承知おきいただきたい。

支援会議

岩手県奥州市（一般市）

1. 基本情報（令和5年4月30日現在）

人口	110,645人	保護率	0.93%
----	----------	-----	-------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	34.5/月
プラン作成件数（人口10万人当たり）	7.1/月
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	4.4/月
就労・増収率（%）	29.3

任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））

支援会議	就労準備	家計改善	シエンルター	地域居住	子ども
○	○	○	×	×	×

3. 会議の概要等（令和4年度）

構成員	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所 社会福祉協議会(生活困窮者自立相談支援事業委託先) 市の関係部署
会議の内容	<ul style="list-style-type: none"> 構成員の所属機関において生活困窮の端緒が窺われる「気になる事案」に関する情報共有を図り、関係者間で問題意識や役割分担について共通の理解を得る 包括的に世帯の状況を把握したうえで、関係機関が共通認識の下で支援方針の明確化を行う
開催方法等	毎月第3水曜日（前月末日までに構成員から案件の提案があった場合に開催）
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 構成員の会議参加が負担とならないよう、案件に応じて構成員の中から出席者を選定する 個人情報に配慮のうえで対象者情報を事前に連絡し、関係部署が対応記録や滞納情報等を確認し、具体的な検討を行う場としている

4. 会議設置までのプロセス

設置前

- 地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関の狭間で適切な支援が行われない事例があった
- 生活困窮者自立相談支援事業を実施する中で、支援窓口に繋がらない対象者が存在すること、窓口に来たときには状況が複雑化して支援が困難となっていること、対象者の同意が得られずに関係機関と情報共有が進まず、深刻な困窮の状況を見逃したり、予防的な対応をとることができないなどの事例が把握されていた

関係部署への周知【6ヶ月前】

- 市の担当課長を対象として「生活困窮者支援会議」の制度説明
- 担当部署が抱える課題を把握し、支援会議の設置目的について共通理解を図った

市長協議【6ヶ月前】【4ヶ月前】

- 1回目の協議において支援会議の趣旨説明を行い、関係部署の当事者意識の希薄化の懸念、会議開催の事務負担増加、個人情報取り扱いについて検討課題となった
- 課題を整理したうえで2回目の協議を実施し、奥州市独自の方法を整備し、事業実施により一人でも二人でも救えるという信念を持って進めるよう指示があった

設置要綱・要領策定【1ヶ月前】

- 奥州市生活困窮者支援会議設置要綱、運営要領を制定
- 関係部署の課長補佐級職員を対象に担当者会議を実施して会議の内容を周知

令和4年4月 事業開始

会議開催

- 令和4年5月に第1回会議を開催（令和4年度中1回の開催）
- 対象者、高齢の母、小学生の3人世帯が住居を失った案件だったが、住宅担当課の公営住宅入居支援、困窮者事業による火災保険金申請支援、教育委員会による通学支援など、関係部署それぞれの役割を整理し対応することができた

支援会議

山形県最上総合支庁

1. 基本情報 (令和5年3月現在)

人口	35,530人	保護率	0.72%
----	---------	-----	-------

2. 支援状況 (令和3年度)

新規相談受付件数 (人口10万人当たり)	13.7/月				
プラン作成件数 (人口10万人当たり)	5.0/月				
就労支援対象者数 (人口10万人当たり)	2.3/月				
就労・増収率 (%)	0.0				
任意事業等の実施状況 (令和5年度(予定))					
支援会議	就労準備	家計改善	シエルター	地域居住	子ども
○	○	○	×	×	○

3. 会議の概要等 (令和3年度)

構成員	町村福祉担当課、税務担当課、水道・公道・公営住宅担当課、包括教育委員会、社協、自立相談支援機関、家計改善支援機関、障害者就業・生活支援センター、保健所、ハローワーク、若者活動支援拠点、総合支庁子ども家庭支援課
会議の内容	各構成員より下記3分類に該当する世帯について概要資料を作成、会議当日説明してもらい、情報共有を図る。 ・生活困窮が疑われる事案(料金滞納等) ・ひきこもり ・その他(動物の多頭飼育等)
開催方法等	各町村年1回(総合支庁としては計7回)、2時間程度、各町村役場会議室
その他特記事項	・会議の準備は最上総合支庁が行う。 ・概要資料を町村各担当課に事前送付し、会議前に料金滞納状況を確認してもらっている。

4. 会議設置までのプロセス

設置前

平成30年の法改正を受け、県本庁にて平成31年4月1日付け設置要綱を制定し、設置料金滞納状況は各町村担当課同士で情報共有を図って対応しているが、福祉担当課に生活が困窮している者として十分に情報提供がなされていないかった。

設置要綱の策定【H31.3】

- ・国の示すガイドラインのひな型を基に、県本庁にて設置要綱を策定。平成31年4月1日付け施行。

開催方法の検討【H31.6】

- ・最上総合支庁における開催方法について、自立相談支援機関に相談。料金滞納等の情報共有を図るためには、町村税務担当課、水道・公道住宅担当課の出席が不可欠であることから、各町村役場の会議室で年1回定期的に開催する方針となる。

支援会議の出席依頼【H31.4～R1.7】

- ・支援会議の概要について、各町村福祉担当課に説明。【H31.4】
- ・支援会議開催方針が固まった後、最初の開催となる町村の福祉担当課に会場及び町村各担当課の日程調整を依頼。【R1.7】
- ・町村役場関係以外の構成員に、支援会議の概要を説明・了解を得た後、会議の開催通知を送付。

令和元年8月 事業開始

- ・開催回数：各町村年1回(総合支庁としては計7回)(令和3年度)
- ・料金滞納等の生活困窮が疑われる事案の情報共有が進んでいる他、生活困窮者に多い動物の多頭飼育の問題解決にも一役買っている。
- ・ひきこもり事案の検討も行うことから、各町村のひきこもり市町村プラットフォームの連絡会議としても機能している。

会議開催

第2 重層的支援体制整備事業等の取組状況について（地域福祉課）

1 「地域共生社会」の実現に向けた取組について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。

こうした考え方を具体化するため、令和3年度から、包括的支援体制の整備を推進する重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）を実施しており、重層事業の実施自治体数も徐々に増加している。（令和3年度 42 市町、令和4年度 134 市町村、令和5年度 189 市町村、令和6年度 346 市町村（予定））

令和6年度は、令和2年の社会福祉法改正法附則の検討規定に基づき、包括的支援体制の整備に向けた施策について見直しの検討を開始する予定であり、引き続き、「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいく。

2 重層的支援体制整備事業について

(1) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて

重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子ども・子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助（以下「既存事業」という。）に、新たに多機関協働や参加支援等の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（以下「重層事業交付金」という。）として交付している。

なお、令和6年度に重層事業を実施する予定の346市町村（令和5年10月に実施した国の意向調査で重層事業を実施すると回答した市町村）は、表1のすべての事業を実施することが必要であり、国は重層事業交付金としてこれらの事業に必要な財源を交付する。

重層事業は、実施を希望する市町村の手あげによる任意事業であるが、地域共生社会の実現に向けた効果的な取組と考えている。したがって、実施を希望する市町村においては、重層事業への移行に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備、重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層事業実施計画」という。）の策定、重層事業を実施する際の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築を進めていただきたい。

都道府県においては、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業（3の（2）参照）を活用するなど、管内市町村への積極的な支援をお願いしたい。

(2) 重層的支援体制整備事業交付金について

重層事業交付金については、各分野の相談支援及び地域づくりにかかる既存事業の補助金等を一体化するとともに、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった新たな機能に係る補助を追加して交付するものである。

既存事業分については、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様としている。令和6年度予算案における既存事業及び多機関協働事業等（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業の3事業を総称している。）の補助率は表2のとおりであり、多機関協働事業等の補助基準額は表3のとおり予定している。

なお、多機関協働事業等の補助基準額については、重層事業創設以前に実施していた「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」における補助基準額で算定していた職員数等を勘案するなどして、本事業の実施に必要と推定される職員数等を算定しているところである。重層事業実施3年目に入ったことから、令和5年6月に、重層事業実施自治体に対し、多機関協働事業等における人員配置状況

についてアンケート調査を行ったところ、表4のとおり、補助基準額において想定している人員数との乖離が生じている実態が確認された。これを補助基準額の区分別に見ると、実際の人員数が、補助基準額において想定している人員数を上回っている区分よりも、下回っている区分の方が多くなっている傾向にある。令和7年度の補助基準額については、この結果も勘案して、人口区分の見直しも含めて検討することとしているので、令和7年度に重層事業を実施する自治体におかれては、予め御留意願いたい。

表1 (重層的支援体制整備事業で実施する事業)

	事業名
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの運営 *法第106条の4第2項第1号のイ
	障害者相談支援事業 *法第106条の4第2項第1号のロ
	利用者支援事業 *法第106条の4第2項第1号のハ
	生活困窮者自立相談支援事業 *法第106条の4第2項第1号のニ
	福祉事務所未設置町村による相談事業 *市及び生活困窮者自立相談支援事業を実施している町村は不要
地域 づくり 事業	地域介護予防活動支援事業 *法第106条の4第2項第3号のイ
	生活支援体制整備事業 *法第106条の4第2項第3号のロ
	地域活動支援センターの基本事業 *法第106条の4第2項第3号のハ
	地域子育て支援拠点事業 *法第106条の4第2項第3号のニ
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
等 多 機 関 協 働 事業	参加支援事業 *法第106条の4第2項第2号
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 *法第106条の4第2項第4号
	多機関協働事業 *法第106条の4第2項第5号

表2 (令和6年度における重層的支援体制整備事業で実施する各事業の補助率等)

	事業名	補助率等				
		国	都道府県	市町村	その他	
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの運営	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)	
	基幹相談支援センター等機能強化事業等 ※1	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—	
	利用者支援事業	2/3	1/6	1/6	—	
	生活困窮者自立相談支援事業	3/4	—	1/4	—	
	福祉事務所未設置町村による相談事業	3/4	—	1/4	—	
地域 づくり 事業	地域介護予防活動支援事業	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (1号保険料) 27/100 (2号保険料)	
	生活支援体制整備事業	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)	
	地域活動支援センター機能強化事業 ※2	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—	
	地域子育て支援拠点事業	1/3	1/3	1/3	—	
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	下記以外	1/2	—	1/2	—
		地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業 (R6～) ※3	1/2	1/4	1/4	—
多機関 協働 事業 等	・参加支援事業 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・多機関協働事業	1/2	1/4	1/4	—	

※1 地方交付税を財源として実施される障害者相談支援事業に加えて、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業等）」を実施する場合

※2 地方交付税を財源として実施される地域活動支援センターの基本事業に加え

て、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「地域活動支援センター機能強化事業」を実施する場合

※3 政令市・中核市の場合の負担割合は、国 1/2、政令市・中核市 1/2

表3 (令和6年度における多機関協働事業等の補助基準額)

市町村人口規模	補助基準額 (円)
10,000 人未満	25,300,000
10,000 人以上～30,000 人未満	28,000,000
30,000 人以上～50,000 人未満	31,000,000
50,000 人以上～100,000 人未満	33,800,000
100,000 人以上～200,000 人未満	42,000,000
200,000 人以上～300,000 人未満	50,500,000
300,000 人以上～500,000 人未満	56,000,000
500,000 人以上	61,800,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

表4 (多機関協働事業等における人員配置状況)

国庫補助基準額の区分	現行基準額において想定する人員数 (A)	R5.6 アンケート結果における人員数 (B)	(A) - (B)
1 万人未満	4.5	2.7	1.8
1 万人以上 3 万人未満	5.0	5.5	-0.5
3 万人以上 5 万人未満	5.5	4.4	1.1
5 万人以上 10 万人未満	6.0	5.5	0.5
10 万人以上 20 万人未満	7.5	6.2	1.3
20 万人以上 30 万人未満	9.0	9.2	-0.2
30 万人以上 50 万人未満	10.0	7.8	2.2
50 万人以上	11.0	15.7	-4.7

(3) 多機関協働事業等について

重層事業には、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加している。

多機関協働事業は、重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援するものである。具体的には、重層事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、単独の支援機関では対応が

難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める等の取組を実施する。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているにもかかわらず、必要な支援が届いていない人に支援を届けるものである。具体的には、各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。また、本人と直接対面するなど、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働き掛けを行う。

参加支援事業は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行うものである。具体的には、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源間のコーディネート、本人と支援メニューのマッチングを行うほか、新たに社会資源に働き掛けるなど、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。また、本人と支援メニューをマッチングした後、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをするとともに、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートを行う。

これらの事業の具体的な内容については、国が主催する各種研修、都道府県キャラバンなど様々な場面を通じて周知をしてきたところであり、重層事業や重層事業への移行準備事業（3の（1）参照）を実施する市町村においては、事業内容を十分御理解の上、事業内容の検討をしていただくようお願いしたい。

3 令和6年度予算案について

令和6年度予算案においては、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、重層事業に加えて、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」（以下「移行準備事業」という。）、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」（以下「都道府県後方支援事業」という。）、「重層的支援体制構築推進人材養成事業」（以下「人材養成事業」という。）を実施するために必要な経費として、計555億円（令和5年度は351億円）を計上した。

各自治体におかれては、以下の各事業の具体的な内容について御理解の上、積極的な事業展開をお願いする。（重層事業については2を参照）

（1）重層的支援体制整備事業への移行準備事業

移行準備事業は、重層事業の実施に向けた市町村の体制整備に取り組むことを目的とし、庁内外の関係者・関係機関との連携体制を構築するための取組や多機関協働の取組を行うものである（生活困窮者就労支援事業費等補助金の事業として実施）。

なお、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援の取組等も補助対象経費とする予定である。

令和6年度における本事業の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）を維持するとともに、国庫補助基準額については令和5年度の見直し後の基準額を令和6年度も踏襲し、表5-2のとおりとすることとしているので御了知願いたい。

令和6年度においては既に206市町村が実施を予定していると承知しており、各自治体におかれては、引き続き重層事業への移行に向けた適切な活用をお願いしたい。

本事業は、重層事業に移行するための試行的な事業という性格を有しているが、重層事業の施行から一定期間が経過し、重層事業の実施事例が数多く報告されてきていることから、令和7年度末をもって終了する予定である。このため、令和6年度に新規に実施する市町村については、最長で2か年の事業となるので予め御承知おき願いたい。本事業終了後は、既実施自治体のノウハウを参考としていただくとともに、令和6年度から開始する重層事業未実施自治体向けのブロック研修に参加していただくなどにより、重層事業実施に当たっての体制整備構築を進めていただきたい。

表5-1（令和4年度までに移行準備事業を開始していた場合の補助基準額）

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000人未満	16,900,000
10,000人以上～30,000人未満	18,700,000
30,000人以上～50,000人未満	20,700,000
50,000人以上～100,000人未満	22,500,000
100,000人以上～200,000人未満	28,000,000
200,000人以上～300,000人未満	33,700,000
300,000人以上～500,000人未満	37,300,000
500,000人以上	41,200,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

表5-2（令和5年度以降に新たに移行準備事業を開始する場合の補助基準額）

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000人未満	6,300,000
10,000人以上～30,000人未満	7,000,000
30,000人以上～50,000人未満	7,800,000
50,000人以上～100,000人未満	8,500,000
100,000人以上～200,000人未満	10,500,000
200,000人以上～300,000人未満	12,600,000
300,000人以上～500,000人未満	14,000,000
500,000人以上	15,500,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

(2) 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

都道府県後方支援事業は、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助するものである（※令和5年度は44道府県が取り組んでいる）。

具体的には、市町村における庁内・庁外連携促進のための支援、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層事業への移行促進等を目的とした研修の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を対象に補助するものである。なお、本事業の国の補助率は3/4（都道府県の負担は1/4）としている。

また、社会福祉法には、国及び都道府県の責務として、市町村において重層事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨（表6）が規定されている。具体的には、都道府県の広域的・専門的な機能として、都道府県が実施している相談支援等の機能及び市町村の重層的支援体制との連携により、複雑化・複合化した課題を有する者への包括的な支援体制の充実が図られること、また、市町村への必要な後方支援を行うことが期待される。

これら都道府県に求められる役割にかんがみ、市町村における包括的な支援体制の整備がさらに推進されるよう、都道府県におかれては、本事業の適切な活用をお願いしたい。

表6（社会福祉法（抜粋））

<p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において<u>第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</u></p>
--

(3) 重層的支援体制構築推進人材養成事業

重層事業に関わる支援者は、多様な分野と連携しながら包括的な支援を進めていくことで、地域共生社会の実現の一翼を担っていただきたいと考えている。そのため、重層事業の推進に際しては、人材養成が極めて重要である。

このため、国においては、①地域共生社会の基本理念を理解した上で、重層事業の意義やその内容、目指す方針を理解すること、②研修を通じて自治体職員や支援関係者同士のネットワークをつくること、③学んだことを持ち帰り、自治体内において体制を検討する際の中核となることを目的とした人材養成事業を令和3年度から実施している。令和5年度においては重層事業を実施する自治体や多機関協働事業等を受託する事業者等を対象にした全国研修（表7）を実施している。

令和6年度における人材養成事業においては、令和5年度までと同様に、重層事業を実施する自治体や多機関協働事業等を受託する事業者、市町村の後方支援を担う都道府県等を対象にした研修を実施する予定であるほか、新たに、重層事業を実施していない自治体を対象とした、包括的支援体制を構築するために必要な知識・技能等を習得するためのブロック別研修を実施する予定である。都道府県、市町村におかれては、本事業に係る研修会等へ積極的に参加いただくようお願いしたい。

また、令和3年度から令和5年度までに実施した研修の資料及び動画については、厚生労働省ホームページから視聴を可能としているので、都道府県・市町村におかれては、関係部署の職員等を含め、庁内外の研修等に御活用いただきたい。

(URL は以下のとおり)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhog/chiikikyosei/index.html

表7（全国研修の概要（令和5年度の例））

研修名	対象者	開催方法	開催実績・予定 (ライブ研修)
みんなでキャンプ!	都道府県、重層事業未実施自治体、重層事業実施自治体、多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	・対面 ・オンデマンドによるハイブリッド受講	令和5年10月
【基礎編】研修	都道府県、重層事業未実施自治体、重層事業実施自治体、多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	①オンデマンド ②Zoom 集合研修（第1回と第2回の間、自治体が自主的に実践研修を行うことを想定）	①令和6年1月 ②令和5年10月、令和6年2月

【応用編】研修	都道府県、重層事業実施自治体、多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	・Zoom 集合研修（第1回と第2回の間、自治体が自主的に実践研修を行うことを想定）	令和5年11月、令和6年2月
---------	--	--	----------------

4 その他

(1) 重層的支援体制整備事業を推進するための各種取組について

① 多様な施策との連携について

市町村において包括的な支援体制を整備するに当たっては、個別支援と地域に対する支援の両面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するために、

- ・ 相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めること
- ・ 参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施すること
- ・ 地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援により、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施すること

が必要であり、このための一手法として、重層事業が位置づけられている。

したがって、重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。そのため、社会福祉法第6条第2項（表8）に明示された保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生等の多様な関係部局の連携を強化する観点から、同法第106条の6において、市町村が、関係部局や支援機関、民生委員・児童委員等の関係者により構成される支援会議を組織することができることや、同法第106条の5において、重層事業の提供体制を明記した重層事業実施計画を策定するよう努めることが規定されている。

また、こうした多様な施策の連携を円滑に進めることができるよう、各施策との連携通知（表9）を発出しているところであり、これらの通知を踏まえ、各自治体におかれては、重層事業の実施や重層事業への移行準備にあたり、各施策との連携体制の構築を進めていただきたい。

なお、重層事業実施計画の記載内容については、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第34条の10で定め、具体的な策定ガイドラインについては、令和3年3月31日付け通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）にお

いて示しているところであり、重層事業実施計画の策定に当たって十分参照いただきたい。

表 8 (社会福祉法 (抜粋)) 再掲

<p>(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、<u>保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>
--

表 9 (多様な施策との連携通知)

重層事業等との連携施策	連携通知発出日
<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援 ・自殺対策 ・児童福祉制度・DV被害者支援施策等 ・公共職業安定所等 ・シルバー人材センター ・生涯現役促進地域連携事業 ・水道事業 ・保護観察所等 ・地域生活定着促進事業 ・教育施策 ・子供・若者育成支援施策 	令和3年3月29日
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け施策 ・障害保健福祉施策 ・子ども・子育て支援施策 ・生活困窮者自立支援制度 ・生活保護制度 ・成年後見制度利用促進に係る取組 ・社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等 	令和3年3月31日
<ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーション事業 	令和3年4月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会制度 ・地域力創造施策 	令和3年10月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生施策 	令和3年12月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施策 	令和4年3月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・地域循環共生圏 	令和4年6月30日

② 参加支援について

複雑化・複合化したニーズを抱える者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応できる社会資源を確保することが必要である。このため、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関する人材、場、ノウハウを十分に活かしていただくことが期待される。

各分野のサービスを複合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）（令和4年6月）」や、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、重層事業における参加支援を実施するための社会資源の活用方法としては、既存の福祉サービス事業所等における定員の空きを活用するなど、本来の業務に支障の無い範囲で本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者を受け入れることも考えられる。

社会参加に向けた施策を自治体において具体的に取り組むに際しては、令和3年3月31日付け通知「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等の地域資源の活用を促進するための具体的な運用を示しているため、各自治体の地域の実情に応じて、積極的に地域資源の活用を進めていただきたい。

(2) 各事業の実績報告について

重層事業を推進するに当たっては、事業を行うことによる経年的な効果や成果を明らかにしていくことが重要である。そのため、『「重層的支援体制整備事業に係る帳票類及び評価指標の手引きの策定について（通知）」の改正について』（令和4年3月31日付け社援地発 0331 第1号厚生労働省 社会・援護局長地域福祉課長通知）において、重層事業を実施している市町村に対し、四半期ごとに事業実績報告をお願いしているところであり、令和6年度においても、引き続き御協力をお願いしたい。

この実績報告については、「生活困窮者自立支援統計システム」の改修という形で、「多機関協働支援業務支援ツール」及び「多機関協働事業支援統計ツール」を新たに導入することにより、令和5年7月から当該システムを通じて御報告いただくことを可能としている。令和6年度の実績報告については、重層事業を実施している全ての市町村から、このシステムを通じて御報告いただくよう依頼する予定であるため、御承知置き願いたい。なお、システムによる報告では一部収集できない項目があるため、それについては別途、御報告を依頼する予定である。

(3) 地域共生ポータルサイト等の周知広報に向けた活動について

厚生労働省においては、地域共生社会の実現に向けた気運を醸成するため令和3年4月に地域共生社会のポータルサイトを開設し、重層事業をはじめ、地域共生社

会の実現に向けた取組に関する基礎資料や各種通知、全国各地の取組事例等を随時掲載している。また、令和5年4月から6月までの間、厚生労働省のメディアプラットフォームに『地域共生社会を考えるコラム』を掲載するなどの広報も行ったところである。いずれも、地域住民、保健医療福祉等の分野における関係団体や実践者、行政職員など幅広い方々を対象としたものであるため、各都道府県・市町村におかれては、関係団体や関係者への周知をお願いするとともに、包括的な支援体制の構築を推進するにあたり十分に御活用いただきたい。

○地域共生社会のポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

○地域共生社会を考えるコラム

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/m/m4d970b6b4d97>

(4) 国による自治体支援について

厚生労働省では、人材養成事業のほかにも、各都道府県との協議の上で、都道府県を訪問し、地域共生社会の考え方や重層事業等の内容などについて、周知・広報を行うとともに、各自治体等と意見交換を行う取組（全国キャラバン）を実施している。今年度も多くの都道府県から要望をいただき、各都道府県が主催する市町村等を対象にした会議の場等に訪問（オンライン含む）させていただくなど、順次対応しているところである。令和6年度においても同様の取組を実施していくことを予定しており、別途、実施に当たっての御案内をさせていただくので御了知願いたい。

なお、重層事業の概要説明等については、上記第4の3の（3）で紹介した、厚生労働省ホームページにおける人材養成事業の動画配信において、行政説明も配信しているので、適宜御活用いただきたい。

(5) 孤独・孤立対策の推進

令和6年4月1日から、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）が施行され、国及び地方における総合的な孤独・孤立対策に関する施策が本格的に推進されることとなる。

孤独・孤立対策は、

- （1）孤独・孤立双方への社会全体での対応、
- （2）当事者や家族等の立場に立った施策の推進、
- （3）人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

を基本理念として進めるものとされている。孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものであり、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様であるため、孤独・孤立の問題には、当事者や家族等の状況に応じた多様なアプローチや手法により、分野を超えた部局横断的・多様な民間団体の連携の下対応することが求められる。これは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に向けた取組みにも共

通する理念であり、包括的支援体制の整備を推進するためのひとつのツールである重層事業の実施は、孤独・孤立対策にも資するものである。

「孤独・孤立対策の重点計画」（令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定）の中でも、地域において孤独・孤立の問題を抱えている方を包括的に支える支援体制を構築するに当たり、重層事業の活用及び推進が目指されていることから、重層事業の実施に当たっても、孤独・孤立対策の視点を組み入れていくことが重要である。

例えば、孤独・孤立対策推進法に基づき、官民連携の取組の推進のために設置される「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に、重層事業の担当部署及び関係機関も参加し、分野を超えた多様な官・民の主体と顔の見える関係づくりをすることなども有効と考えられるので、他の孤独・孤立対策関連施策の積極的な活用や連携をお願いします。

○孤独・孤立対策推進法及び施行通知等

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/suisinhou/suisinhou.html>

○孤独・孤立対策の重点計画

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/juten_keikaku/jutenkeikaku.html

第3 ひきこもり支援の推進について

1 これまでのひきこもり支援について

ひきこもり支援については、平成21年度から都道府県・指定都市において、「ひきこもり地域支援センター」の整備を開始し、平成30年度には、すべての都道府県・指定都市への設置が完了している。

令和4年度から、「ひきこもり地域支援センター」を一般の市町村にも設置できるようにするとともに、市町村の実情に応じた取組が可能となるよう「ひきこもり支援ステーション事業」を新たに創設するなど、身近な場所で相談や支援が受けられる環境づくりを進め、都道府県には市町村の取組をバックアップする機能を設けている。

また、国主体の事業として、ひきこもり支援従事者への研修事業や、地域住民の理解を深め、当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するため、普及啓発・情報発信事業「ひきこもり VOICE STATION」を実施し、地域社会に対して普及啓発活動にも継続的に取り組んでいる。

2 令和6年度取組について

(1) 令和6年度予算案について

令和6年度予算案においては、引き続き、自治体におけるひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保するとともに、市町村において、新たにひきこもり支援を開始する場合に必要な準備経費に対して補助を行い、支援体制整備の促進を図る。また、新たに、ひきこもり支援従事者をケアするための加算を創設したところである。

各自治体においては、この事業を積極的に活用いただき、ひきこもり支援センター等の整備による相談支援の充実や居場所づくり、官民が連携した支援体制の構築に取り組んでいただきたい。また、各都道府県においては、管内市町村の取組について積極的な支援をお願いしたい。

(令和6年度予算案)

① ひきこもり支援推進事業（拡充）

ひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保するとともに、新たに各市町村における支援対象者の実態や把握等の取組など、センター等の設置に向けた準備費用に対し補助するなど、市町村による取組の促進を図る。さらに、支援者が抱える悩みの解消・抑制のため、オンライン上のコミュニケーションツール等を活用する場合等に対しての加算を行う。

- ② ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修事業（国事業）
ひきこもり支援に携わる新任職員や中堅職員等に対して、養成研修を行い、支援者のスキルアップを図る。
- ③ ひきこもり支援従事者コミュニケーションツール活用事業（国事業）
全国のひきこもり支援従事者同士が、気軽にひきこもり支援の有用な情報交換ができ、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができる、ひきこもり支援者のためのコミュニケーションの場を Slack（オンライン）上に設けることで、支援従事者への支援を行う。
- ④ ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業（国事業）
ひきこもりに関する情報をまとめ、情報発信するポータルサイトの運用をはじめ、全国各地でのキャラバン活動の実施、イベントやパネルディスカッションの開催などを通じ、地域におけるひきこもりに関する理解を深め、ひきこもり当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

（2）ひきこもり支援コミュニティ（Slack）への参画について

令和5年度から、支援者が抱える悩みの解消・抑制のため、オンラインのコミュニケーションツールとして Slack（スラック）を導入し、「ひきこもり支援コミュニティ」として試行的に運用している。

すでに、ほぼ全ての都道府県・指定都市が参画し、ひきこもり支援に関する情報交換や、各地域の支援者同士の交流が始まっているところである。

令和6年度からは、上記（1）予算案①のとおり「支援者ケア加算」を準備して各都道府県・指定都市において、支援従事者に対する支援に活用できることとしている。

今後、詳細な手続き等について連絡することとしているが、都道府県においては、「ひきこもり支援コミュニティ」への参画を希望する管内市町村がある場合、希望する市町村分のアカウント経費を「支援者ケア加算」を用いることにより、後方支援を行っていただくことが可能であり、管内市町村への声かけ等も含め、積極的に活用願いたい。

（3）ひきこもり地域支援センター職員の人材養成研修について

令和5年度から、新任職員に対する研修に加え、中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対しても研修を実施している。令和6年度も実施するため、該当職員の派遣についてご配慮いただきたい。詳細については決まり次第追って連絡する。

ア 受講対象

① 初任者研修

ひきこもり支援に関する業務に携わる職員のうち概ね2年未満の者

② 現任者研修

ひきこもり支援に関する業務に携わる職員のうち、中堅的・指導的役割を担う者

イ 開催日程及び方法（予定）

①初任者研修

【前期】 7月1日～31日（オンデマンド配信）

【後期】 9月下旬の連続する2日（都内近郊参集）

②現任者研修

【前期】 7月1日～31日（オンデマンド配信）

【後期】 9月下旬の1日（都内近郊参集）

（4）ひきこもり支援マニュアル（仮称）の策定について

現在、支援現場や関係者の指針として平成22年にまとめられた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」があるが、策定後10年以上が経過し、中高年齢層のひきこもり状態にある方の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化や、NPO法人などの多様な支援主体の参画など、ひきこもり支援の状況は大きく変化しており、現状の課題等を踏まえた、基礎自治体で支援に関わる職員や、委託先の相談機関、居場所職員等が拠り所とすべき新たな指針づくりに取り組んでいる。

令和5年度は、社会福祉推進事業による調査研究事業として実施しており、令和6年度中の完成を目指している。各自治体におかれては、既に、アンケート調査への回答など、ご協力いただいているところであるが、今後も、マニュアルの骨子案に対する意見照会などについて予定しており、引き続きご協力願いたい。

（5）市町村におけるひきこもり支援体制の構築について

ひきこもり支援体制の構築にあたっては、全ての市町村において、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営に取り組んでいただくようお願いしているところ。とりわけ、ひきこもり当事者やそのご家族の支援にあたっては、その背景や置かれた状況が様々であり、その状況に合わせたオーダーメイドの支援が必要であるので、市町村プラットフォームの設置・運営にあたっては福祉・医療・労働等の機関のみならず、教育関係機関など多様な主体との連携に努めていただきたい。

これらの取組は、ひきこもり支援体制構築の出発点になるものであることを踏まえ、未実施の市町村においては、早急な取組みをお願いするとともに、都道府県においては、必要なバックアップをお願いしたい。

	実施自治体数	実施率
①-1 ひきこもり相談窓口明確化(n=1,741)	1,430 自治体	82.1%
①-2 うち、ひきこもり相談窓口周知(n=1,273)	1,237 自治体	86.5%
② 支援対象者の実態把握(n=1,788)	931 自治体	52.1%
③ 市町村プラットフォームの設置(n=1,741)	1,205 自治体	69.2%

※令和5年3月末時点実績

4 就職氷河期世代支援について

就職氷河期世代への支援については、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）における就職氷河期世代支援の「第二ステージ」の方針に基づき、就職氷河期世代の社会参加などを集中的に支援していくこととしている。

令和5年12月に策定された「就職氷河期世代支援に関する行動計画2024」（令和5年12月26日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）においても、ひきこもり支援をはじめ各種の施策が盛り込まれているところである。これらを踏まえ、令和6年度においても、政府を挙げて就職氷河期世代支援に取り組んでいく中で、ひきこもり状態にある方も念頭に置いた「社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者」への支援を推進していくこととしている。

5 ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて

報道等において、ひきこもり支援を目的として掲げる一部の民間事業者に以下のような問題があるとされている。

- ・ ひきこもり当事者が本人の意思に反して連れ出され、施設に監禁される
- ・ 施設において暴力等を受ける
- ・ 契約内容どおりの支援が行われず、契約の解除を求めても返金しない

これを踏まえ、各自治体においては、ひきこもり状態にある方やその家族に対して、民間事業者との契約内容と利用時の対応が異なる、途中で解約できない等、困ったことがある場合には、「消費者ホットライン」（局番なしの188）を活用し、消費生活センター等へ相談するよう、注意喚起をお願いする。

また、都道府県及び指定都市においては、ひきこもり地域支援センターにおいて、そのような民間事業者に関する相談に対応いただくようお願いするとともに（平成30年3月5日付け事務連絡「ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業の利用をめぐる消費者トラブルについて（注意喚起）」を参照）、ひきこもり支援推進事業を活用したひきこもり地域支援センターへの法律の専門職の配置についても検討と具体化をお願いしたい。

第4 成年後見制度の利用促進について

1 成年後見制度利用促進の現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度である（民法の改正等により平成12年に創設）。今後、認知症高齢者や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性がより一層高まっていくものと考えられる。その一方で、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況¹である。このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が成立した。

平成29年3月には同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度～令和3年度の5年間）が閣議決定され、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきた。

これにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつある。他方、後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があるといった指摘があり、また、地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいないといった課題がある。

2 第二期成年後見制度利用促進基本計画について

引き続き、成年後見制度の利用促進等のため、体制整備をはじめ、更なる施策の推進を図る必要があることから、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」（令和4年度～令和8年度の5年間）が閣議決定された。

令和6年度においても、引き続き、第二期計画に基づき、成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策を総合的に充実するための検討、成年後見制度の運用改善等や地域連携ネットワークづくり等の各施策（以下参照）について、工程表に基づき推進するとともに、施策の性質に応じて設定したKPI（以下参照）について、令和6年度末までの達成に向けて取り組む必要がある。

¹ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。一方、成年後見制度の利用者数は令和4年12月末時点で24.5万人。

とりわけ、市町村による中核機関の整備や都道府県による協議会の設置など権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに関する取組、都道府県による担い手の育成方針の策定など「優先して取り組む事項」として第二期計画に盛り込まれた各種取組については、令和6年度末までにKPIを達成することができるよう、各都道府県におかれては、管内市区町村とも緊密に連携しながら計画的な取組の推進をお願いします。

なお、任意後見制度が安心して利用されるためには、本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所が任意後見監督人の選任をした時から任意後見契約の効力が生じることも含めて周知する必要がある。このため、KPIに掲げられた「市町村におけるリーフレット・ポスターなどによる任意後見制度の周知：全1,741市町村」に取り組むに当たっては、厚生労働省で作成した成年後見制度に関するリーフレット・ポスターだけでなく、法務省が令和4年度に作成した「任意後見制度に関するリーフレット及びポスター」も活用して周知するようお願いする。

【参考】任意後見制度の利用促進に向けたリーフレット等（法務省民事局作成）

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

また、令和6年度は、「中間検証」として施策の進捗状況を踏まえた課題の整理等を行うことを予定しているため、留意されたい。

＜第二期計画のポイント＞

- (1) 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
 - ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すための方策、福祉制度・事業の見直しの検討）。
- (2) 成年後見制度の運用の改善
 - ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人等の選任や本人の状況に応じた後見人等の交代、都道府県による意思決定支援研修の実施。
- (3) 後見人等への適切な報酬の付与
 - ・ 最高裁判所、家庭裁判所で後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討。
 - ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討。
- (4) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
 - ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により権利擁護支援の地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備。
 - ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で成年後見制度利用促進基本計画を早期に策定。
 - ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定）や支援。

＜K P I（令和6年度末までの数値目標）＞ ※（ ）内は、令和4年4月時点の実績値

- ・ 市町村におけるリーフレット・ポスターなどによる任意後見制度の周知 全 1741 市町村（1031 市町村）
- ・ 都道府県による担い手の育成の方針の策定 全 47 都道府県（2 都道府県）
- ・ 都道府県における担い手の養成研修の実施 全 47 都道府県（市民後見人養成研修の実施：15 都道府県、法人後見実施のための研修の実施：18 都道府県）
- ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 全 47 都道府県（30 都道府県）
- ・ 市町村による成年後見制度利用支援事業の推進 全 1741 市町村（高齢者関係：申立費用 636、報酬 746、障害者関係：申立費用 632、報酬 730）
- ・ 市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し 全 1741 市町村（1094 市町村）
- ・ 都道府県による協議会設置 全 47 都道府県（19 都道府県）
- ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 全 47 都道府県（16 都道府県）
- ・ 市町村による成年後見制度や相談窓口の周知 全 1741 市町村（1471 市町村）
- ・ 市町村による中核機関の整備 全 1741 市町村（935 市町村）

3 令和6年度予算案について

厚生労働省では、第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、第二期計画の工程表に掲げられた取組を推進するため、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進めることとしている。

このため、令和6年度においては、

「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進」として、

- ・都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化
- ・地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

また、「新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進」として、

- ・「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施
- ・新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

等に必要となる予算を計上している（以下参照）。

各都道府県・市町村におかれては、これらの補助事業を積極的に活用していただき、権利擁護支援として成年後見制度を適切に利用できる体制づくりの推進をお願いする。

なお、既存の補助事業について、令和6年度から新たに市町村に対する補助対象として、

- ① 後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行う取組（中核機関コーディネート機能強化事業）
- ② 入院・入所時の手続や葬儀等の死後に関する不安といった、身寄りのない人も含めた単身高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組（持続可能な権利擁護支援モデル事業）※後述参照

を追加することを予定しているので、積極的に活用していただくよう検討をお願いする。

さらに、第二期計画では、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があることが示されている。特に、成年後見制度と日常生活自立支援事業など既存の権利擁護支援策等との連携を強化し、本人の状況に応じた効果的な支援の推進を図る必要がある。

日常生活自立支援事業については、地域によって待機者が生じていることや利用者数にばらつきがあること、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行に課題があることに加え、生活保護など関連諸制度との連携強化の必要性も指摘されている。とりわけ、日常生活自立支援事業の利用者のうち生活保護受給者の占める割合が5割を超える都道府県・指定都市においては、令和6年度予算案に計上した「成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業」を積極的に活用し、生活保護担当部局とも緊密に連携した上で、生活保護受給者の置かれた状況やその有する能力に応じた適切な支援への移行を図っていただくことをお願いする。

なお、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」については、令和5年度には12の

自治体が取り組んでいるところである。各都道府県・市町村におかれては、モデル事業の取組の意義・重要性にかんがみ、積極的に参画いただくようお願いする。

(単身高齢者等の生活上の課題への対応について)

高齢者の単身世帯等の増加が見込まれる中で、身寄りのない人も含め、地域に暮らす誰もが尊厳のある生活を継続し、安心して歳を重ねることができる社会を作っていくことが重要である。

このため、厚生労働省では、令和6年度予算案に計上した「持続可能な権利擁護支援モデル事業」において、市町村を実施主体（運営委託可）として、

- ① 相談窓口等にコーディネーターを配置し、単身高齢者等が抱える生活上の課題に関する相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的な支援のコーディネート等を行う取組、
- ② 主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の手続等の支援や死後の事務支援を併せて提供する取組

を試行的に実施することとしている。

身寄りのない人はもとより、家族や親族がいても頼ることのできない人等も含めて、多様な生活課題を抱える単身高齢者等に対する支援については、地域包括ケアや虐待防止など権利擁護に関する様々な仕組みや、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結び付きを持って、包括的かつ継続的に届くようにすることが重要である。このため、各市町村におかれては、モデル事業を積極的に活用していただき、地域の支援体制の充実や関係機関・関係者のプラットフォーム（ネットワーク）の構築に主体的に取り組んでいただくことをお願いする。

本モデル事業の具体的な対象者や事業内容、実施に当たっての留意事項等については追ってお示しする。

なお、これらの取組において、事業（運営）主体が、コーディネートする又は自ら提供する「身元保証」を代替する支援については、身元保証人等がないことを理由に入院を拒否することは正当な理由ではないことや、身元保証人等がいなくても介護施設への入所等が可能であることが事務連絡で示されているにもかかわらず、実際には病院や介護施設等で身元保証人を求められる場合があることも踏まえ、地域の病院・介護施設等とも協力・調整して、いわゆる身元保証人に期待される役割を代替する支援策（例えば、緊急連絡先の提供や入院・入所時の費用の支払代行、死亡時の遺体・遺品の引取先の確保等）について検討及び実践していただくことを考えているので留意されたい。

〈令和6年度予算案の概要〉

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

① 都道府県による市町村支援機能強化事業（実施主体：都道府県）

- ・ 以下の市町村支援に関する取組（以下「必須取組」）に対する補助を行う。
 - ア：法律専門職や家庭裁判所等との定例的な協議
 - イ：市町村職員等向けの研修（市町村長申立の実務研修など）
- ・ 上記2つの必須取組を行った上で、市町村支援の更なる強化を行う場合は、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。
 - ウ：中核機関の立ち上げなど、市町村の体制整備に関する助言等を行うアドバイザーの配置や派遣
 - エ：市町村からの支援困難事案等の相談を受ける窓口の設置及び権利擁護支援に関する総合的な助言を行うアドバイザーの配置や派遣

② 中核機関立ち上げ支援事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施などの取組に対して補助を行う。

③ 中核機関コーディネート機能強化事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関のコーディネート機能の強化を行う場合、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。
 - ア：情報収集や相談対応に関する調整機能の強化に向けた、アウトリーチの実施や有資格者の配置等の取組
 - イ：法的課題解決後に専門職後見人から市民後見人への交代等を想定するなどの支援方針の検討を行う受任者調整の仕組みの導入及び後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行う取組【下線部分は令和6年度追加】
 - ウ：広域連携における中心自治体としての役割機能の明確化や、近隣の中核機関の連携を強化する取組

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

① 都道府県による意思決定支援研修等推進事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 都道府県等において、国作成の「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、国が養成した講師等を活用し、親族後見人・市民後見人等や市町村・中核機関の職員等を対象にした研修を実施する取組などに対して補助を行う。

② 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る取組に対して補助を行う。

③ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業（実施主体：都道府県、指定都市）

- ・ 日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携を強化して、本人の状況に応じた効果的な支援を進める取組に対して補助を行う。

（取組の例）

生活保護など関連諸制度との連携や成年後見制度等への適切な移行支援を行う連携コーディネーターの配置、市町村長申立ての所管部署や生活保護・生活困窮の所管部署等との事例検討、弁護士や司法書士等の専門職団体や医療機関の関与による外部点検など

(3) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施（実施主体：都道府県、市町村）

以下のいずれかのテーマについて、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

- ・ 地域連携ネットワークにおいて、民間事業者等が、法人後見や日常生活自立支援事業による支援の一部に参画する仕組みづくり
- ・ 身寄りのない人等に対する、市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する仕組みづくり【令和6年度追加：身寄りのない単身高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組を含む】
- ・ 寄付等の活用や、支援困難事案等を受任する法人後見など、都道府県等の機能を強化する仕組みづくり

4 令和6年度の都道府県及び市町村における取組について

都道府県においては、第二期計画に掲げられている都道府県の役割（以下参照）を踏まえ、市町村による支援体制では対応が困難な事案等に対して助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援の仕組みとして、以下のような取組をお願いします。

- ・ 担い手の育成方針の策定や養成研修を実施すること。
- ・ 市町村長申立てに関する研修を実施すること。
- ・ 都道府県単位等での協議会を設置すること。
- ・ 意思決定支援研修を実施すること。

〈都道府県の役割〉

- ・ 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす。
- ・ また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

市町村においては、第二期計画に掲げられている市町村の役割（以下参照）を踏まえ、地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていくため、以下のような取組をお願いします。

- ・ 市町村計画を策定し、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示すこと。
- ・ 成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること。
- ・ 中核機関を整備すること。

また、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下のような取組をお願いします。

- ・ 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業について、適切に実施すること。成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も含めることなど、適切な実施内容の検討をすること。

＜市町村の役割＞

- ・ 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報等を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- ・ 市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。
- ・ 市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。
- ・ 上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。

5 日常生活自立支援事業の適正な実施について

近年、日常生活自立支援事業の実施に関連した社会福祉協議会職員による不祥事（金銭の横領等）が報告されている。

本事業は判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理等の支援を行う事業であることから、こうした不祥事の発生は、各都道府県・指定都市が補助事業として実施する日常生活自立支援事業の信頼が失われることになりかねない極めて重大な問題である。

各都道府県・指定都市におかれては、日常生活自立支援事業が適正に実施されるよう、改めて会計事務に係る内部牽制体制の確立について徹底するなど、各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対する一層の指導・助言をお願いする。

第5 地域福祉の推進等について（地域福祉課）

1 地域福祉（支援）計画について

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものである。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体としての観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とするものである。

これら市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。平成29年に改正され、平成30年4月から施行されている社会福祉法においては、地域福祉（支援）計画の策定を努力義務化していることから、未策定の市町村においては、市町村地域福祉計画の策定に努めていただきたい。

なお、令和5年4月1日現在において、市町村地域福祉計画の策定率は85.9%である。市区部、町村部別にみると、市区は95.9%であるのに対し、町村部では77.1%になっている。一方、都道府県地域福祉支援計画は、全都道府県において策定を終えている（策定率100%）。市町村地域福祉計画の策定率については、令和6年能登半島地震の影響により策定状況を把握できない一部市町を除いた集計結果であることに留意されたい。

また、令和2年6月に改正され、令和3年4月から施行されている社会福祉法第107条第1項及び第108条第1項においては、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として5つの事項（①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項）を掲げている。これらの事項を踏まえなければ、社会福祉法上の地域福祉（支援）計画としては認められないものであることから、これらの5つの事項の全てを定めていない市町村においては、記載内容の追加をお願いしたい。

都道府県においては、計画が未策定の市町村に対して、早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。また、計画策定済みの市町村に対しても、上記の5つの事項に関する記載の追加も含め、計画の改定に関する周知及び支援を行っていただきたい。

なお、地域福祉（支援）計画の策定及び改定に当たっては、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（令和3年3月31日付け子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）の「第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」において、地域福祉（支援）計画に

盛り込むべき事項等をお示ししているため、御参考とされたい。

(参考) 地域福祉(支援)計画策定状況等調査結果

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html

2 民生委員・児童委員について

(1) 民生委員・児童委員に期待される役割について

「第2 重層的支援体制整備事業等の取組状況について」にもあるとおり、現在、厚生労働省においては、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めている。

令和2年6月には、社会福祉法の改正案が成立し、市町村において、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設され、令和3年4月より施行している。

このような地域の取組を推進していく上で、地域づくりの役割を担う民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)に寄せられる期待は大きくなっている。一方で、地域の重層的な支援体制の構築により、民生委員の活動がより円滑に実施できる環境が整備されるものと考えられる。

また、昨年5月に成立した孤独・孤立対策推進法の附帯決議(令和5年5月30日参議院内閣委員会)において、孤独・孤立対策においては、民生委員等を含む当事者等への支援を行う者の活動が果たす役割の重要性を踏まえつつ、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われることが求められている。

このため、民生委員もこれらの施策に積極的に関わることが期待される所であり、各自治体においては、「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員等との連携について」(令和3年3月31日社会・援護局地域福祉課長通知)等を踏まえ、民生委員に求められる役割などについて、民生委員の十分な理解を得られるよう研修カリキュラムの中に盛り込むことや、民生委員と関係機関との連携が一層推進されるよう調整を行うなど、引き続き支援をお願いしたい。

(2) 民生委員の活動環境の整備等について

(ア) 民生委員活動に係る経費

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担が増加する中で、民生委員活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、令和2年度には、民生委員

の活動に対する地方交付税の算定基礎について、1人当たりの活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額を行った。民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げがなされていない自治体においては、これらの状況を踏まえた適切な財源確保に努められたい。

なお、令和6年度においても、各自治体における民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の予算措置状況等を確認するための調査を予定しているので、引き続き、ご協力をお願いしたい。

【地方交付税算定基礎単価】

	令和2年度～
民生委員・児童委員活動費	1人当たり年額 60,200円
地区民生委員協議会活動推進費	1か所当たり年額 250,000円

また、民生委員活動に係る地方交付税措置は、民生委員活動に係る実費弁償費として講じているものである。公費を財源とする活動費の取扱いに当たっては、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑念が生じないよう御留意いただきたい。

なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達28-8に「地方自治法第203条の2第3項（報酬及び費用弁償費）の規定により受ける費用の弁償は、所得税法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものは課税の対象とならない取扱いが示されているので御留意いただきたい。

(イ) 民生委員制度の普及啓発の強化を含めた地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

○ 令和4年3月に全国民生委員児童委員連合会が、全国の10～70代の男女1万人を対象にインターネットを通じて行った調査によると、「民生委員・児童委員」を知っている割合は64.0%となっており、民生委員の存在は広く認知されている一方で、「役割や活動内容まで知っている」のは5.4%に留まっている。

民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について広く国民に理解していただくことは、民生委員活動を推進していく上で重要であり、かつ、将来のなり手確保にも資するものと考えられる。このため、民生委員制度の一層の普及啓発に特段のご配慮をお願いする。特に、令和4年12月に行われた一斉改選時の結果、現時点においても民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置が

なされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・理解を促すなどの取組を行っていただくようお願いする。

- また、一部の自治体においては、広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する独自の取組として、
 - ・ 民生委員協力員の設置
 - ・ 子ども民生委員の委嘱や大学生を対象にした民生委員インターンシップの実施
 - ・ タブレット端末など I C T を活用した情報共有や定例会議のオンライン化
 - ・ S N S（インスタグラム等）を活用した効果的・訴求力のある周知・広報活動
 - ・ 行政のサポート体制の強化（庁内に民生委員からのワンストップ相談担当者を配置）

といった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実及び民生委員制度の普及啓発の強化のために、このような先駆的な取組を参考にしつつ、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施、検討をいただきたい。

なお、こうした取組については、令和6年度から、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）により補助を行うこととしている。

- 不動産登記法第70条第3項の運用における民生委員・児童委員の不在証明
いわゆる休眠担保権に関する登記の抹消に係る手続に関しては、法務省の通達等においてその取扱いが示されている。

この通達等では、休眠担保権に関する登記の抹消にかかる申請に当たっては、登記義務者の所在の知れないことを証する情報として、①登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報等又は②同様の内容を民生委員が証明した情報が提出された場合には、当該登記申請を受理して差し支えないこととされている。

しかしながら、民生委員において、登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことを確認することが困難な場合も想定されるところ、このような場合にまで、民生委員が②の情報を作成する必要はない。

平成29年10月20日に、不動産登記制度を所管する法務省民事局民事第二課から各法務局・地方法務局の不動産登記担当部署に対し、上記通達の趣旨は、②の情報が提供されなければ当該登記申請を受理してはならないことを示したのではないということが改めて周知されているので、御承知おきいただきたい。

(ウ) 民生委員への研修の充実

民生委員に対する研修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（民生委員・児童委員研修事業）により補助を行っている。本事業の実施主体は都道府県、指定都市及び中核市であるが、実施自治体は着実に増えており、令和5年度は98自治体の実施している。各自治体におかれては、当該補助金の活用等により、民生委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得できるよう、コロナ禍において実施されたオンライン開催など実施方法を工夫し地域の実情に応じた研修の企画、実施をお願いする。

また、研修の企画、実施にあたっては、従前の研修課題に加え、新たな施策や社会的課題等を踏まえた研修内容の充実を図るようお願いする。

<新たな施策や社会的課題等の例>

- ・「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」（令和5年12月27日社会保障審議会(生活困窮者自立支援及び生活保護部会)）
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）
- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・共同の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）最終取りまとめ」（令和元年12月26日）
- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）
- ・「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員等との連携について」（令和3年3月31日社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」（令和4年12月27日関係府省会議決定）
- ・「孤独・孤立対策推進法」（令和5年法律第45号）
- ・「熱中症対策実行計画」（令和5年5月30日閣議決定）
- ・「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月30日閣議決定）
- ・「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議）
- ・「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）
- ・「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」（平成31年4月消費者庁）
- ・「自殺対策白書」（令和5年10月20日閣議決定）
- ・「性的指向及び性自認」を理由とする困難を抱える者への対応（法務省）
- ・「年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）
- ・「アイヌ政策推進会議作業部会報告書」（平成24年6月1日）
- ・民生委員への個人情報の提供
 - 「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成24年7月17日社会・援護局地域福祉課事務連絡）
 - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「個人情報の保護

に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A」（個人情報保護委員会）

(エ) 災害時における民生委員の取組について

昨今、1月1日に発生した能登半島地震を含め、梅雨期の大雨や台風による自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時における民生委員の役割は重要なものとなっているが、災害時の活動は危険を伴うことが考えられる。

近年、梅雨期の大雨や台風により各地で甚大な被害が生じているところであり、これらの災害時の活動は危険を伴うことが考えられる。

災害が発生する恐れが高い状況下（災害発生前）に、やむを得ず訪問などの屋外における危険を伴う活動を行う際には、民生委員ご自身の安全を確保した上で対応することが前提となる。

一方、避難情報が発令中（災害発生後）に地元住民の方々に対する見守り等の活動を行う必要が生じた場合には、民生委員自らが対応するのではなく、その状況を自治体に伝達する（自治体につなぐ）ことが重要であり、各自治体においては、平時より、防災担当部局との連携を密にするようお願いする。

なお、民生委員自身が被災している場合もあるため、画一的に過度な活動をお願いしないといった配慮も重要である。

<参考>

- ・「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に関する取組の実施について」（令和2年5月28日府政防第1221号・消防災98号）
- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月24日令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ）
- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月24日令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ）
- ・「個別避難計画作成等への支援策等について」（令和3年6月22日内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、厚生労働省社会・援護局地域福祉課等連名事務連絡）
- ・「令和3年8月の大雨による災害に対する民生委員活動について」（令和3年8月16日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府（防災担当））

(オ) 地方分権改革への対応

令和5年の地方分権改革に関する提案募集において、民生委員の選任要件の緩和等について特別区長会等から提案があり、令和5年12月22日に、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（以下、「対応方針」という）が閣議決定された。今後、この対応方針に基づき検討を行うこととしているので、御承知おきいただきたい。

○内閣府 HP

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r05/r5_kekka_12_mhlw.pdf

【管理番号 139 民生委員・児童委員の選任要件の緩和等】

現行の民生委員法においては、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されており、その市町村の居住者に限って民生委員になれるところであるが、本提案では、担い手確保や制度の持続可能性を高める観点から、その市町村以外に居住する者でも当該市町村への在勤者であれば民生委員等になれるようにしてもよいのではないかというものである（例えば、日頃から住民との関わりを持つ地元商店の従業員や、地域の社会貢献活動に熱意を持って取り組んでいる企業の社員、一定期間区内に在住し地域で活動していた転出者など）。

これを受けて対応方針では、

- ・「民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法第6条第1項及び児童福祉法第16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。

【管理番号 149、230 児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明及び生活福祉資金貸付に係る民生委員意見書の廃止】

また、担当区域内すべての住民の生活実態を把握することは困難であること、全く面識の無い住民の意見書を作成することは困難であるため、児童扶養手当、特別児童扶養手当等における「民生委員の証明事務」及び、生活福祉資金貸付における「調査事務」の廃止について、民生委員の心理的負担も含めた業務負担軽減のための提案がなされた。

これに対し、対応方針では、

- ・証明事務については、民生委員以外のものによる証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。
- ・調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果

に基づいて必要な措置を講ずる。」
とされている。

【管理番号 229 福祉行政報告例中の民生委員児童委員活動報告のオンライン化】

さらに、民生委員・児童委員（以下「委員」）による活動記録の作成・報告や、集計に伴う行政等の負担軽減を図るため、委員自ら入力可能な全国統一の活動報告オンライン化を構築、との提案が挙げられた。

これに対して、対応方針では、

- ・「民生委員・児童委員の活動状況の報告（福祉行政報告例報告表 40 表）については、地方公共団体における事務の簡素化の事例等を踏まえて、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和 5 年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」

とされている。

(カ) 令和 5 年度調査研究事業

令和 5 年度社会福祉推進事業において業務内容や業務量等の実態調査を行うとともに、担い手確保・充足率の向上に資する取組、現役世代等多様な世代が民生委員活動に参画できるようにするための方策や、業務負担の軽減策、民生委員活動の支援体制のあり方等についても検討・整理中であり、報告書が完成次第、厚生労働省HPに掲載する予定であるので、各自治体における取組の参考とされたい。

(3) 令和 7 年度における一斉改選の準備

- 現任の民生委員については、令和 7 年 12 月 1 日に一斉改選を迎えることとなるため、各自治体においては、①定数に関する市区町村に対する意見聴取、②定数の見直し、定数条例の改正、③民生委員候補者の推薦、④委嘱・解嘱、特別表彰等の事務処理が必要となる。各自治体におかれては、一斉改選を円滑に実施するため、前回一斉改選の事務を参考にしつつ遺漏なきよう準備願いたい。

- その際、自治体によっては、首長から管内の経済団体や事業所あてに、協力依頼文書を送付し、就労と民生委員活動を両立できるように配慮を求めている場合もある。

近年、定年の延長などの継続雇用を選択する方も増加し、従来の民生委員の担い手である企業等の退職者の確保が難しい状況が続いている。このため、自営業者以外の就業者の民生委員就任を後押しするため、このような取組について参考にされたい。

- また、民生委員の年齢要件については、通知「民生委員・児童委員の選任について」（平成 22 年 2 月 23 日付雇児発 0223 第 1 号・社援発 0223 第 2 号）において、「75 歳未満の者を選任するよう努めること。（中略）なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力な運用が可能であるので留意すること。」とされているので、特に、民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、地域の実情に応じた適切かつ弾力的な運用が図られるようお願いする。

3 社会福祉協議会について

(ア) 社会福祉協議会との連携について

社会福祉協議会については、いわゆるダブルケアや 8050 世帯など、一つの世帯において複雑化・複合化した課題を有するケースの顕在化や、地域住民が抱える福祉ニーズの多様化への対応に加え、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の再構築、災害時のボランティアセンターの運営、生活に困窮される方等への支援といった大きな課題に対応するため、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体においては、住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、今後とも社会福祉協議会と連携し、地域づくりに資する積極的な取組をお願いしたい。

(イ) 福祉活動指導員及び福祉活動専門員の配置に係る経費

福祉活動指導員及び福祉活動専門員（以下「福祉活動専門員等」という。）の配置に係る経費については、都道府県・指定都市及び市区町村の社会福祉協議会の活動の推進指導體制を整備強化することにより、民間社会福祉活動の充実と発展を図ることを目的に、従前より国庫補助において推進してきたが、その後、全国への配置が進み定着化したことから一般財源化され、現在は、地方交付税措置を講じているところ。

【地方交付税算定基礎単価】

	令和 5 年度
福祉活動指導員設置事業	21,360 千円
福祉活動専門員設置事業費	6,870 千円

※ 福祉活動指導員は、都道府県又は指定都市の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、研究及び企画立案を行うほか広報、指導その他の活動に従事する者として、昭和 38 年から平成 5 年まで国庫補助してきたが、平成 6 年度に一般財源化。

※ 福祉活動専門員は、市区町村の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに広報、指導その他の実践活動の推進に従事する者として、昭和 41 年から平成 10 年ま

で国庫補助してきたが、平成 11 年度に一般財源化。

こうした一般財源化の経緯や全国の社会福祉協議会活動の状況等を踏まえると、多くの社会福祉協議会には、福祉活動専門員等が配置され、地域福祉推進の活動に取り組んできている。

近年の地域生活課題の多様化・複雑化、地域の支え合いの必要性の高まりを背景に、地域における社会資源等の調整役である福祉活動専門員等の活動は益々重要と考えており、厚生労働省としても総務省に対し、自治体の実態を踏まえつつ、必要な地方交付税算定基礎単価を設定することについて継続的にお願いしてきているところ。

各自治体において、改めて、その活動状況について管内社会福祉協議会にも確認していただきながら、福祉活動専門員等の配置状況を踏まえた、適切な財源確保に努めていただきたい。

4 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る平時からの取組について

近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置・運営に携わることが多いことや、一部自治体においては、自治体と社会福祉協議会等の間で災害ボランティアセンターに関する協定を締結しているところもあることから、各自治体におかれては、災害発生後、速やかに災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、平時から防災担当部署や社会福祉協議会と十分連携し、災害ボランティアセンターの運営体制や関係機関との役割分担について取り決めておくなど環境整備に努められたい。

また、平時からの準備として、「災害ボランティアセンター等機能強化事業」により、以下の取組を推進しているので、各自治体及び社会福祉協議会においては、積極的な取組をお願いしたい。

- ① 全国社会福祉協議会において、災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、各都道府県における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。
- ② 都道府県（都道府県社会福祉協議会）に市町村指導員を配置する等により、平時から市町村（市町村社会福祉協議会）への研修等を行う。
加えて、県内の自治体、社福法人や NPO 法人をはじめとした多様な関係機関・企業等との関係づくり、市町村域の災害時ケアプラン策定支援等の取組により、災害時における都道府県（都道府県社会福祉協議会）の機能強化を図る。（補助率 1/2）
- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）においては、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に配置する市町村指導員の指導・協力の下で、平時から災害ボラ

ンティアセンターの設置・運営の実地訓練等を行う。（補助率 1/2）

本事業は、上記のように 3 段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで、より効果的な取組になると考えている。特に大規模災害時、広域をカバーする都道府県（都道府県社会福祉協議会）の役割は重要であることから、都道府県においては、本事業を活用し、平時からの関係作りや、管内市町村の環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、災害ボランティアセンターがボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整を実施する場合の経費については、「令和 2 年 7 月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」（令和 2 年 8 月 28 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）、同（被災者生活再建担当）事務連絡）が発出されているので、ご了解願いたい。

5 被災者に対する見守り等の支援の推進について

大規模災害により応急仮設住宅等に入居する被災者の孤立防止対策について、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行うために令和 6 年度予算案においても、引き続き、必要な予算を計上した。

関係自治体においては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めていただきたい。

被災者に対する見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて各種事業が実施されているが、被災者それぞれの状況に応じた切れ目のない支援が実施できるよう、「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」（令和 2 年 12 月 7 日付け当局地域福祉課、福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局認知症施策・地域介護推進課連名通知）を参考に各事業が十分な連携の下で実施されるようお願いするとともに、自治体の関係部局においては、平時から積極的な連携に努められたい。なお、被災により新たに本事業の実施について検討する場合には、速やかに当局地域福祉課に連絡していただきたい。

また、東日本大震災の被災地については、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和 3 年 3 月 9 日閣議決定）に基づいて、引き続き十分な取組をお願いする。

なお、事業実施にあたっては、本事業実施期間終了後の体制を見据え、例えば、民生委員・児童委員による見守りや生活困窮者自立支援制度等による支援への移行など、将来的な一般施策への移行体制も踏まえ、検討いただくようお願いする。

（参考）令和 6 年度予算案

・被災者見守り・相談支援等事業

生活困窮者就労準備支援事業費補助金 8. 2 億円

・東日本大震災関連 復興庁所管「被災者支援総合交付金」 9 8 億円の内数

6 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上の悩みや自殺念慮、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的としている。

令和5年度においては、事業実施者として一般社団法人社会的包摂サポートセンターを選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施している。

令和5年6月7日には「孤独孤立対策推進法」が公布され（施行は本年4月）同年6月23日には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されており、本事業における、様々な悩みを抱える方々への寄り添った相談支援の取組は、益々重要になっている。

令和6年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を引き続き計上しているが、事業実施者については、改めて選定する予定であるので、ご承知置きいただきたい。

本事業の相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体においては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

- ※ 平成27年3月27日付け社援地発0327第14号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」
平成27年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

また、同様に、本事業と重層的支援体制整備事業の連携を十分に図っていくことが重要であることから、重層的支援体制整備事業を実施する自治体においては、本事業の事業者から課題の解きほぐし等が必要と考えられる者について対応の依頼があった場合には、関係者間で適切に情報共有し、支援していただきたい。

- ※ 令和3年3月31日付け社援地発0331第9号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「重層的支援体制整備事業と社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等との連携について」

7 地域づくりの推進について

人口減少に伴う地域社会の担い手不足の加速化や、新型コロナウイルス感染症の影響下において孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化した中、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されている。

このような現状を踏まえ、生活困窮者支援等のための地域づくり事業では、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくり等に資する市町村等の取組を推進することとしているので、積極的な活用をお願いします。

また、重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）の生活困窮分野における地域づくり事業として、本事業を位置付けているところでもあり、重層事業を検討している自治体におかれては活用をお願いします。（重層事業の詳細については、「第2 重層的支援体制整備事業等の取組状況について」を参照すること）

【具体的な取組事例】

- ・地域住民のニーズ・生活課題の把握の取組として、新聞配達業者、ガス・水道業者、郵便局、配食サービス業者、運輸サービス業者等と見守りに関する協定を結び、日々の業務におけるゆるやかな見守り。
- ・住民主体の活動支援・情報発信等の取組として、住民主体の活動団体を集め、情報交換会や連絡会議を開催による新たな活動の創出。
- ・世代や属性を問わない地域コミュニティ形成に向けた「居場所づくり」の取組として、こどもから高齢者まで、属性や世代によらず利用できるサロンやコミュニティカフェの開催。
- ・多様な担い手がつながるプラットフォームの展開として、市や社協、青年会議所、ボランティア団体、NPOなどの地域づくりの担い手が集まり、支え合い会議を定期的に行う。等

第6 地方改善事業等について

※ 当該事業（隣保館・生活館）については、地方自治体によっては福祉部局ではなく人権擁護部局が所管しているため、確実に担当部局に情報共有をお願いします。

また、当該事業を実施する上で密接に関係する「生活困窮者自立支援制度」や「重層的支援体制整備事業」などの情報についても併せて情報提供願います。

1 地方改善事業の実施について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付厚生労働省発社援第0829002号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を行っている。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、各自治体においては、引き続き本事業への積極的な取組について御留意願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないように御配慮願いたい。

(ア) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、各自治体においては、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き御留意願いたい。なお、管内の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

(イ) 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、地域共生や生活困窮者自立支援制度などの福祉関連諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、地域福祉の一翼を担うためにも、人権啓発のみならず、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

また、全国隣保館連絡協議会が主催し、全国隣保館長研修会は隔年、全国隣保館職員ブロック研修会は毎年開催しており、関係自治体より職員の参加をいただいているところであるが、現場のニーズを反映した研修内容とするためにも、当該研修会への企画段階からの参画について協力をお願いします。

※ 本研修会については、国において開催していたが、昭和52年より全国隣保館連絡協議会の主催に変更。

イ 隣保館の耐震化対策等の促進について

隣保館の多くは、昭和30年から50年代に建設されているため、現行の耐震基準に適合していないなど、耐震化に課題を抱えている館が多い。このため、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成30年度より「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、特に緊急に実施すべき耐震化整備等を集中的に実施したところであるが、上記の課題について解消に至っていない。

このため、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」中の重点的に取り組むべき対策「社会福祉施設等の耐災害性強化対策」に隣保館の耐震化整備等も盛り込み、隣保館の耐震等の取組の更なる加速化・深化を図っており、令和5年度補正予算額：4.1億円（4年度補正予算額：2.8億円）を計上しているため、御了知いただきたい。

令和6年度の地方改善施設整備費補助金の執行に当たっては、令和6年度当初に、できるだけ速やかに内示を行う予定にしているため、各自治体においては、当補助金の活用等による隣保館の耐震化等の整備について積極的な活用とともに、内示後速やかに契約がなされるよう準備をお願いする。

【参考】

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）（抄）
第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

（1）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- ・ 医療施設の耐災害性強化対策（給水設備整備対策、非常用自家発電設備整備対策、ブロック塀整備改修対策、非常用通信設備整備対策）（厚生労働省）
- ・ 社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策、非常用自家発電設備対策）（厚生労働省）

（2）アイヌ施策の推進について

平成31年4月26日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）が公布され、令和元年5月24日に施行された。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。

こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、引き続きその重要な役割を担っていく必要がある。生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）に移管されており、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整

備について、当交付金を積極的に活用いただきたい。

一方、生活館の運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管しているため、これらの申請等に当たっては遺漏なきようお願いしたい。

また、国内に居住されているアイヌの人々からの生活相談に対応するため、平成28年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、令和6年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。各自治体におかれては、身近な相談窓口が少ない道外に居住するアイヌの人々に専用の相談窓口が存在が認知され、必要なときに相談いただけるよう、当事業に関する周知・広報について、特段の配慮をいただきたい。

(3) 隣保館・生活館における物価高騰に対する支援について

令和5年11月9日事務連絡「重点支援地方交付金を活用した婦人保護施設及び救護施設等の支援について」において、隣保館及び生活館についてもエネルギー価格や、施設整備における資材費の高騰分の支援として当該交付金を活用することが可能とされているので、自治体内の当該交付金担当課と連携の上、必要に応じて活用を検討をお願いする。

(4) 関係部局・機関との連携方策について

ア 社会福祉法に基づく取組との連携

地域共生社会の実現に向け、平成30年4月に改正社会福祉法が施行され、令和2年6月5日には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立、令和3年4月1日より施行した。これにより、市町村において、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村全体として包括的な支援体制を構築する事業として重層的支援体制整備事業が実施されている。

重層的支援体制整備事業の実施に際しては、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を果たしている隣保館や生活館との連携を十分に図っていただくことが重要であり、重層的支援体制整備事業実施計画のガイドラインにおける「地域の支援関係者等」に隣保館や生活館が含まれているところである。

具体的には、市町村において、隣保館や生活館が提供する福祉サービス等の利用が効果的であると判断される者への支援に関して重層的支援会議や支援会議を開催する場合には、必要に応じて隣保館や生活館に会議への参画を依頼することが望ましく、また、参加支援事業者が支援を実施する中で隣保館や生活館による支援を実施することが効果的であると判断した場合は、適切に連携して支援していただくこと等をお願いする。

また、社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館や生活館が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の解決に向けた取組の一つとして考えられるため、計画策定に当たっては、こうした視点についても留意するよう、併せてご了知願いたい。

イ 生活困窮者自立支援法に基づく取組との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館や生活館自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業の実施主体となりうることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるようお願いする。

(5) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 民生委員に対する普及・啓発について

民生委員は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を行っているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法及びアイヌ施策推進法の関係法令、隣保館や生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくよう御配慮願いたい。

(参考)「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開について」(平成24年6月1日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、近年では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生している。については、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消推進法やアイヌ施策推進法の関係法令も踏まえ、特段の配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと考えられる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発

を行っていただきたい。

(6) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が平成28年4月1日より施行されている。当該法律では、第7条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第10条において、第7条に規定する事項に関し、地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努めていただきたい。

○内閣府 HP (障害を理由とする差別の解消の推進)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号)が成立し、平成28年12月16日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努めていただきたい。

○法務省 HP (同和問題に関する正しい理解を)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年法律第68号)が、平成28年6月3日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努めていただきたい。

○法務省 HP (ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第7 消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）

※ 消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）については、都道府県によっては福祉部局ではなく生活安全・消費者行政担当部局等が所管しているため、確実に担当部局に情報共有をお願いします。

1 生協行政の基本的考え方について

組合は、

- ・利用者である組合員自らが出資し、
- ・組合員が主体となって、組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は、互助の組織として、購買事業や医療福祉事業、共済事業等組合員の暮らしを支える事業を行っているが、相互扶助の理念に基づき、地域の見守り活動や子育て支援など、組合のインフラを生かした各種助け合い活動（以下「組合員活動」という。）にも積極的に取り組み、地域のコミュニティづくりに寄与している。

また、社会的、公共的役割として、組合の組織力を生かした被災者の支援や社会福祉活動への助成活動といった取り組みを行っている。

組合の指導・監督に当たっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に留まることなく、運営実態に即した助言・指導をお願いします。

2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

（1）組合への指導検査・監督の適切な実施について

近年の国における検査結果を見ると、策定すべき規程の未整備、策定した規程の不遵守、総会運営や組合員管理の不備、一部役員の理事会欠席の常態化、決算関係書類等の不備、員外利用許可の未申請、登記手続きの不備など、組合の運営管理が不十分となっている状況が認められる。

貴管下組合において同様の状況が認められた場合には、適正な運営の確保のための十分な指導をお願いしますが、特に、内部管理態勢に課題を抱える組合に対しては、検査による指導のみならず、監督業務の一環として、定期的に個別のヒアリング等を行うことにより、改善の方向性、改善計画及び進捗状況について日頃から組合と認識を共有し、速やかに適正な運営管理が図られるよう、指導・助言をお願いします。

また、監事監査については、会計知識のある監事による会計監査のみならず業務監査を実施するとともに、監事の理事会への出席による助言等を通じて健全性の担保が図られるよう、さらに、財務状況が悪化している組合や課題を多く抱えている組合に対しては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な指導・助言をお願いします。

(2) 不祥事案について

各組合から報告された不祥事案を見ると、近年、次のような事案が発生している。

- ・ 購買事業を行う組合において、廃棄レジが初期化されないまま転売され、レジ内に残された組合員の個人情報漏洩した事例
- ・ 医療事業を行う組合において、経理担当職員が現金を着服した事例
- ・ 共済事業を行う組合において、共済代理店の外部委託先が保有する共済契約者情報が不正に持ち出され、個人情報漏洩した事例

組合において不祥事案が確認された場合には、早急に所管行政庁へ当該状況等を報告するよう指導するとともに、不祥事案が発生した原因を明らかにし、必要に応じ法的措置や、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底していただくよう、適切な指導をお願いします。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 25 条に基づき、組合が保有する個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行い、委託した個人データの安全管理が図られるよう、指導をお願いします。

○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-4-4 委託先の監督（法第 25 条関係）

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/#a3-4-4

(3) 共済事業における顧客本位の業務運営の点検等について

農業協同組合において不適切な共済推進（募集）が行われていた実態を踏まえ、「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月閣議決定）に基づき、各都道府県が所管する組合においても不適切な共済推進（募集）が無いか等のリスクを把握するための点検を行っていただいたところであるが、引き続き、各組合における共済推進（募集）において顧客本位の業務運営の取組が図られるよう、指導・監督をお願いします。

(4) 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下「生協法」という。）第 2 条第 2 項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されている。同項の趣旨は、組合は、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする協同組織であり、組合の役職員や組合員が個人として政治活動の自由を有することは言うまでもない

が、政治問題に組織として関わることは、組合に対する誤解や偏見を生み、組合の健全な運営と発展にとって障害となるおそれ強いことから定めているものである。例えば、組合が特定の議員の後援会費を支払う行為についても、同項の趣旨を踏まえると不適切と考えられるため、御留意願いたい。

各都道府県におかれては、所管組合の政治的中立の確保が徹底されるよう、厳正な指導をお願いする。

- 「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について(通知)」(昭和62年6月30日付厚生省社会局生活課長通知)

(5) その他

一部の都道府県においては、休眠となっている組合を多く抱えたままの状況となっている。所管行政庁として適切に状況を把握いただくとともに、必要な措置等の検討を行っていただきたい。なお、都道府県としての対応方針に判断がつかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

3 地域共生社会の実現に向けた生協の取組について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。長年にわたり、生活者の目線で暮らしを支える事業と助け合い活動を一体的に行ってきた組合は、事業や活動を通じて地域に助け合いの輪を構築しており、今後の地域社会を支える重要な担い手として、自治体や関係団体等と連携を図りながら、事業や活動をさらに積極的に実施していくことが期待されている。

このような状況を踏まえ、令和3年4月、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下「施行規則」という。）を改正し、地域課題の解決に取り組む組織に対し、所管行政庁より員外利用許可を得て組合が物品を供給できるようにしたところである。

各都道府県におかれては、管内の関係機関や市町村と連携の上、必要に応じて地域福祉の充実を図る手段の一つとして当該制度を御活用いただきたい。

また、上記の施行規則の改正を受け、所管行政庁より員外利用許可を得て、組合と社会福祉協議会が連携して地域で物品を供給する事例や、組合等がこども食堂へ物品を供給する事例があると承知している。現在、こうした先駆的な事例について改めて収集しているところであり、今後、収集した事例について全国会議や厚生労働省HP等で公表・周知する予定であるので御了知願いたい。

- 生協が行う地域福祉の先駆的な取組事例(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikyouto/index.html

4 災害時の員外利用に係る取扱いについて

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発しているが、各地の組合においては、自治体との協定に基づいて発災直後から緊急物資を供給するなど、迅速な支援活動に取り組みされており、今般の「令和6年能登半島地震」においても、全国の生協から様々な支援・協力をいただいていることに感謝申し上げます。

生協法では、特に災害時における物品供給について、次のとおり、組合員でない者の利用を認めている。

- ① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合（行政庁の許可不要、利用分量の限度なし）（生協法第12条第3項第2号）
- ② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合（行政庁の許可必要、利用分量 20/100）（施行規則第11条第1号ホ）

被災者の生活となりわいをしっかりと支えていくためにも、これら制度を活用し、行政と生協がともに取り組んでいただくようお願いする。

5 デジタル社会の実現に向けた取組について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）において、代表的なアナログ規制7項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）に関する規制等の見直しが求められているところであるが、これを受けて、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る消費生活協同組合法等の解釈の明確化等について」（令和5年12月27日付消費生活協同組合業務室長通知）により、オンラインによる検査の実施やインターネット等を活用した総（代）会の開催等について、基本的考え方及び留意点をお示ししたところである。

また、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号及び第165号）」により、磁気ディスク等の従来の記録媒体の使用を定める法令上の規定についてはクラウドサービス等の利用を可能とする改正等を行っているので、これらについて所管組合に周知いただくようお願いする。

○「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/e3650360/20220603_meeting_administrative_research_outline_07.pdf

○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/fedb5d96/20220607_policies_priority_outline_15.pdf

6 その他連絡事項

(1) 電気を供給する事業に係る員外利用の制限の緩和等について

現行法令上、供給事業（生協法第10条第1項第1号）として、電気を供給する事業を行う場合については、組合員以外への無制限の供給は認められていないところ、電気を供給する事業は、公共性が強い上、今般、組合員以外の者に電気を供給するニーズが発生している等の事情を踏まえ、所管行政庁が地域の実情に照らして組合が当該事業を行うことが適当であると認めた場合に限り、制限無く員外利用ができるよう、令和5年度中に関係省令等を改正し、令和6年4月1日から施行予定としているので御了知願いたい。

また、今回の改正を機に、ガスの小売事業が自由化されていること等を踏まえ、ガスを供給する事業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）上、最終供給義務等を負う一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業を除く）についても、今後は所管行政庁が地域の実情に照らして組合が当該事業を行うことが適当であると認めた場合に限り、制限無く員外利用ができるよう見直すこととする。なお、これまでガスを供給する事業を行ってきた組合は、引き続き当該事業の継続を認める旨の経過措置を講じる予定であるので併せて御了知願いたい。

(2) 監督指針等の改正について（統合的リスク管理態勢に係る規定の整備等）

統合的リスク管理（ERM）とは、組織が直面するリスク（潜在的に重要なリスクを含む。）を統合的・包括的に捉え、組織の自己資本等と比較することで、事業全体のリスクをコントロールし、経営の効率化を図る自己管理型の高度なリスク管理であり、現在、保険会社への導入を皮切りにして、共済を実施している他の協同組合においても導入が進んでいるところである。

このため、リスク管理の高度化を図ることが望ましいと考えられる長期共済を実施している組合を対象にERMを導入するため、「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成20年3月31日社援発第0331005号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局長通知の別添「共済事業向けの総合的な監督指針」）等に統合的リスク管理態勢に係る規定を整備するほか、その他の事項もあわせて見直しを行い、本年度中の改正を予定しているので御了知願いたい。

(3) 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」が令和3年5月に改正され、令和6年4月より、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化される。

各都道府県におかれては、改めて同法の理念をご理解いただくとともに、所管組合に対し周知いただくようお願いする。

- 内閣府 HP（障害を理由とする差別の解消の推進）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

（４）消費生活協同組合（連合会）実態調査について

本調査は、令和３年度より調査系統等の変更を行い、厚生労働省が委託した民間事業者から組合へ直接調査票を配布することとしたところである。令和６年度も同様の方法で調査を行う予定のため、各都道府県におかれては、所管組合の活動状況等を把握いただき、引き続き当室に情報提供いただくよう御協力をお願いしたい。

なお、令和５年度の調査結果については、令和６年５月に政府統計の総合窓口で公表することとしている。

- 消費生活協同組合（連合会）実態調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/98-1.html>

（５）令和６年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を毎年開催している。

本年度は、参集形式とせず、動画配信及び資料配付により開催したところである。令和６年度についても、同様の方法とすることを予定しており、詳細については追って連絡するので、御了知いただきたい。

参 考 资 料

1 生活困窮者自立支援制度関連

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡り適用する。

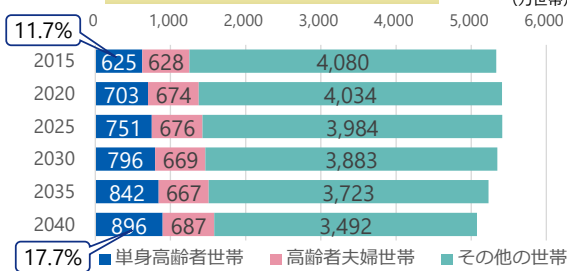
1. 居住支援の強化①（現状・課題①）

目指す姿 高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が地域で安心して生活できるよう、国土交通省等と連携し、賃貸人（大家）が賃貸住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図る。

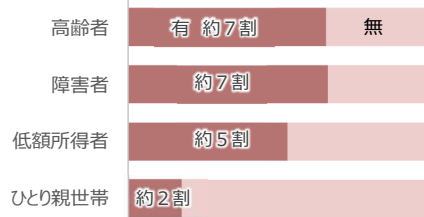
- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 一方で民間賃貸住宅の空き家は増加傾向。民間ストックは単身世帯向けの比較的小さいものが多い。

【参考】経済財政運営と改革の基本方針2023 第2章 4. 包摂社会の実現（共生・共助社会づくり）
人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。このため、重層的支援体制整備事業について、実施市町村の拡充を図るとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度について就労、家計改善、住まいの支援などの強化等の検討を行う。また、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組の推進のほか、生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度等の住まい支援の強化を図るとともに、入居後の総合的な生活支援を含めて、住まい支援を必要とする者のニーズ等を踏まえ必要な制度的対応等を検討する。

単身高齢者世帯数の推移

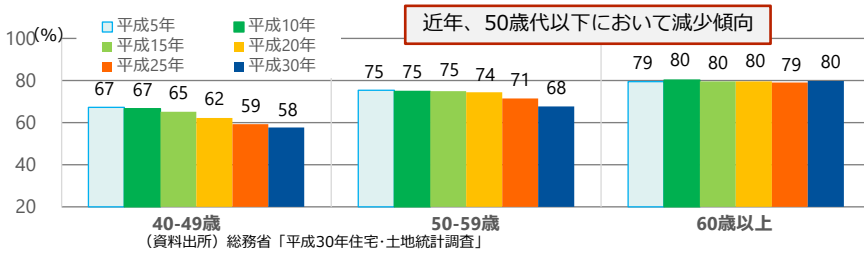


住宅確保要配慮者の入居に対する大家の入居拒否感の有無



（資料出所）令和3年度国土交通省調査※（公財）日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員を対象にアンケート調査を実施（回答者数：187団体）

年代別持家率の推移



空き家数（平成30年）

空き家全体	約849万戸
うち賃貸用空き家	約433万戸
うち新耐震基準制定以降に建設された住宅	約280万戸

（資料出所）総務省「平成30年住宅・土地統計調査」
※新耐震基準制定以降に建設された住宅戸数は「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「空き家所有者実態調査」より国土交通省が推計したもの。

1. 居住支援の強化②（現状と課題②）

- 単身高齢者等の入居に際し、多くの大家が見守りや生活支援を求めている。

住宅確保要配慮者の入居に際し、大家等が求める居住支援策

＜全国の不動産関係団体等会員事業者に対するアンケート調査結果＞

（回答数1,988件）

世帯属性	必要な居住支援策（複数回答）						
	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢単身世帯		◎ (49%)		● (61%)			● (61%)
高齢者のみの世帯	○ (32%)	◎ (48%)		● (58%)			● (50%)
障がい者のいる世帯	◎ (42%)	○ (32%)		● (60%)	◎ (48%)		
低額所得世帯	○ (37%)	● (61%)		○ (31%)	○ (38%)	○ (37%)	
ひとり親世帯	○ (37%)	● (52%)		◎ (42%)	○ (35%)		
子育て世帯	○ (38%)	◎ (43%)		○ (33%)	◎ (47%)		
外国人世帯	◎ (43%)	◎ (45%)	◎ (44%)		● (76%)		

1. 居住支援の強化③

目指す姿① 住まいに関する総合相談窓口の設置

- ・ 住まいに関する困りごとの相談に幅広く対応
- ・ 居住支援協議会も活用しつつ、福祉関係の支援や不動産関係の支援につなぐ

- ✓ 住まい確保等に関する相談支援から、入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援体制が構築される
- 住まい確保に困っている者の自立の促進が図られる
大家の不安軽減により円滑な入居が実現する

- 改正内容**
- ・ 生活困窮の相談窓口・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援の相談の明確化
 - ・ 居住支援協議会の設置促進【住】

目指す姿③ 家賃の低廉な住宅への転居支援

- ・ 家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用（引っ越し代、礼金等）を補助

- ✓ 年金収入で暮らす高齢者や就労収入を増やすことが難しい者が、低廉な家賃の住宅に引っ越すことが可能となる
- 家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる

- 改正内容**
- ・ 住居確保給付金を拡充
※転居費用の支給に当たっては、就職活動を要件としない

目指す姿② 見守り支援の強化・サポートを行う住宅の新設

- ・ 生活困窮者に対する入居支援・入居中の訪問等による見守り支援等を、より多くの自治体で地域の実情に応じて実施
※衣食住支援：331自治体・37%(2021年)、見守り支援：54自治体・6%(2022年)
- ・ 住宅確保要配慮者への円滑な住宅（見守り等を行う賃貸住宅）の提供に向けた環境整備

- ✓ 住宅施策と福祉施策の連携により、安心な住まいの確保が図られる

- 改正内容**
- ・ 居住支援事業について、地域の実情に応じた必要な支援の実施を努力義務化
 - ・ 見守り支援の期間（1年）の柔軟化【省令】
 - ・ 居住支援法人等が緩やかな見守り等を行う住宅の仕組みを構築。この住宅について、住宅扶助の代理納付を原則化【住】

目指す姿④ その他：良質な住まい等の確保

- ・ 様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な者にも、衣食住の支援を実施
- ・ 無料低額宿泊所の事前届出の実効性確保

- ✓ 緊急時の支援の充実、生活保護受給者の住まいの質の向上が図られる

- 改正内容**
- ・ 緊急一時的な居所確保を行う場合の加算創設【予算】
 - ・ 無料低額宿泊所の事前届出義務違反の罰則を創設
 - ・ 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知（努力義務）を創設

(※) 国土交通省で「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正法案の提出を検討中。（【住】とあるものはこの法案による。）

(参考) 住まい支援に係る取組事例

住まいの総合相談

【神奈川県座間市】

- ・ 生活困窮の相談窓口において「断らない相談」を行う中で、住まいに困る住民からの相談も受ける。物件探しや契約を支援するほか、居住後の生活支援サービスを紹介。

【福岡県大牟田市】

- ・ 居住支援協議会において、入居前の相談や住宅確保支援、入居後の生活支援等の連携体制について協議し、メンバー（各専門職）が互いに補完し合いながら総合的な支援体制を整備。相談窓口では住宅相談に限らず、生活に関わる内容を包括的に受け止め、内容に応じて、NPO法人、市の住宅・福祉部局、「地域包括」や「重層」の推進員等の福祉・医療関係者、不動産関係者などが連携して対応。

サポートを行う住宅の供給

【愛知県名古屋市】

- ・ 市営住宅を活用（目的外使用）して、世帯向けの住戸を改修し、高齢単身者のシェアハウスとして活用。NPO法人（居住支援法人）が市から使用許可を受け、入居者と契約。見守り等のサービスを提供。

【東京都町田市】

- ・ 住宅確保要配慮者からの相談に対し、社会福祉法人（居住支援法人）が希望に沿った物件探しや大家との交渉を行ったうえで、1部屋ごとに借り上げて転貸するサブリース事業を実施。入居中はIoT機器による見守り等の生活支援サービスを提供。

【福岡県北九州市】

- ・ NPO法人（居住支援法人）が、空室が増えた物件の一部住戸を一括サブリースし、生活支援付き家賃債務保証の仕組みを構築して、見守り支援付き住宅を運営。

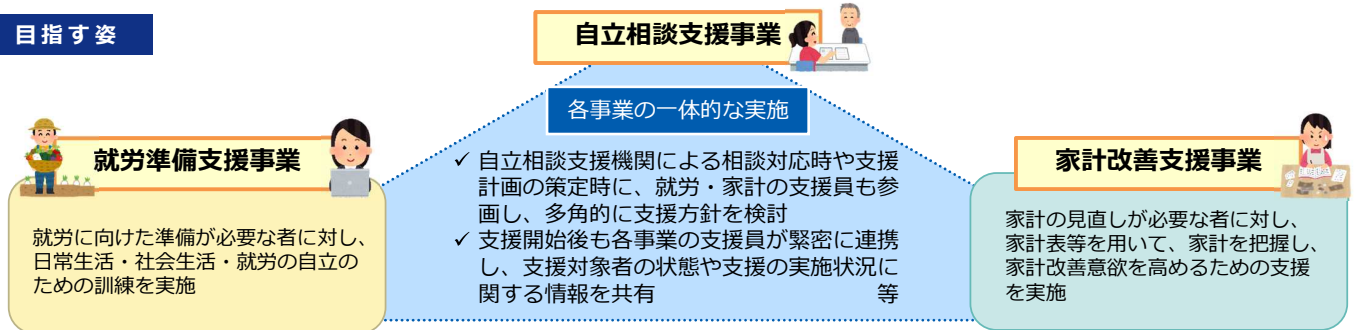
3. 支援関係機関の連携強化

(1) 生活困窮者就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進

現状と課題

- 就労に向けた準備を支援する「就労準備支援事業」、家計管理を支援する「家計改善支援事業」は、生活困窮者の自立の促進に成果をあげてきた。※就労準備支援事業実施率：83%、家計改善支援事業実施率：86%（2023年度予定）
- 生活困窮状態からの脱却には、収入・支出の両面から生活を安定させることが必要不可欠。このため、両事業の全国的な実施を推進するとともに、地域資源を有効に活用し、事業の質の向上を図り、支援の体制を充実させていくことが必要。

目指す姿



生活困窮者の状態を的確に把握した上で、事業間での相互補完的・連続的な支援を行うことにより、**確実に生活困窮状態からの脱却につなげる**

改正内容

- ・ 家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げる。
- ・ 就労準備支援事業又は家計改善支援事業を行うに当たっては、自立相談支援事業とこれらの事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする。
- ・ 自立相談支援事業を行うに当たっては、アウトリーチ・地域住民の交流拠点との連携等により、生活困窮者の状況把握に努めるものとする。
- ・ 国は、就労準備支援事業・家計改善支援事業等の全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定することとする。
- ・ 国は、未実施自治体に対する事業実施支援を強化。【予算】

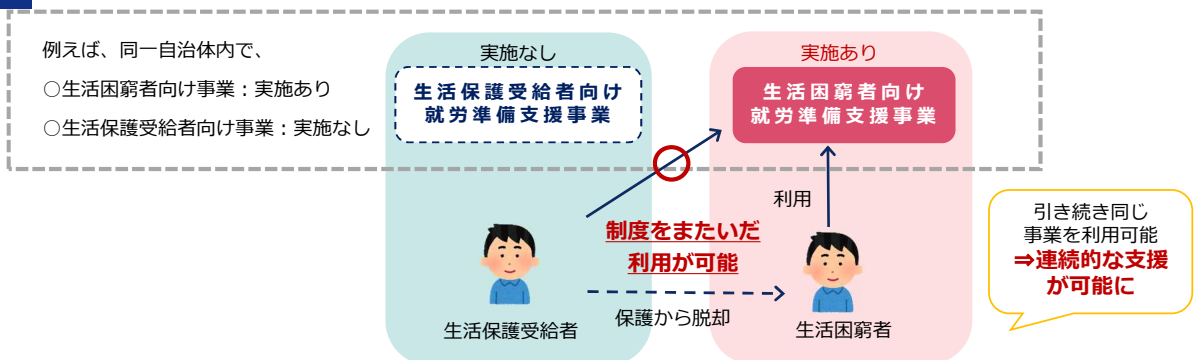
3. 支援関係機関の連携強化等

(2) 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携等

現状と課題

- 現行では、生活困窮者向けの事業は生活保護受給者を対象としていないため、生活保護受給者向けの事業（現状は予算事業で実施）を自治体が実施していない場合には、生活保護受給者は就労準備支援事業等を利用することができない。
※就労準備支援事業実施率：生活困窮者向け83%、生活保護受給者向け40%（2023年度予定）
※家計改善支援事業実施率：生活困窮者向け86%、生活保護受給者向け11%（2023年度予定）
- 一方の制度から他方の制度へ移行する者が一定数いる中、本人への切れ目のない連続的な支援を行うことが課題。

目指す姿



改正内容

- ・ 生活保護受給者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業について、多くの生活保護受給者が支援を受けられるようにするため、自治体の任意事業として法定化。
- ・ 両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するため、保護の実施機関（福祉事務所）が必要と認める場合には、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を生活保護受給者が利用できることとする。
- ・ 生活保護受給者が生活困窮者向けの事業に参加する場合でも、保護の実施機関が継続して関与する仕組みとする。

3. 支援関係機関の連携強化 (3) 相談支援の強化

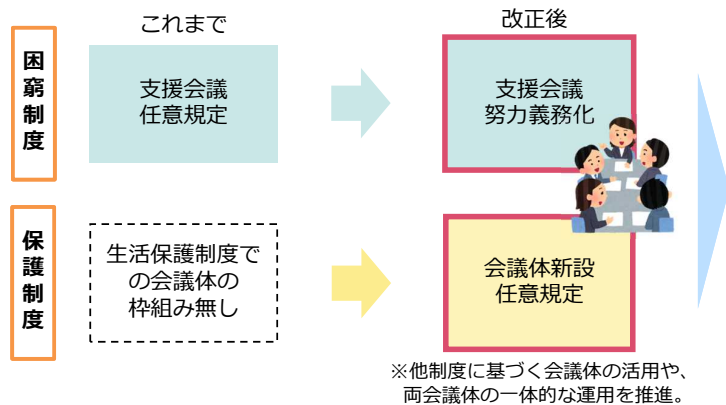
現状と課題

- 多様で複雑な課題を有する生活困窮者や生活保護受給者に対しては、地域の関係機関が連携し、情報を共有しつつ支援を行うことが重要。

※生活困窮者については「支援会議」が法定されているが、設置率（予定含む）は42%にとどまる（2021年）。

※生活保護受給者については「支援会議」に相当する会議体がないため、他法他施策や関係機関との連携に当たり必ずしも十分な協力が得られず、専門的な支援の枠組みから取り残されるおそれがある。

目指す姿



- 多くの自治体で会議体が設置され、支援につながっていない生活困窮者の情報を共有したり、複雑な課題を有する者への支援に当たり関係機関間の連携が促進される
- ケースワーカーが関係機関と連携することで、生活保護受給者に対する支援の質が更に向上
- 両会議体を一体的に運用する場合には、生活困窮者・生活保護受給者に共通する地域課題を関係者が理解・共有しやすくなる

改正内容

- 生活困窮者自立支援制度における支援会議について、その設置と、生活困窮者の把握のために地域の実情に応じて活用することを努力義務化。
- 生活保護制度において、関係機関との支援の調整や情報共有・体制の検討を行うための会議体の設置規定（任意）を創設。
※会議体では生活保護受給者の個人情報共有することになることから、関係者に対し守秘義務を設ける。

令和4年12月20日・令和5年12月27日付け 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する中間まとめ・最終報告書概要（1）

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で見られた相談者層の多様化・相談内容の複雑化等や、単身高齢者世帯の更なる増加等の今後の見通しを踏まえ、これらの課題にも適切に対応できるよう、住宅確保要配慮者への切れ目のない支援体制の構築や子どもの貧困対策等をはじめとする、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しを実現すべきである。

○居住支援について

現状・課題

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 住宅確保要配慮者は、住宅に困っているだけでなく、複合的な課題を抱えている場合も多い。
住まいの確保等に関する相談支援から緊急一時的な居所の確保、転居時、住まいが定まった後、退居時の支援まで、切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要。
- 無料低額宿泊所について、事前届出制を導入し、規制を実施しているが、無届の施設もある。
- 救護施設等については、入所者が抱える様々な生活課題に柔軟に対応し、可能な方については地域移行を更に推進することが重要。

見直しの方向性

- **生活困窮者自立相談支援事業（困窮法）における住まい支援の明確化、重層的支援体制整備事業（社福法）における多機関協働や居住支援の活用**が必要。
- **居住支援法人等が見守り等のサポートを行う住宅**の仕組みの構築に向け、関係省庁が連携して検討を進めることが必要。
- **サポートを行う住宅に被保護者が入居する場合の住宅扶助（家賃）**については、**代理納付の原則化**の検討を進めることが必要。
- **生活困窮者一時生活支援事業を実施するよう努めるもの**とともに、同事業におけるシェルターにおいて緊急一時的な居所確保の支援を行うこと、**見守り等の支援（地域居住支援事業）の支援期間が1年を超える場合の状況に応じた柔軟な活用等**が必要。
- **生活困窮者住居確保給付金**について、新たに**転居費用を補助**することにより、安定的な居住に繋げることが必要。
- **無料低額宿泊所**について、**届出義務違反への罰則**や、無届疑い施設に関する保護の実施機関から都道府県への通知の仕組みが必要。
- 福祉事務所と情報共有を図りつつ、**救護施設等の入所者ごとの個別支援計画の作成を制度化**する等の対応が必要。

○子どもの貧困への対応

現状・課題

- ▶ 生活困窮者自立支援制度、生活保護制度において、引き続き子どもの貧困対策を進めていくことが必要。
- ▶ 生活保護受給中の子育て世帯には必要な情報や支援が届きにくく、支援の場に来ない世帯等、より個別支援を行う必要性が高い。
- ▶ 生活保護受給世帯の子どもが、本人の希望を踏まえて高等学校卒業後就職することも重要であるが、就職する際の新生活の立ち上げ費用の支援の仕組みがない。

見直しの方向性

- 子どもの学習・生活支援事業について、生活支援を学習支援と一体的に行うよう求める方向で検討することが必要。
- 生活保護受給中の子育て世帯に対し、訪問等のアウトリーチ型手法により学習・生活環境の改善、進路選択等に関する相談・助言を行うことができる事業を創設することが必要。
- 高等学校卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用に対する支援として、一時金を支給することが必要。

○医療扶助、被保護者健康管理支援事業の適正実施等

現状・課題

- ▶ 医療扶助及び被保護者健康管理支援事業の適切な実施に向け、データによる課題分析・事業評価などP D C Aサイクルを用いた効果的な運営を進めていくことが重要。

見直しの方向性

- 都道府県が地域別にデータ・課題分析及び評価を実施し、優先的に取り組む課題と取組目標の設定を行うとともに、市町村の取組に対する支援を行うよう努めることが必要。
- 国による、データ提供・分析等に係る体制整備の支援が必要。

○自立相談支援等の強化について

現状・課題

- ▶ 生活困窮者や被保護者が抱えている課題は多様化・複雑化、自立相談支援機関やケースワーカーが単独で対応方針を検討するのが困難なケースも多数存在。
- ▶ 対応困難ケースに関係機関等が連携して対応する体制を整備するとともに、地域の支援体制を検討する枠組みが重要。

見直しの方向性

- 生活困窮者自立支援法の支援会議の設置を推進するため、その設置を努力義務化することが必要。
- 生活保護制度において、ケースワーカーと関係機関との支援の調整や情報共有を行うための枠組みとして会議体を設置できるよう法定化することが必要。

○就労支援及び家計改善支援の強化・生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携

現状・課題

- ▶ 困窮状態からの脱却には、収入・支出両面からの生活の安定が必要不可欠である一方、直ちに一般就労することが困難な者や、家計の改善を必要とする者も多く存在。
- ▶ 全国どこに住んでいても、就労準備支援や家計改善支援について必要な支援を受けることができる体制の整備が重要。
- ▶ 生活困窮制度と保護制度の間を移行する者も一定数いる中で、本人への切れ目のない連続的な支援が課題。
- ▶ 生活困窮者が就労準備支援事業の利用につながらない背景に、交通費負担が困難であることが挙げられる。
- ▶ 被保護者の就労による自立を支援する就労自立給付金の算定方法について、就労開始時点等から早期に保護を必要としなくなる者に対する給付額が少なめになる課題。

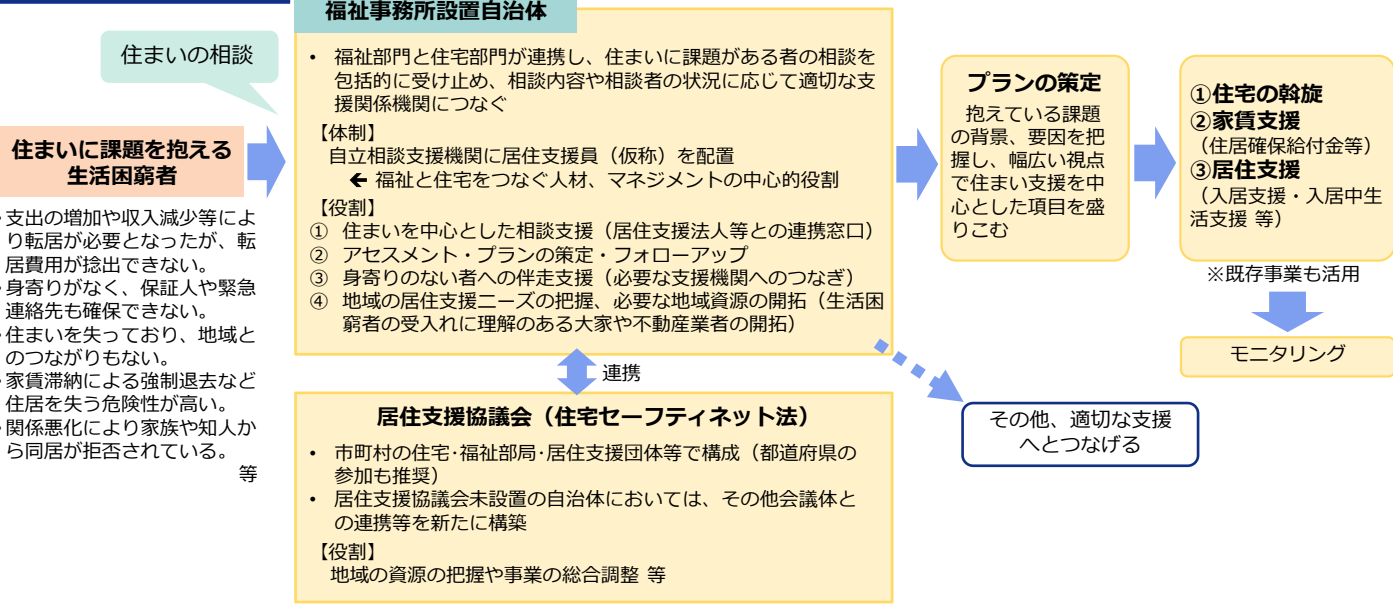
見直しの方向性

- 生活困窮者就労準備支援事業・家計改善支援事業を必須事業化しないとしても、効果的かつ効率的に実施されるよう、国による自治体の支援や広域連携等の環境整備により、全国的な実施を目指すことが必要。
- 被保護世帯向けの就労準備支援、家計改善支援、居住支援について法定化して、より幅広い自治体での実施を促すことが必要。
- 生活困窮者向け事業を被保護者に対しても実施することを可能とすることについて検討が必要。
- 両制度で連携して研修を実施するなどにより、両制度の関係者同士で相互理解を深めることが必要。
- 生活困窮者就労準備支援事業の利用時の交通費負担軽減の仕組みについて検討することが必要。
- 就労自立給付金の算定方法について、就労期間に応じてメリハリを付ける見直しを行う方向で検討することが必要。

1 事業の概要

住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う「住まい支援システムの構築」に向けて、課題等を整理するため、モデル事業の実施に要する費用を補助する

2 事業のイメージ



3 実施主体等

【実施主体】：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体） ※居住支援法人、居住支援協議会等へ委託可
 【補助率】：国 3 / 4、福祉事務所設置自治体 1 / 4

生活困窮者自立支援の機能強化事業

① 施策の目的

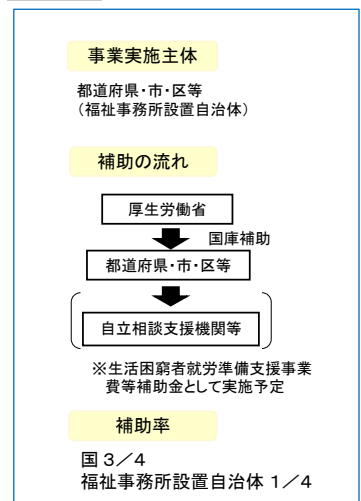
物価高騰による生活困窮者の増加に伴う緊急的な対応が必要であること、また、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、物価高騰等による生活困窮者の増加への対応や、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化
 - ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
 - ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援（1団体50万円上限（広域的な活動を実施する団体については100万円））
2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化
 - ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化（自立相談支援員や家計改善支援員の加配など）
 - ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
 - ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
3. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

① 施策の目的

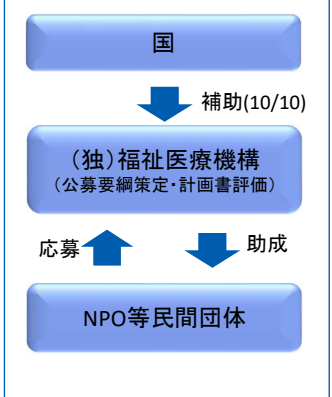
生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進する。

② 施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1) 助成先
生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人等)
- (2) 助成対象事業
生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業
- (3) 実施方法
福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、国が助成を行う。
- (4) 助成額
 - ① 全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限2,000万円
 - ② 2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限900万円
 - ③ 同一都道府県内での支援活動を行う団体 上限700万円



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

① 施策の目的

生活困窮者自立相談支援事業等に従事する支援員の支援活動が増加・高度化しており、支援員へのメンタルケアや支援スキルを向上させる必要性が高まっている。そのため、各地域における効果的な支援手法の共有や研修会の実施を担う研修企画チームや中間支援組織の立ち上げ支援を加速化する。

② 施策の概要

研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げに必要な支援を行い、日常的に支援者同士の情報共有を目的とした会合や研修を実施できる体制を構築する。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業内容】

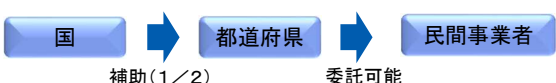
都道府県における研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げを支援(補助)

<補助対象事業>

- 研修企画チームや中間支援組織の立ち上げ準備会を設置するための経費
- 中間支援組織等の立ち上げに向けた支援者同士を繋ぐネットワーク会議の企画・開催に係る経費。
- 中間支援組織等の運営に向けたノウハウや事例の収集・共有、支援員のメンタルケアに関する手法の検討・体制の確保に係る経費
- 支援員の資質向上のための研修会の開催に向けた準備やモデル実施に係る経費
- 上記に付随する機器等の整備や事務局等の設置、運営の安定化に係る経費



会費制により活動している千葉県などの例はあるものの、多くはボランティアな活動による運営となっており、活動基盤が脆弱かつ継続的な活動が困難。



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

支援者への支援を早期に実施することにより、複雑・困難な課題を抱える生活困窮者の経済的自立や社会生活自立が図られる。

1 事業の概要

生活困窮者やホームレスの福祉の向上を図るため、生活困窮者・ホームレス自立支援センターの居室の個室化や建物のバリアフリー化等の改修等に要する費用を補助する。

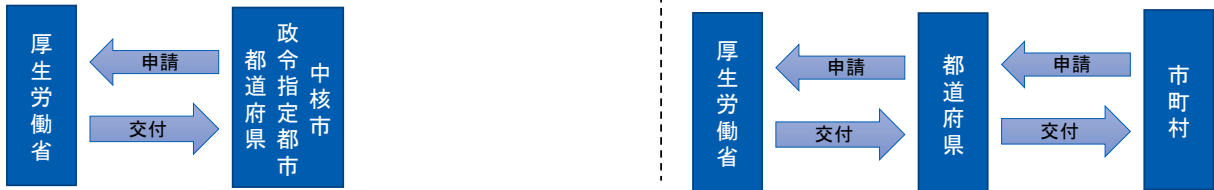
2 実施主体等

【実施主体】：都道府県、市町村

【補助率】：国1/2、都道府県・政令指定都市・中核市1/2 又は 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※補助金の流れ

(実施主体（設置主体）が都道府県・政令指定都市・中核市の場合) (実施主体（設置主体）が一般市町村の場合)



拡
充

生活困窮者自立支援制度の実施体制の確保 (必要な人員体制を確保できる補助体系の見直し)

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- コロナ禍で顕在化した新たな相談者層や孤独・孤立問題の深刻化、支援ニーズの多様化等の現状を踏まえ、自立相談支援事業等の補助体系の見直しを図り、自治体に対して支援の実施状況に応じた適切な支援を行うとともに、生活困窮者への支援の質の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

【自立相談支援事業に係る見直し案】

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、人口規模に対する標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績加算の実施
 - ・ 標準的な支援件数以上の支援実績がある場合について、基本基準額に当該実績に応じた加算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 取組内容の評価
 - ：アウトリーチ支援体制の整備、支援会議を活用した地域づくりの取組等を実施している場合

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体） 負担率：3/4

就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施体制の強化 (支援実績等に応じた補助体系の見直し等)

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、生活困窮者の生活の立て直しや自立を支援していく上での重要な取組であり、更なる推進を図っていく必要がある。このため、両事業の補助体系の見直しを図り、自治体における支援の実施状況に応じた適切な補助を行うとともに、支援の質の向上を図る。
- また、就労準備支援事業では、交通費負担が就労体験の利用に繋がらない原因の一つになっていることから、就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就労準備支援事業・家計改善支援事業の補助体系の見直し

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績に応じた加減算の実施
 - ・ 標準的な支援件数と支援実績との間に一定の乖離がある場合、基本基準額に当該実績に応じた加減算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 取組内容の評価
 - ：アウトリーチ支援体制の整備、就農訓練事業(就労準備)、司法専門職との連携(家計改善)等を実施している場合

(2) 就労準備支援事業における就労体験先への交通費支給

就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進。
※実施主体が、就労体験等の利用が効果的と判断し、支援プランに位置づけることを前提として、交通費の負担を軽減する仕組みを創設

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)

補助率：就労準備支援事業：2/3

家計改善支援事業：1/2(自立相談支援事業・就労準備支援事業と一体実施している場合には2/3)

一時生活支援事業の機能強化(緊急一時支援を可能とする加算の創設)

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者には様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要となることがあるが、一時生活支援事業の要件である収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合がある。こうした生活困窮者に対して、必要な支援に繋ぐまでの間、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を可能とするため、一時生活支援事業において加算を創設する。

2 緊急一時支援の加算創設の内容

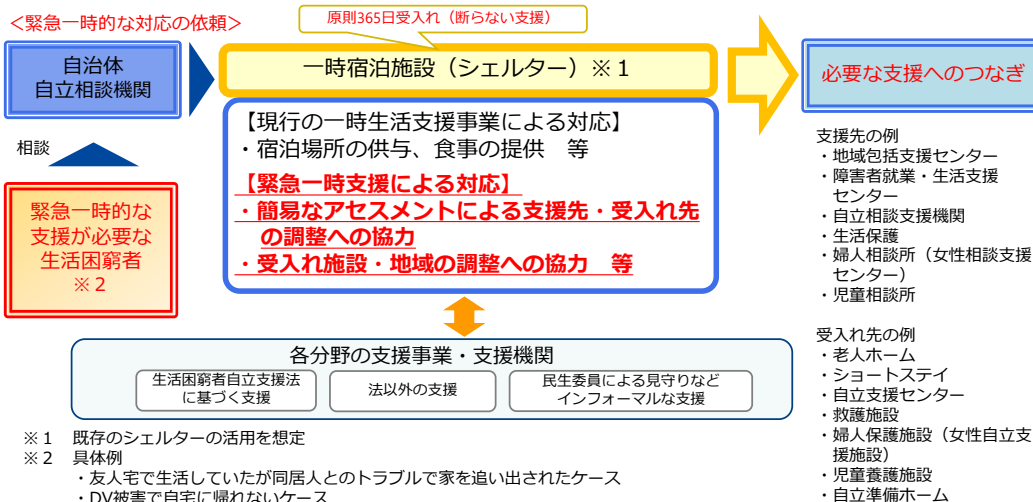
【現行の事業対象者】
・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者



【見直し後の事業対象者】
・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者
・**緊急一時的な支援が必要な生活困窮者**
※原則365日受入れ対応

3 緊急一時支援のスキーム

- **緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対して**、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を行うとともに、**支援先・受入れ先の調整等を行う**。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)

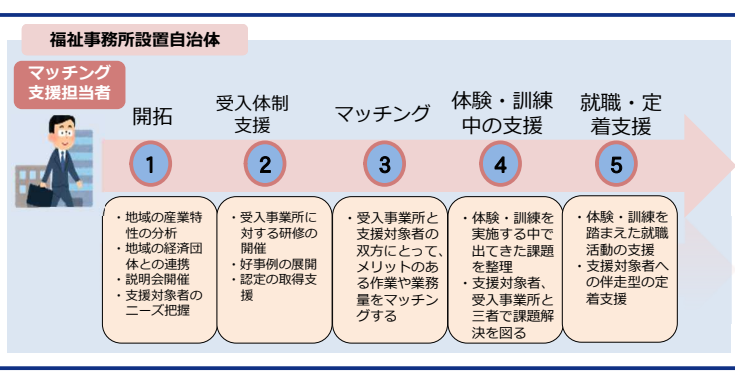
補助率：2/3

拡充 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング (企業支援を中心としたマッチング支援担当者設置のモデル事業の拡充)

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

- ### 1 事業の目的
- 「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」において、個々人の状況に合わせた丁寧な寄り添い支援として、効果的・効率的な支援に取り組むことが求められている。※令和5年度からの2年間は「第二ステージ」と位置づけられている。
 - 生活困窮者の就労支援にあたっては、支援対象者の特性に応じた就労体験・就労訓練の場を開拓・確保するとともに、地域の協力事業所との連携をさらに推進する観点から、令和5年度に就労体験・訓練中の利用者・受入企業双方に対するフォローアップ支援の強化(④・⑤)を図っているところ。
 - 引き続き、これらの取組を加速させるため、より身近な福祉事務所設置市町村におけるモデル事業を中心に実施し、より実践的な取組・手法等に資する課題・ポイントを整理する。

- ### 2 事業概要・イメージ
- ① 就労体験・就労訓練先の開拓
(支援対象者の特性や地域の人手不足分野に応じた開拓)
 - ② 事業所に対する受入体制整備支援
(支援対象者の特性に応じた業務切り出しなど)
 - ③ マッチングの実施
(支援対象者の特性と事業所の特徴を踏まえたマッチング)
 - ④ 就労体験・就労訓練先への支援・負担軽減
(支援プログラムの策定支援、雇用管理支援などのフォロー)
 - ⑤ 就職支援・定着支援
(雇用関係助成金の周知・活用支援など)



- ### 3 実施主体等
- 【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)
【補助率】 10/10
【事業の経緯等】
・ 令和5年度は都道府県(単独実施を含む)を中心としたモデル収集
・ 令和6年度は市町村(広域実施を含む)を中心としたモデル収集
※ 令和7年度以降は就労準備支援事業としての実施を検討

【令和2年~令和4年の主な実績】

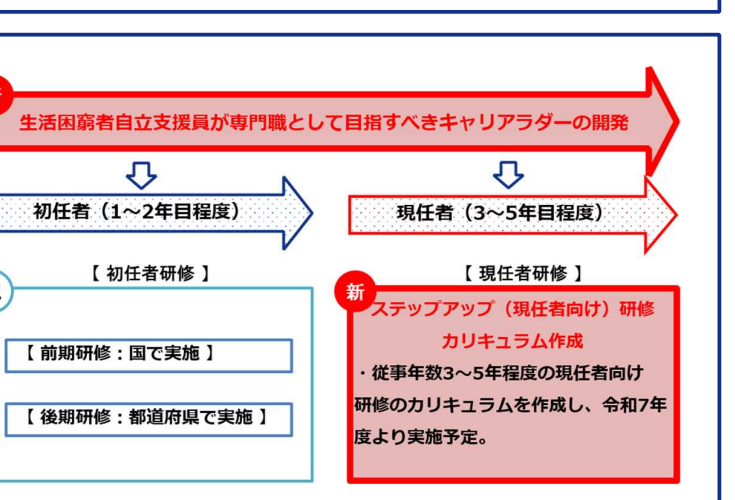
	自治体数	開拓事業所数	マッチング件数
令和2年	13	376	231
令和3年	21	455	323
令和4年	18	543	472

新規 ステップアップ研修のカリキュラム作成に係る調査研究事業

令和6年度当初予算案 33百万円(-億円) ※()内は前年度当初予算額

- ### 1 事業の目的
- 生活困窮者自立支援制度における人材養成研修は、現在、初任者向けの研修のみ実施されている。中間まとめ(※)においては「支援を担う人材の質を向上させるため、現任者向けのステップアップ研修」の創設について求められている。
 - このため、経験年数ごとに体系化されたキャリアラダー及び現任者向けのステップアップ研修のカリキュラム作成をすることにより、支援員の資質向上を図る。
※ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」(令和4年12月20日)

- ### 2 事業の概要・スキーム
- 【概要】
- ① 専門人材の育成のため、経験年数に応じたスキルの設定を行い、体系的なキャリアラダーを開発
 - ② 上記キャリアラダーに応じ、ステップアップ(現任者向け)研修のカリキュラムを作成
- <実施例>
- ・ SV研修・アウトリーチ型支援研修
 - ・ コーチング等部下育成のための研修



3 実施主体等

実施主体：国(委託費)

- 108 -

生活困窮者自立支援制度人材養成研修の充実

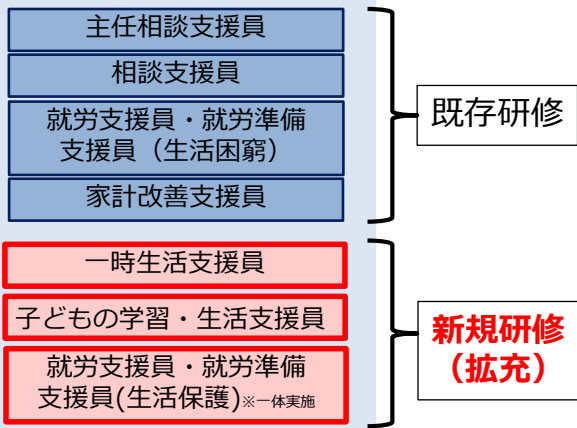
令和6年度当初予算案 83百万円 (67百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 社会保障審議会の「中間まとめ」(※)において、一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の従事者を対象とする研修を新たに設けることが求められている。
 - また、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度については、制度間の連携を進めていくことが必要とされている。
 - このため、被保護者に係る就労支援員・就労準備支援員研修についても一体的に実施することにより、生活困窮者自立支援制度における支援の質の向上及び生活保護制度との切れ目のない支援を推進する。
- ※ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」(令和4年12月20日)

2 事業の概要・スキーム

国で実施する人材養成研修



新規研修のカリキュラム案

一時生活支援事業従事者養成研修カリキュラム案	子どもの学習・生活支援事業従事者養成研修カリキュラム案
制度・事業概要	制度・事業概要
居住支援の必要性	子どもの貧困の実情と背景
「一時生活支援事業」の理念と現状について	子どもや保護者に対する理解
「シェルター事業」における支援の特徴	事業の運営について
アフターフォローと地域連携について	支援現場である課題

※生活困窮者自立支援制度カリキュラム検討会(R5社会福祉推進事業)において検討中の案

3 実施主体等

実施主体：国(委託費)

自治体・支援員向けコンサルティング事業の充実(任意事業の実施に向けた環境整備)

令和6年度当初予算案 57百万円 (57百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業等の任意事業については、事業立ち上げを希望する自治体に対して、国から専門スタッフを派遣するコンサルティング事業を実施し、実施自治体数の増加を図っている。社会保障審議会の中間まとめ(※1)では、全国どこでも必要な支援を受けられるようにしていくことと述べられていることから、任意事業の立ち上げに向けた支援の充実を図る。
 - これを踏まえ、コンサルティング事業において、新たに、任意事業の実施予定がない自治体から「重点支援自治体」を選定し伴走型の重点的な支援を行うことで、事業立ち上げに向けた環境整備を図る(※2)。
- (※1) 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」(令和4年12月20日)
 (※2) 事業の単独実施が困難な小規模自治体等については、広域実施に係る専門スタッフを派遣し、都道府県や他市町村との広域実施に向けた支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

<対象自治体>
(従来)

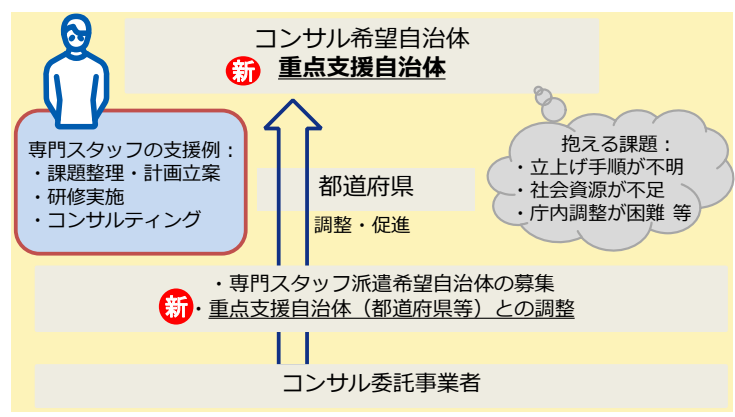
- ① 専門スタッフの派遣を希望する自治体

(令和6年度以降)

- ① 専門スタッフの派遣を希望する自治体
- ② **重点支援自治体(国で選定)【新規】**
※ 国が一定の基準に基づき選定(都道府県を通じて調整)

<事業内容>

- 1) 課題の把握・整理、コンサルティングプランの作成
 - 2) コンサルティング、研修等の実施
 - 3) 事業立ち上げに向けた計画作成の支援(都道府県・市町村)
- ※ **重点支援自治体には、従来よりも派遣回数を増やすなど、より充実した支援を実施。**
 ※ **広域実施に向けた支援が必要と認められた自治体に対して、広域実施に係る専門スタッフを派遣【新規】**



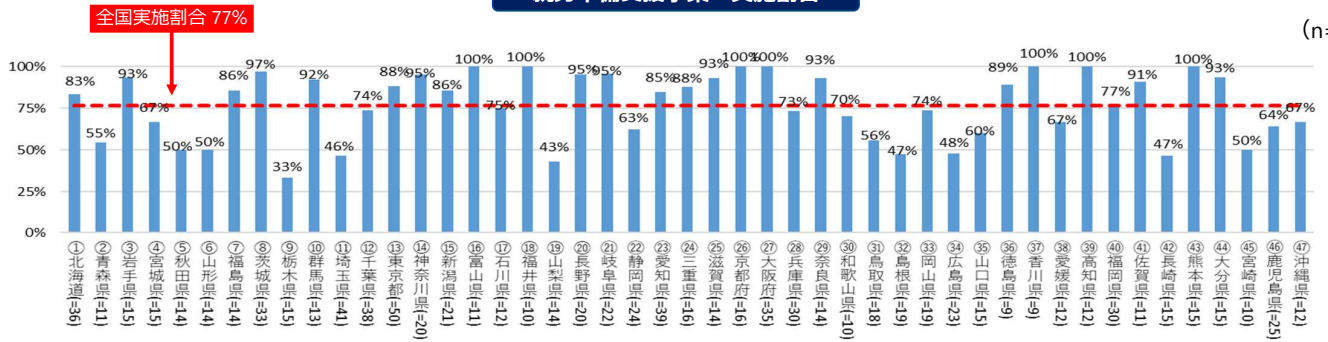
3 実施主体等

実施主体：国(委託費)

任意事業の都道府県別の実施割合①

就労準備支援事業 実施割合

(n=906)



家計改善支援事業 実施割合

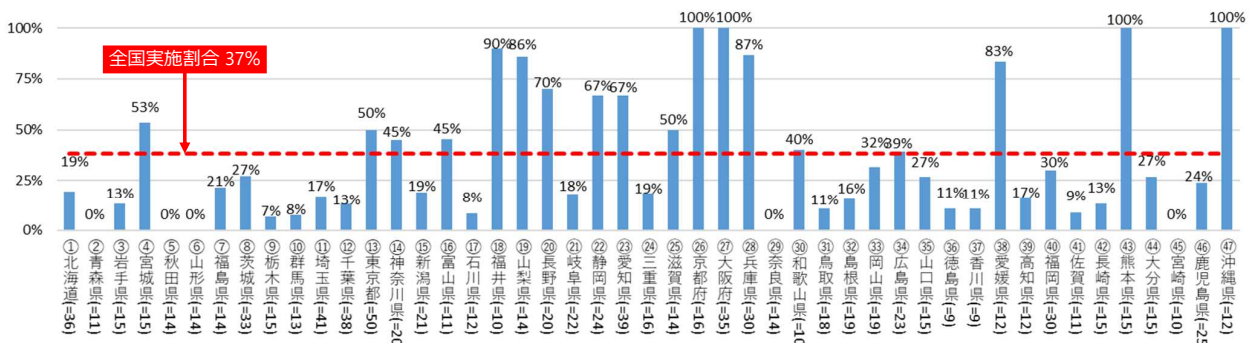


※令和3年度事業実績調査

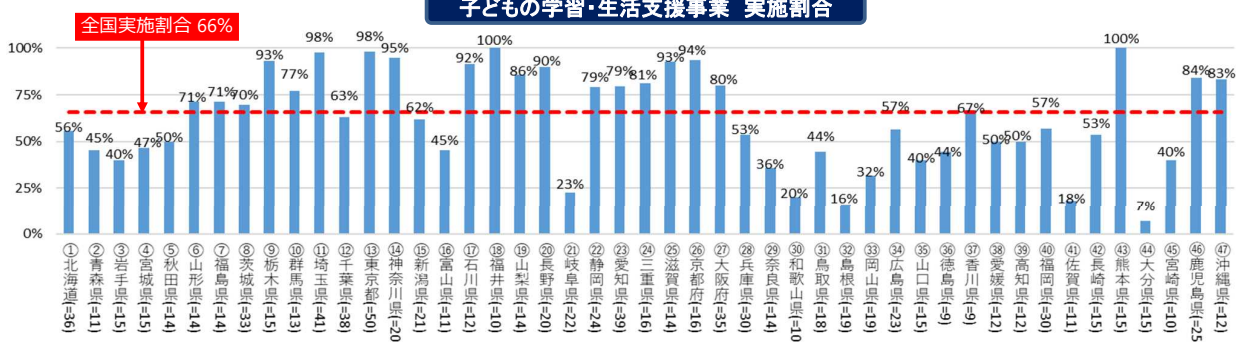
任意事業の都道府県別の実施割合②

一時生活支援事業 実施割合

(n=906)



子どもの学習・生活支援事業 実施割合



※令和3年度事業実績調査

○ 緊急小口資金等の特例貸付については、令和5年1月から償還が開始されること、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、以下のとおり、フォローアップ支援を行う。

1 償還免除を行った借受人

- ・ 自立相談支援機関に借受人の**情報を提供、訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型の積極的なフォローアップ支援**【社協】
- ・ 社協から情報提供を受け、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所と連携するなど、今後の生活再建に向けた支援を実施【自立相談支援機関】

2 未応答の借受人

- ・ 償還開始の案内時に償還免除申請を**再案内、個別の郵送や電話等による償還免除のプッシュ型**による申請勧奨【社協】
- ・ その際、**償還に関する相談**を呼びかけ、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できること、**償還猶予や少額返済**の方法があることを周知【社協】

3 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人

(1) 個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内

- ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、償還が難しい借受人には償還猶予を適切に案内【社協】
 ✓ 猶予後の償還可能性を厳密に求めず、**相談時点で償還困難な状況がある場合には積極的に猶予適用**
- ・ 計画どおりの償還が難しい借受人には、**償還計画の変更や少額返済**を認める【社協】

(2) 訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援

- ・ **訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型支援**により、償還が遅れている借受人の生活状況を把握し、自立相談支援機関等の支援につなぐ【社協】
- ・ 必要に応じ、**借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当である旨の意見を社協に提出**【自立相談支援機関】

4 生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の受給者

- ・ 自立支援金の受給終了者に対し、**プッシュ型**で①特例貸付の償還免除・猶予等、②生活にお困りの場合の相談窓口を案内【自立相談支援機関】
- ・ 生活課題等のアセスメントを踏まえた支援や**アウトリーチによる相談支援**【自立相談支援機関】

住居不明の借受人に対する取組など効果的な事例

- ・ 緊急小口資金等の特例貸付については、令和5年1月から順次償還が開始されているが、都道府県・市区町村社会福祉協議会の中には、**郵送以外の様々な方法**を活用して、借受人の**転居先を把握したり、必要な情報を伝えて支援につなげた事例**が多数見受けられている。
- ・ 具体的には以下のような効果的な取組が見られるので、これらを参考に、各地域において可能な範囲で取組を検討されたい。

住居不明の借受人に対する取組

【住民票調査】（県社協）

- 転居元の自治体に**住民票調査**を行い、転居先を把握している。

【民生委員との連携】（町社協）

- 月に1回、**社協職員・民生委員**間で情報共有。民生委員が**見守り活動**の中で把握した借受人の転居先情報を、**町社協に報告**した。

【外国人コミュニティの活用】（県社協/市社協）

- 住所変更手続をせずに転居した外国籍の借受人の中には、**母国同士のコミュニティ内**でのやりとりから償還開始に気がつき市社協に連絡をくれる場合があったため、県社協や市社協の職員が県内の**外国人相談機関が集まる場に参加し、特例貸付に関する情報を周知**。

借受人の生活再建に主眼を置いた取組

【電話】（町社協）

- 滞納が続く借受人等に対して相談会を実施。相談会の案内は郵送だけでなく、**高齢者や若者へ優先的に電話**し相談につなげた。督促ではなく**生活支援**を目的に、本人の心情に寄り添いながら**食糧支援や関係機関等の支援**につなげている。

※相談会の案内時に住所不明が12世帯あり、電話連絡と訪問により、うち10世帯は住所が確認できた。

【全戸訪問】（県社協/町社協）

- 警察官OBなどを雇い**2人1組**で訪問。事前に**市町村社協と相談**し効率的なルートを設定している。訪問先では、**その場で一緒に免除申請書を記入**するなど個々の状況に応じて丁寧に支援。不在の場合でも**電話して当日再訪問のアポイント**をとる・**折り返し用の連絡先カードを残す**等により次の支援につないでいる。

※令和5年8月末現在、約1,800世帯を訪問し、約450世帯に接触できたほか、約450世帯から折り返し連絡があった。

※未応答であった理由は大半が「郵送物を確認していなかった」というもの。

- 借受人の生活再建に向け、**継続した生活支援や見守り活動**を行っている。**免除者や償還中の者も含む借受人**を町社協職員が訪問し、つながり続けることで転居先も把握。

※借受人125名のうち転居者は20名。社協職員の訪問等による把握が12名、民生委員を含む関係者からの把握が5名、借受人からの申し出が3名。2名は調査継続中。

2 重層的支援体制整備事業等関連

拡
充

重層的支援体制整備事業 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和6年度当初予算案 374億円（213億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- **実施市町村の増加を見込みつつ**、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じる等の必要な取組を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。
- 相談受付・アセスメントの結果、複雑化・複合化した支援ニーズを有することから、関係支援機関間において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等必要な支援を行う。

（※）各法に基づく相談支援事業

- ・ 介護（地域包括支援センターの運営（介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号））
- ・ 障害（障害者相談支援事業（障害者総合支援法第77条第1項第3号））
- ・ 子ども・子育て（利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号））
- ・ 生活困窮（自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項））
- ・ 生活困窮（福祉事務所未設置町村相談事業（生活困窮者自立支援法第11条第1項））

3 実施主体等

実施主体：市町村
補助率：各法に基づく負担率・補助率
実施市町村数：

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（予定）
42	134	189	346

分野	事業名	負担率・補助率
介護	地域包括支援センターの運営 （介護保険法第115条の45第2項第1から第3号）	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	障害者相談支援事業 （障害者総合支援法第77条第1項第3号）	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号）	国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6
困窮	自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項）	1/24

**拡充 重層的支援体制整備事業
地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）**

令和6年度当初予算案 116億円（82億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- **実施市町村の増加を見込みつつ**、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点を開設する等の必要な取組を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法等に基づく地域づくり事業（※）を一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行う。

（※）各法等に基づく地域づくり事業

- ・介護（一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業（介護保険法第115条の45第1項第2号））
- ・介護（生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第2項第5号））
- ・障害（地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号））
- ・子ども・子育て（地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号））
- ・生活困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）

3 実施主体等

実施主体：市町村
補助率：各法に基づく負担率・補助率
実施市町村数：

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(予定)
42	134	189	346

分野	事業名	負担率・補助率
介護	一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち、地域介護予防活動支援事業	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、一号保険料 23/100、二号保険料 27/100
介護	生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第2項第5号）	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号）	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	国 1/2、市町村 1/2
	下記以外 地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業（R6～）※1	国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

※1 政令市・中核市の場合の負担割合は、国1/2、政令市・中核市1/2

**拡充 重層的支援体制整備事業
多機関協働事業等（社会福祉法第106条の4第2項第2号、同項第4～6号）**

令和6年度当初予算案 53億円（27億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- **実施市町村の増加を見込みつつ**、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体制の整備等の必要な取組を行う。

2 事業の概要・スキーム

多機関協働事業

- （主な機能）
- 複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性の整理 等

（主な取組内容）

 - 相談受付（各相談支援機関やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業等からつなげたもの）、アセスメント（相談支援機関等への依頼を通じて行う相談者本人や世帯の状態把握）、プラン作成（各相談支援機関等の役割分担、支援の方向性の決定等）、重層的支援会議の開催（関係機関の役割分担、支援の方向性の共有）、モニタリング 等

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- （主な機能）
- 既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援 等

（主な取組内容）

 - 重層的支援会議や各相談支援機関との連携等による情報把握
 - 本人と接触するまでの各種取組（メール、SNS、オンライン相談等）
 - 家庭訪問、同行支援 等

参加支援事業

- （主な機能）
- 既存制度の狭間に陥る支援ニーズが生じる背景に存在する、人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりの創出 等

（主な取組内容）

 - 本人のニーズを踏まえた参加支援メニューとのマッチング
 - 社会参加に向けた支援メニュー開拓
 - 本人への継続的な支援、受け入れ先（企業等）へのフォローアップ 等

3 実施主体等

実施主体：市町村
補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

実施市町村数：

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(予定)
42	134	189	346

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

令和6年度当初予算案 10億円（28億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 市町村が円滑に重層的支援体制整備事業を実施できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業の実施に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。

（主な取組内容）

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内連携体制の構築及び重層的支援体制整備事業への移行計画の作成
- 多機関協働による包括的支援体制構築の取組
- アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- 参加支援の取組
- その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組

3 実施主体等

実施主体：市町村

補助率：国3/4

令和5年度事業実績：令和5年度に事業を実施した279自治体のうち、令和6年度に135自治体が本格実施に移行予定。

その他：令和5年度以降に事業を新規開始した自治体に対しては、新たな基準額を適用。

拡
充

重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

令和6年度当初予算額 1.5億円（1.4億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

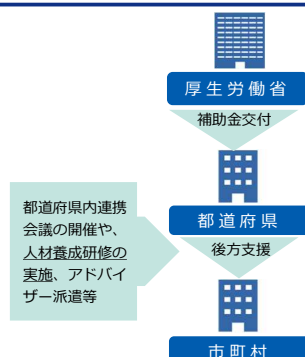
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を進めているところであるが、市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがある。こうした市町村の多様なニーズに丁寧に対応していくため、各都道府県が必要な後方支援を行う。
- ※ 重層事業の実施自治体数が増えていく中で、国による研修のみならず、都道府県による市町村への継続的・伴走的な支援がますます重要になる。こうした中、令和5年度においては、社会福祉推進事業にて、都道府県において市町村に対する効果的な研修を実施でき、また、市町村内で実施する研修にも活用できるよう、標準的な研修内容のあり方について調査研究が行われているところ。
令和6年度は、都道府県においてこうした調査結果も活用しつつ、市町村職員に対する十分な人材養成がなされるために必要な支援を行うこととする。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村の包括的な支援体制を整備するため、各都道府県が後方支援の取組を行う。

（後方支援の取組例）

- ・市町村の庁内連携促進のための支援や都道府県内連携会議の開催
- ・市町村間の情報共有の場づくり・ネットワーク構築
- ・重層的支援体制整備事業への移行促進に向けた取組を支援するための人材養成研修の実施
- ・地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー等の開催
- ・都道府県内における法律等の専門家派遣 等



3 実施主体等

実施主体：都道府県

補助率：国3/4、都道府県1/4

令和5年度事業実績：44道府県

重層的支援体制構築推進人材養成事業

令和6年度当初予算案 30百万円（27百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、新たな事業に従事する人材の質を高めていくことが重要であるため、本事業の従事者や担当の市町村職員、市町村への支援を行う都道府県職員を対象にした人材養成研修等を実施する。
- 一方、包括的支援体制の整備は全ての市町村の努力義務になっていることから、本事業を実施していない市町村においても、庁内外の連携体制構築に向けたプロセスを踏む必要がある。このため、R6年度は、本事業を実施していない市町村や、移行準備中の市町村を対象とした、ブロック別の研修を導入する。

2 事業の概要・スキーム

（全国研修：重層事業実施市町村を主な対象とすることを想定）

- 多機関協働、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の各事業の従事者を対象に、事業に必要な専門性を習得するための研修を実施する。

また、市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層事業を効果的に実施するために必要な、ファシリテーション能力やネットワーク構築に向けたノウハウなどを習得するための研修を実施する。

（ブロック別研修：重層事業未実施市町村を主な対象とすることを想定）

- 市町村の職員等を対象に、包括的支援体制を構築することの意義や、重層事業の理念に対する理解を進めるとともに、わがまちでの体制構築を進めるためにどのようなプロセスを経ることが必要なのか、先行事例から積み上がったノウハウや知見を習得するための研修を実施する。

（その他）

- 市町村を後方支援する都道府県のサポートのため、包括的な支援体制の整備を進めていく上で必要なノウハウの提供、民間企業との連携に向けたサポート、他の都道府県の取組やそのノウハウの共有、広域的に活用できる社会資源の整理、都道府県情報交換会の開催などを実施する。

3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

令和5年度事業実績

全国の重層事業実施自治体及び都道府県に対し研修を実施。重層事業等への理解を深めるとともに、十分な専門性を有する人材の養成や、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた機運醸成を図った。

令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）①

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
北海道	小樽市	福島県	福島市	千葉県	市川市	神奈川県	鎌倉市	長野県	長野市
	旭川市		郡山市		船橋市		藤沢市		松本市
	登別市		須賀川市		木更津市		小田原市		岡谷市
	七飯町		川俣町		松戸市		茅ヶ崎市		飯田市
	京極町	土浦市	野田市		逗子市		伊那市		
	妹背牛町	古河市	柏市		秦野市		駒ヶ根市		
	鷹栖町	那珂市	市原市		厚木市	下諏訪町			
	津別町	東海村	流山市		新潟市	富士見町			
	厚真町	宇都宮市	君津市		柏崎市	原村			
	音更町	栃木市	浦安市		村上市	松川町			
	鹿追町	那須塩原市	袖ヶ浦市	関川村	飯綱町				
	大樹町	さくら市	香取市	富山市	岐阜市				
	広尾町	那須烏山市	中央区	高岡市	大垣市				
	幕別町	下野市	墨田区	氷見市	関市				
青森県	鱒ヶ沢町	市貝町	目黒区	南砺市	恵那市				
	藤崎町	壬生町	大田区	射水市	美濃加茂市				
	大鰐町	野木町	世田谷区	舟橋村	海津市				
	田舎館村	高根沢町	渋谷区	金沢市	静岡市				
岩手県	板柳町	那珂川町	中野区	小松市	浜松市				
	盛岡市	太田市	杉並区	能美市	熱海市				
	遠野市	館林市	豊島区	福井市	富士宮市				
	釜石市	みどり市	葛飾区	敦賀市	富士市				
宮城県	矢巾町	上野村	江戸川区	鯖江市	伊豆市				
	岩泉町	みなかみ町	八王子市	あわら市	伊豆の国市				
秋田県	仙台市	玉村町	立川市	越前市	函南町				
	涌谷町	川崎市	三鷹市	坂井市	長泉町				
	能代市	川口市	青梅市	美浜町	小山町				
	大館市	行田市	調布市	山梨市					
	湯沢市	狭山市	小平市	甲州市					
	鹿角市	草加市	国分寺市						
	由利本荘市	越谷市	国立市						
	大仙市	桶川市	狛江市						
山形県	にかほ市	北本市	多摩市						
	井川町	ふじみ野市	稲城市						
	大潟村	川島町	西東京市						
	天童市	鳩山町							

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名								
愛知県	名古屋	滋賀県	彦根市	兵庫県	姫路市	岡山県	岡山市	福岡県	福岡市	大分県	大分市								
	豊橋市		長浜市		尼崎市		総社市		福岡市		中津市								
	岡崎市		近江八幡市		明石市		美作市		久留米市		臼杵市								
	一宮市		草津市		芦屋市		西粟倉村		八女市		津久見市								
	半田市		守山市		伊丹市		広島市		大川市		竹田市								
	春日井市		栗東市		川西市		呉市		小郡市		杵築市								
	豊川市		甲賀市		養父市		三原市		古賀市		宇佐市								
	豊田市		野洲市		加東市		尾道市		うきは市		九重町								
	犬山市		湖南市		奈良市		福山市		糸島市		玖珠町								
	稲沢市		高島市		桜井市		大竹市		岡垣町		都城市								
	新城市	東近江市	宇陀市	東広島市	大刀洗町	延岡市													
	東海市	米原市	三郷町	東広島市	佐賀市	小林市													
	大府市	竜王町	田原本町	廿日市市	長崎市	日向市													
	知多市	京都市	高取町	海田町	五島市	三股町													
	岩倉市	亀岡市	王寺町	坂町	山鹿市	都農町													
	豊明市	長岡京市	吉野町	宇部市	菊池市	鹿兒島市													
	日進市	精華町	大淀町	山口市	合志市	門川町													
	田原市	堺市	川上村	山口市	大津町	鹿兒島市													
	みよし市	豊中市	和歌山市	周南市	大津町	鹿屋市													
	長久手市	高槻市	橋本市	小松島市	菊陽町	中種子町													
阿久比町	貝塚市	鳥取市	高松市	御船町	大和村														
東浦町	枚方市	米子市	さぬき市	嘉島町	和泊町														
美浜町	茨木市	倉吉市	綾川町	益城町															
武豊町	八尾市	智頭町	琴平町																
三重県	四日市市	大阪府	富田林市	鳥取県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	宇和島市										
	伊勢市		河内長野市						八頭町	湯梨浜町	宇和島市	愛南町	高知市	安芸市	四万十市	本山町	いの町	中土佐町	黒潮町
	松阪市		箕面市						湯梨浜町	琴浦町	愛南町	高知市	安芸市	四万十市	本山町	いの町	中土佐町	黒潮町	
	桑名市		柏原市						琴浦町	北栄町	高知市	安芸市	四万十市	本山町	いの町	中土佐町	黒潮町		
	鈴鹿市		高石市						北栄町	江府町	高知市	安芸市	四万十市	本山町	いの町	中土佐町	黒潮町		
	名張市		東大阪市						江府町	松江市	高知市	安芸市	四万十市	本山町	いの町	中土佐町	黒潮町		
	亀山市		交野市						松江市	出雲市	高知市	安芸市	四万十市	本山町	いの町	中土佐町	黒潮町		
	鳥羽市		大阪狭山市						出雲市	大田市	高知市	安芸市	四万十市	本山町	いの町	中土佐町	黒潮町		
	いなべ市		阪南市						大田市	江津市	高知市	安芸市	四万十市	本山町	いの町	中土佐町	黒潮町		
	志摩市		熊取町						江津市	美郷町	高知市	安芸市	四万十市	本山町	いの町	中土佐町	黒潮町		
	伊賀市		太子町	美郷町	吉賀町	高知市	安芸市	四万十市	本山町	いの町	中土佐町	黒潮町							
	御浜町			吉賀町		高知市	安芸市	四万十市	本山町	いの町	中土佐町	黒潮町							
						高知市	安芸市	四万十市	本山町	いの町	中土佐町	黒潮町							
						高知市	安芸市	四万十市	本山町	いの町	中土佐町	黒潮町							
						高知市	安芸市	四万十市	本山町	いの町	中土佐町	黒潮町							
				高知市	安芸市	四万十市	本山町	いの町	中土佐町	黒潮町									

346自治体

3 ひきこもり支援関連

ひきこもり支援施策の推進について(令和2年10月27日地域福祉課長通知)

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

(取組の基本的な考え方)

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるための**ひきこもり相談窓口の明確化・周知**
- ② 地域における支援内容・体制の検討や目標共有のための**支援対象者の実態やニーズの把握**
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための**市町村プラットフォームの設置・運営**

…支援体制構築のための取組(★)

I 市区町村において取り組むこと

- 原則、**令和3年度末までに、上記①～③(★)の全ての取組を実施すること**
- その取組の前提として以下を実施
 - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
 - ・関係部局間の連携による**包括的な支援体制の構築**〔支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施〕
 - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

II 都道府県において取り組むこと

- **管内市区町村における①～③(★)の取組状況を把握し、以下の取組や支援を実施すること**
- ・管内市区町村における
 - ・ひきこもり支援の取組状況の把握〔市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携〕
 - ・それぞれの取組の意義に関する理解促進〔市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施〕
 - ・取組の横展開
 - ・庁内及び関係者との調整への支援
- ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な体制を構築
- 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討
- 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

②支援対象者の実態やニーズの把握

- 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
- 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする

③市町村プラットフォームの設置・運営

- 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる
- 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町村PFを運営する事務局を設置

「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」の取りまとめについて ～ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について(通知)～

<ひきこもり支援に関する関係府省横断会議>

- 令和3年5月31日開催の「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」において、ひきこもり支援について厚生労働省を中心に関係府省で検討を進めるよう要請があったことを受けて、こやり厚生労働大臣政務官を主査として、ひきこもり支援に係る府省の局長級を参集して設置。
- 関係府省における取組の連携を深め、自治体がひきこもり支援を進めるに当たって多様な選択肢を用意できるよう、行政機関や民間団体など官民を問わない様々な社会資源がより多く参画・連携できる環境整備について議論。
- 会議の取りまとめとして、「ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について(依頼)」(10月1日付け構成員連名通知)を自治体あてに発出。

【構成員】主査 こやり厚生労働大臣政務官
構成員 内閣官房孤独・孤立対策担当室長
内閣府政策統括官(政策調整担当)
消費者庁次長
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省人材開発統括官
農林水産省農村振興局長
経済産業省商務・サービス審議官

【開催経過】

- 第1回(令和3年6月29日) ひきこもり支援に関する各府省の取組について
- 第2回(令和3年7月27日) ひきこもり支援の先進的な取組について
(滋賀県・岡山県総社市)
- 第3回(令和3年8月30日) ひきこもり支援の先進的な取組について
(高知県安芸市・大阪府豊中市)
- 第4回(令和3年9月30日) ひきこもり支援に関する関係府省横断会議の取りまとめについて

「ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について(依頼)」(令和3年10月1日関係府省横断会議構成員連名通知)

【基本的な考え方】

- ・ ひきこもり支援に当たっては、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につなげることができるよう、**多様な支援の選択肢を用意することが重要。**
- ・ そのため、都道府県や市町村の保健福祉関係部局を中心に、他の関係部局等の行政機関や、民間団体・民間企業・NPO法人等の地域の社会資源による**官民の枠を超えた広い連携・協働が必要。**
- ・ 以下の留意事項も踏まえ、福祉行政と他の行政分野や地域の社会資源との有機的な連携・協働について配慮の上、**効果的なひきこもり支援体制構築の推進をお願いする。**

【自治体における支援体制構築に当たっての留意事項】

①就職氷河期世代活躍支援に係る市町村プラットフォームへの関係機関の参画

就職氷河期世代活躍支援において取り組んでいる「市町村プラットフォーム」は、ひきこもり状態にある者を念頭に置いた「社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者」の支援のためのネットワークを具現化するものであり、幅広い行政部局や関係団体が参画するよう要請

②福祉関係機関と各分野の関係機関の連携

- (1)教育関係機関との連携
教育・福祉関係機関の連携・協働によるシームレスな対応により、継続性のある支援体制を構築
- (2)農業・商工関係機関との連携
農家や企業等の民間事業者の理解・協力を促し、地域の特性を活かした社会資源を開拓
- (3)就労支援関係機関との連携
個々の状況に応じた支援のため、支援対象者の特性や状況に十分配慮し、継続的な支援を実施
- (4)子供・若者支援関係機関との連携
子供や若者本人の意向を踏まえたうえで、福祉的支援と子供・若者支援を重層的に実施
- (5)消費者関係機関等との連携
孤独・孤立した消費者の「不安」に「イカダ」を架け、悪質事業者に対応するため、日頃から消費生活センター等の消費者関係機関等と連携を強化

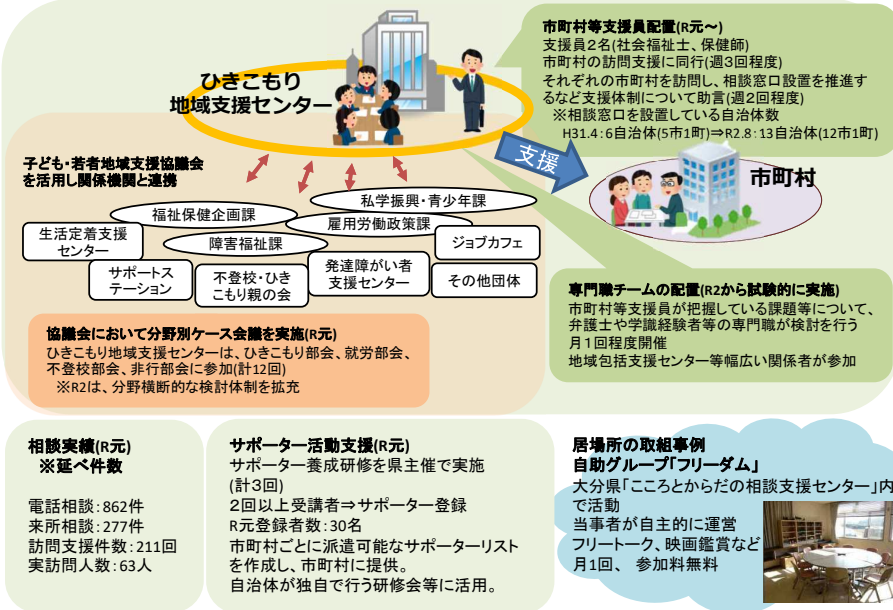
ひきこもり地域支援センターの取組例(大分県)

- 平成19年度に設置した「青少年自立支援センター」を、平成21年度からひきこもり地域支援センターとして運営。平成29年度からはNPO法人おおいた子ども支援ネットに委託して実施。
- 平成27年度に、ニートやひきこもり、就労等社会的自立に対するワンストップ窓口として、「おおいた青少年総合相談所」を設置。
※子ども・若者総合相談、ひきこもり地域支援センター、サポステ、児童養護アフターケアセンターを一体的に運営。
- 平成29年度から令和元年度にかけて、県単独の委託事業として、「不登校・ひきこもり親の会」の新規立ち上げ・運営支援を実施。
※生活圏域の中で親の会に参加できるよう、新規立ち上げを推進。(H28:11団体⇒R元:15団体) 全15団体が参加し情報交換等を行うネットワークが活動中。

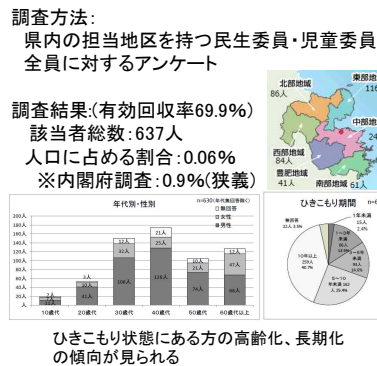


おおいた青少年総合相談所

大分県のひきこもり支援体制図 人口：112.7万人(R2.4時点) 18市町村(14市、3町、1村)



ひきこもり実態調査結果(H30.4実施)

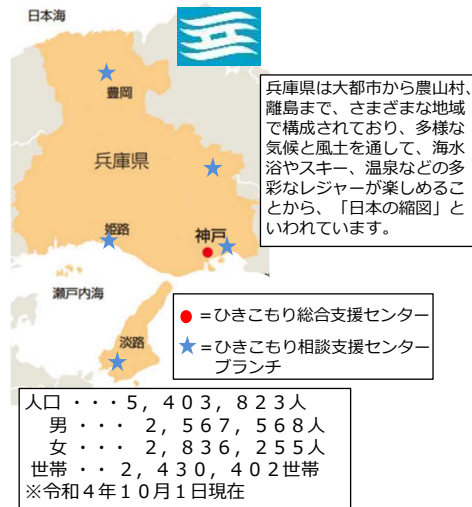


- ⇒県庁関係部局から構成されるひきこもり対策プロジェクトチームを設置(H30.8-H30.12)
- ・相談機関の役割の明確化と相談支援の充実
 - ・市町村等地域との連携
 - ・支援の充実と関係機関とのネットワークの強化を図る

都道府県におけるひきこもり支援の取組例(兵庫県)

- 兵庫県では、平成26年度に男女青少年課が所管するひきこもり地域支援センター(兵庫ひきこもり相談支援センター)を設置した。さらに、社会情勢に鑑み、総合的な支援を推進するため、令和元年度に障害福祉課(精神保健福祉センター)が所管するひきこもり地域支援センター(兵庫県ひきこもり総合支援センター)を追加設置した。県のひきこもり施策のとりまとめを障害福祉課が担っている。
- 障害福祉課、精神保健福祉センター、男女青少年課がそれぞれ異なる経緯でひきこもり支援を実施しており、多数の相談窓口がある。相談者の状況やニーズに応じ、適切な支援につながるような体制を作っている。

【兵庫県の主なひきこもり支援施策】(R4年度)



区分	施策	所管課
ひきこもり地域支援センター	兵庫県ひきこもり総合支援センター	障害福祉課(精神保健福祉センター)
	兵庫ひきこもり相談支援センター	男女青少年課
研修・人材育成	市町職員を対象とした支援の合同研究会	障害福祉課
	思春期関連問題研修会	精神保健福祉センター
	介護支援専門員への研修	障害福祉課
支援	アウトリーチ支援員の設置	福祉部地域福祉課
	関係機関の技術支援	精神保健福祉センター
連携強化	ひょうごユースケアネット推進会議	男女青少年課
	地域ランチ主催の支援機関連携会議	男女青少年課
居場所の設置	居場所の設置	精神保健福祉センター、兵庫県ひきこもり総合支援センター
	電子媒体による居場所の設置	障害福祉課
家族会支援	家族教室の開催、家族会の支援	精神保健福祉センター
情報提供	兵庫ひきこもり情報ポータルサイト	障害福祉課
	ホームページ開設、啓発冊子作成、関係機関広報冊子等への情報提供・助言	精神保健福祉センター

【各センターの主な業務】

区分	兵庫県ひきこもり総合支援センター	兵庫ひきこもり相談支援センター			
実施	委託(精神保健福祉センター内に設置)	ひょうごユースケアネット推進会議	委託((公財)兵庫県青少年本部)	委託(各地域ランチ)	県立神出学園(不登校等の生徒向けフリースクール)
内容	ひきこもり支援相談員の配置(来所相談、市町等へ訪問による助言・指導) ひきこもり電話相談員の配置 困難事例等発生時の関係機関連携調整 居場所の設置	研修会 支援機関情報の発信	・ほっとらい相談	・面接相談 ・訪問支援 ・地域相談会 ・電話相談	・地域ランチへの専門的助言 ・訪問支援の必要性判断 ・困難事例の面接相談

- ひきこもりの背景には様々な要因があることから、福祉の総括部署である地域福祉政策課で業務を担当。
- 令和3年度に県内全市町村にひきこもりの相談窓口が設置され、市町村がひきこもり支援に携わる場面が増えたことから、ひきこもり地域支援センターでは、地域支援を重点的に実施。
- 県内5カ所にある県福祉保健所にて、ブロック毎に好事例の共有や勉強会を行い、地域資源の活用や近隣自治体との連携を促進。
- 相談窓口の多様化を図りより相談しやすい環境を整えるため、令和2年度から県委託事業「ひきこもりピアサポートセンター」を開設。

【高知県地域福祉政策課】

【高知県のひきこもり支援イメージ】 ※（ ）内はR3年度実績

- ・民生委員を対象とした実態把握調査【R2】（調査方法：アンケート調査、調査の結果：県内のひきこもり当事者692人を把握）
- ・有識者による施策検討の場（検討委員会）の設置（年2回開催）

【高知県ひきこもり地域支援センター】

地域支援を強化！

- ・人材養成研修（年4回開催、391名参加）
- ・普及啓発事業（年1回開催、64名参加）
- ・市町村等ケース会への参加・助言（年31回参加）
- ・ブロック別連絡会の実施（年3回開催）
- ・支援機関同士の連携支援（随時）

- 【県福祉保健所(5カ所)】
- ・ブロック毎の連携支援
 - ・地域支援活用への支援（各所 年2回程度）

- 【市町村】
- ・相談支援
 - ・アウトリーチ

ひきこもりの人
家族

【ひきこもりピアサポートセンター】

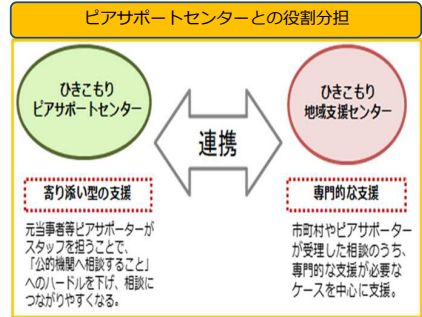
【ひきこもりピアサポートセンター】

- 委託先
全国ひきこもりKHJ親の会高知県支部
やいる鳥の会
- 拠点：2カ所
（高知市・宿毛市）
- 業務：相談支援
アウトリーチ



上記機関の他、保健・医療・教育・就労等、幅広い機関や団体と連携し、役割分担をしながら支援を実施。

県組織	担当業務
子ども・福祉政策部 地域福祉政策課	予算確保、施策の企画、事業の委託、補助事業、関係機関調整など
ひきこもり地域支援センター	相談支援、地域支援、研修会実施など
各福祉保健所	相談支援、管内市町村の連絡会実施など



県の体制

人口・・・675,120人（男319,221人、女355,899人）
世帯・・・314,246世帯 ※令和4年11月1日現在

- ひきこもり対策事業：北九州市立精神保健福祉センターが平成14年度から「こころの健康づくり事業」の一環として取り組み開始。平成22年度からは「社会的ひきこもり対策事業」として実施。
- ひきこもり地域支援センター運営事業：平成21年10月にひきこもり地域支援センター開設（業務委託）。
- ⇒ 北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」については：【令和3年度】職員数3.5名（臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士などの資格を有する）。【令和3年度】延べ相談件数2,065件（電話・来所・訪問・その他の方法での相談）。

北九州市は、福岡県の北部、九州最北端に位置し、関門海峡を隔てて本州に面するまちです。

人口・・・923,793人
男・・・435,954人
女・・・487,839人
世帯・・・438,118世帯
※令和4年11月1日現在
出典：北九州市令和4年度推計人口

【ひきこもり対策事業】

- ひきこもり家族教室
- ひきこもりを考える集い
- ひきこもり支援者研修会
- ひきこもり支援実務者連絡会

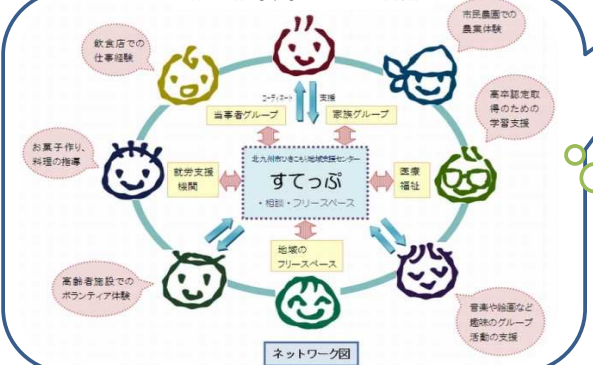
北九州市立
精神保健福祉センター

【ひきこもり地域支援センター運営事業】

- ひきこもりのご本人、ご家族等を対象に、電話、来所、訪問等による相談
- 相談内容に応じて、医療、保健、福祉、教育、労働等の適切な機関へのつなぎ
- 関係機関との連携体制の構築
- ひきこもりに関する普及啓発
- ひきこもり対策に関する情報発信

北九州市ひきこもり地域支援センター
「すてっぷ」※NPO法人に業務委託

縁が輪ネットワークの活用



ギラヴァンツ
オープンマインドプログラム

- プロサッカー клуб「ギラヴァンツ北九州」の協力を得て開催
- ひきこもり状態にあるご本人を対象とし、社会参加の機会を提供
- スポーツを「観る、する、支える」体験を通じて体と心を温めるプログラム

【縁が輪ネットワークとは】

地域で活動をしている支援者の方の横のつながりの強化を目的に設置された地域支援者ネットワーク。様々な経験と生きる知恵を持っている地域の人たちのご縁とご縁をつなぎ、その輪の中心で若い芽が育つ地域づくりをめざしている。

- 令和4年4月に、介護保険法の地域包括支援センターを機能拡充し、市独自の呼称・定義による「福祉拠点」として、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関を地域包括支援センターに併設（民間に委託）する形で市内10カ所に開設した。
- 地域包括支援センターは、これまで民生委員や町会などの地域の関係者等と連携を図ることで地域に浸透し、高齢者支援において大きな役割を果たしてきた経緯があり、社会資源としてこの活用をさらに進める観点から、自立相談支援機関を併設し機能を拡充して「福祉拠点」として位置付けるに至った。



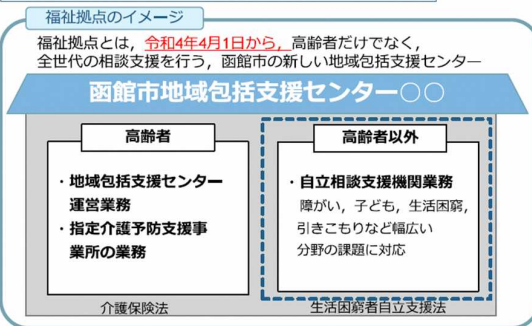
人口・・・245,006人
男・・・111,518人
女・・・133,488人
世帯・・・140,326世帯
※令和4年10月末現在
(外国人を含む)

函館市は、渡島半島の南東部に位置し、東・南・北の三方を太平洋・津軽海峡に囲まれ、西は北斗市・七飯町・鹿部町と接しています。

従前の地域包括支援センター

○ 市民を見守り支える地域の基盤として、包括的な身近な相談支援の窓口となる「福祉拠点」を市内10カ所に設置

※「福祉拠点」は、函館市独自の定義・呼称



【福祉拠点の特徴】

- 高齢者部門（介護保険法）
 - ◆ 保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー：計5～7名
- 自立相談支援部門（生活困窮者自立支援法）
 - ◆ 主任相談支援員：1名（保健師、社会福祉士、精神保健福祉士）
 - ◆ 相談支援員兼就労支援員：2名（上記資格のほか社会福祉主事、相談支援業務経験者等）
- 委託先：社会福祉法人、医療法人
- 集いの場：地域の関係者が困っている方の情報を共有することが目的

10カ所（各3名）
計30名

【福祉拠点によるひきこもり支援】

- 生活困窮者自立支援法に基づく相談支援
 - ◆ 幅広い相談支援が可能
 - ◆ 生活保護に至る前段階の支援
 - ◆ 第2のセーフティネット
 - ◆ 困窮する「おそれ」のある方も対象
- 従前の地域包括支援センターに併設するメリット
 - ◆ 高齢者支援を通じて8050世帯を把握できる
 - ◆ 高齢者支援ならではのアプローチのしやすさ
 - ◆ 80世代に介護支援、50世代に就労やひきこもり、生活困窮、障がいなど、まとめて相談対応することが可能

- 平成22年に洋野町保健センターががん検診率向上を目指し、保健推進委員を通じて未受診者への受診勧奨と未受診理由を調査した。その結果、身体や心に問題を抱えている人がいることが分かった。平成23年の東日本大震災の発生後、洋野町でも心のケアを行うべきではないかという思いから、洋野町保健センターで検診に合わせて「こころの健康調査」、いわゆる「うつスクリーニング」を実施した。
- 平成24年秋頃より、久慈保健所・岩手県ひきこもり支援センターなどからも協力を得て、気になる家庭へケアマネージャーとしての家庭訪問や包括的な相談業務を開始した。
- 平成26年度より、洋野町でひきこもり対策推進事業が開始され、地域包括支援センターで実態調査を実施した。これにより多くの問題が内包されている事実が浮かび上がり、この結果を受けて平成27年度から事業が本格化した。



洋野町は岩手県の沿岸最北端に位置し、平成18年1月1日に旧種市町と旧大野村が合併して誕生した海と高原の町です。

人口・・・15,443人
男・・・7,501人
女・・・7,942人
世帯・・・6,781世帯
※令和4年11月末現在



申し込み不要です。
直接お越しください♪



<取り組んでいること> ※（ ）内は3年度実績

- ・家庭訪問、相談対応（実37人延90人）
- ・相談窓口の周知（2ヶ所）
- ・就労支援（職親11事業所）
- ・居場所づくり
 - 『すずらん会』（11回延38人）
 - 『Café 151』（12回延55人）
- ・普及啓発講演会
- ・ひきこもりサポーター養成研修

※2018（H30）年度から、NPO等へ事業を委託し、連携しながら取り組んでいる。

【ひきこもり支援に関する連携先】

- 保健センターなど庁内各課
 - 学校などの教育関係
 - 保健所
 - 社会福祉協議会
 - 職親（企業、商店）
 - 中央大学 山科満教授
 - 病院
 - 民生委員
 - 岩手県ひきこもり支援センター
 - 若者サポートステーション
- など



- 令和元年8月頃からひきこもり支援体制の検討（ひきこもり相談に関わる所管や支援関係機関の課長級で構成する「ひきこもり等自立支援会議」や係長級職員で構成する「ひきこもり支援従事者連絡会」等）を開始。
- 8050問題への対応として、区がこれまで行ってきた若年層を対象とするひきこもり等自立支援事業（STEP）と生活困窮者自立支援相談事業をベースに、全世代を視野に入れた相談体制を構築することとした。
- 相談支援体制の主軸となり、ひきこもり等自立支援会議等の事務局を担うセンター機能が必要との考えから「文京区ひきこもり支援センター」を令和2年4月に開設。
- 令和2年4月に生活福祉課を所管課として、上記の「STEP（委託）」と「文京区ひきこもり支援センター（区直営）」の2つを「文京区版ひきこもり総合対策」に位置づけ開始。同総合対策では、予防から支援まで、多様な相談窓口や関係機関の連携による一元的な支援体制を構築し、課題の早期発見や個々人の状況に沿った適切な支援につなげることを重点目標としている。ひきこもりに関する総合相談窓口の機能や区内の支援体制の構築は事務局であるセンターが担い、定期的な相談や居場所運営等は委託事業者が行っている。

文京区は、江戸の面影を残す史跡や文化遺産の多い、歴史的なまちであり、伝統ある大学や多くの学校のある文教の地として知られています。また、小石川後樂園や六義園などの庭園や比較的大きな公園が多く存在し、東京の都心に近接しながらも、落ち着いた雰囲気や魅力の緑豊かな都市環境を形成しています。



人口・・・229,828人
 男・・・109,259人
 女・・・120,569人
 世帯・・・126,621世帯
 ※令和4年11月1日現在
 （外国人を含む）

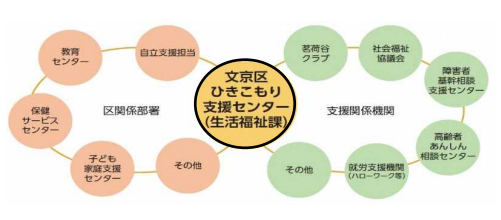


歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」

【ひきこもり支援の定義の検討】

ひきこもりの支援体制構築にあたり、文京区としてのひきこもり支援の定義を、支援従事者連絡会の委員で検討した。「ひきこもりの定義」とは別に、「支援の対象」としては、**国のひきこもりの定義には含まれない方々も区のひきこもり支援の対象に含める**という形で合意形成した。

【ひきこもり支援センターを主軸とした支援ネットワーク】

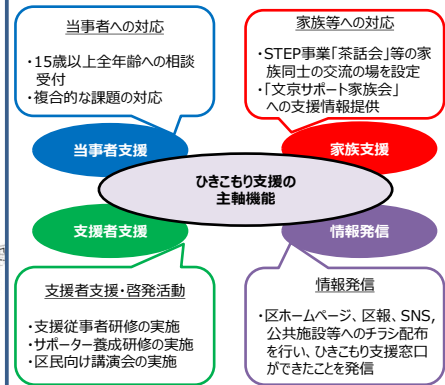


【～STEP～ひきこもり等自立支援事業】

本人・家族が相談する	本人が一歩踏み出す	本人が社会に踏み出す	本人らしい次のステップへ
ステージ1 相談 ◆ひきこもり相談 ・電話 ・来所 ・訪問 ・メール	ステージ2 いっしょ ◆3つのスペース ・ほろスペース ・SSTグループ ・ゆかりのスペース ◆2つのコミュニティ ・女子会 ・つばき庵	ステージ3 つながる ◆社会参加体験活動 ・農業 ・開閉的勤務 ◆地域交流活動 ・地域の家事 ・カフェ ◆社会参加準備	ステージ4 ほたらぐまなび ◆就労・就学 ・ジョブコーチ ・フォロアップ相談

- ・ひきこもりに関する30年以上の支援実績を有する公益社団法人青少年健康センター名荷谷クラブに委託し、平成26年4月から実施。
- ・委託開始当時の区の所管課は教育推進部児童青少年課だったが、令和2年4月からは福祉部生活福祉課が所管。
- ・令和2年4月以降は義務教育終了後の全年齢が支援対象。

【ひきこもり支援センターの役割】



- 平成20年度主要事業に「格差是正」を掲げ、生活保護や福祉制度などで救うことのできない方に対し、セーフティネット（安全網）を張っていくという取り組みが必要と考え、4月に「生活応援窓口」を開設、10月にあんしん生活総合相談窓口として「セーフティネットコールセンター」を開設した。
- 平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行に伴い、「福祉の初期総合相談窓口」としてセーフティネットコールセンターを再構築した。新しく自立相談支援機関となった窓口は、未来を照らすという意味を込めて「みらいと」と命名された。ひきこもり支援は、セーフティネットコールセンター内のセーフティネット係が担当している。同係は、ひきこもり支援以外に自殺対策、孤立死・孤独死対策、子どもの貧困対策なども担当している。
- ひきこもり支援事業は平成26年より、「個別相談会」と「家族のつどい」を実施。令和3年度には、家族の方々が運営する「日野市ひきこもり家会」が誕生したことにより家族のつどいを終了。現在は、家族会との情報共有やセミナーの共催等で、家族会とともにひきこもりの問題に取り組んでいる。

【市の概要】

都心から西に35キロメートル、東京都のほぼ中心部に位置し、多摩川と浅川の清流に恵まれ、湧水を含む台地と緑豊かな丘陵をもつまち、それが私たちのまち日野です。

人口5万人で市制を施行したのは昭和38年ですが、現在の人口は18万人を超え、まだ増え続けています。そして平成25年には、市制施行50周年の節目を迎えました。



【ひきこもり支援事業業務委託】

個別相談会

- ・「オンライン」「市役所窓口」「出張」3種類の個別相談を実施。
- ・分担：（セーフティネットコールセンター）相談の広報、予約、受付、大まかな相談内容の聞き取り、会場設定（委託先）相談員（社会福祉士・精神保健福祉士）による面接、訪問、緊急対応
- ・実績（令和3年度）：相談者（当事者、家族、支援者等）延べ58人
 ※緊急を要する場合には、相談日以外の支援にも対応。

セミナー事業

- ・令和3年度は日野市ひきこもり家族会と共催で開催。
- ・実施回数（令和3年度）：年2回
- ・対象：全ての方（コロナ禍前は申込不要、現在は感染症対策で事前申込制）
- ・参加者：（令和3年度第1回）43人、（第2回）32人（令和4年度第1回）29人、（第2回）実施前

居場所事業

- ・令和4年度から委託で実施
- ・市内の空き家を借り、ひきこもりだけでなく、生きづらさを抱えた方達が自宅以外での居場所を作れるよう、週に1回「居場所」を開催している。

福祉の初期相談窓口である「みらいと」には以下2つの相談窓口が設置されており、ここでもひきこもりの相談を受けている。両窓口は常に連携している。

- ・セーフティネットコールセンター（日野市役所2階）：R3ひきこもり相談10件
- ・サテライトセンター（社会福祉法人に運営を委託）：R3ひきこもり相談58件

<セーフティネットコールセンターへの相談数>

R1	6,963件	このうち、ひきこもり相談は66件
R2	13,759件	このうち、ひきこもり相談は67件
R3	10,141件	このうち、ひきこもり相談は68件

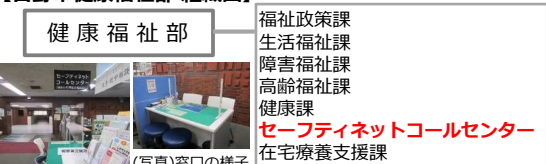
【人口】

187,391人（外国人住民3,451人含む）

【世帯数】

91,736世帯（外国人世帯及び混合世帯2,484世帯含む）

【日野市健康福祉部 組織図】



※セーフティネットコールセンターは日野市健康福祉部内の1つの課として存在している。



令和5年度ひきこもり支援推進事業実施自治体（生活困窮者自立支援事業補助金）

ひきこもり地域支援センター32自治体

北海道	石狩市
	幕別町
岩手県	北上市
群馬県	安中市
	千代田区
	文京区
	台東区
	墨田区
	世田谷区
	中野区
東京都	豊島区
	板橋区
	足立区
	江戸川区
	武蔵野市
	調布市
	八王子市
神奈川県	鎌倉市
新潟県	柏崎市
富山県	富山市
静岡県	掛川市
	西尾市
愛知県	東海市
	豊明市
	みよし市
三重県	伊勢市
	鳥羽市
	いなべ市
兵庫県	明石市
	赤穂市
岡山県	総社市
福岡県	八女市



ステーション事業 93自治体

青森県	むつ市	和歌山県	和歌山市
宮城県	岩沼市	海南市	
秋田県	大館市	橋本市	
	米沢市	有田市	
山形県	南陽市	御坊市	
	庄内町	田辺市	
	会津若松市	新宮市	
福島県	いわき市	紀の川市	
	白河市	岩出市	
	喜多方市	紀美野町	
	水戸市	かつらぎ町	
茨城県	かすみがうら市	みなべ町	
	小山市	白浜町	
栃木県	小山市	和歌山県	
千葉県	習志野市	上高田町	
	浦安市	すさみ町	
	品川区	那智勝浦町	
東京都	荒川区	太地町	
	国立市	古座川町	
	東大和市	北山村	
	大島町	串本町	
神奈川県	大和市	美浜町	
	能美市	白高町	
石川県	中能登町	由良町	
	越前市	印南町	
福井県	坂井市	広川町	
	池田町	白高川町	
山梨県	甲府市	鳥取県	鳥取市
	富士川町	南部町	
長野県	安曇野市	松江市	
岐阜県	恵那市	益田市	
静岡県	藤枝市	太田市	
	松阪市	奥出雲町	
三重県	伊賀市	岡山県	瀬戸内市
	宇治市	三原市	
京都府	京田辺市	尾道市	
	豊中市	府中市	
大阪府	枚方市	東広島市	
	姫路市	海田町	
	尼崎市	宇部市	
兵庫県	洲本市	山口市	
	豊岡市	秋市	
	丹波市	山陽小野田市	
	朝来市	高知県	日高村
	淡路市	福岡県	うきは市
	宍粟市	長崎県	佐世保市
	太子町		五島市
奈良県	奈良市		

サポート事業 120自治体

北海道	稚内市	新潟県	新潟市	奈良県	橿原市
	紋別市		加茂市		橿芝市
	陸別町		十日町市	和歌山県	有田川町
岩手県	洋野町	新潟県	村上市	鳥取県	江府町
秋田県	鹿角市		魚沼市		安来市
	大仙市		津南町	島根県	江津市
山形県	長井市		射水市		雲南市
	高島町	富山県	小矢部市		邑南町
	田村市		伊達市	福井県	勝山市
	西郷村	石川県	西郷村	石川県	金沢市
	矢吹町	山梨県	山梨市	岡山県	備前市
福島県	棚倉町		北杜市		赤磐市
	矢祭町		長野市		鏡野町
	堀町	長野県	塩尻市	広島県	福山市
	石川町		飯島町		下関市
	取手市		山形村	山口県	防府市
茨城県	ひたちなか		御代田町		長門市
	神栖市	岐阜県	飛騨市	徳島県	徳島市
	笠間市		焼津市		三好市
	利根町	静岡県	函南町		高松市
	宇都宮市		一宮市	香川県	三豊市
栃木県	真岡市		刈谷市		多度津町
	さくら市		犬山市	福岡県	遠賀町
	川越市	愛知県	稲沢市	大分県	中津市
	越谷市		新城市		日出市
埼玉県	本庄市		大府市		出水市
	上尾市		岩倉市	鹿児島県	薩島市
	入間市		多気町		和泊町
	久喜市	三重県	明和町	沖縄県	豊見城市
千葉県	佐倉市		度会町		宮古島市
	中央区		菟野町		
	目黒区	滋賀県	白野町		
	大田区		亀岡市		
	北区	京都府	長岡京市		
	練馬区		久御山町		
	葛飾区	大阪府	岸和田市		
	青梅市		岸和田市		
	町田市		泉大津市		
	国分寺市		富田林市		
	狛江市		西脇市		
	狛江市		宝塚市		
神奈川県	横須賀市	兵庫県	養父市		
	藤沢市		福崎町		
	小田原市		佐用町		
	座間市				

黄色の網掛けは中核市

令和5年度 都道府県による
立ち上げ支援事業実施自治体
東京都（18自治体）
三重県（2自治体）
島根県（1自治体）
※上記リストに含まれている

ひきこもり相談窓口の明確化及び周知状況（令和4年度）

(1) ひきこもり相談窓口の明確化※1の状況

※ 調査時点 令和5年3月末
調査対象 1,741市区町村

相談窓口を明確化している自治体は、1,741自治体のうち**1,430**自治体（82.1%）

	指定都市	中核市	一般市・区	町・村	合計
明確化している自治体数	20 / 20 (100.0%)	60 / 62 (96.8%)	650 / 733 (88.7%)	700 / 926 (75.6%)	1,430 / 1,741 (82.1%)
《参考》 令和4年3月時点の自治体数	20 / 20 (100.0%)	60 / 62 (96.8%)	587 / 733 (80.1%)	606 / 926 (65.4%)	1,273 / 1,741 (73.1%)

・ 相談窓口を明確化していない311自治体のうち、令和5年度中に明確化を予定している自治体は113自治体。

※1 ひきこもり相談窓口の明確化とは、ひきこもりの状態にある方や家族に利用可能な相談窓口を明示できるように設定していること。

(2) 相談窓口の周知状況

相談窓口を明確化している自治体のうち、相談窓口を周知している自治体は**1,237**自治体（86.5%）

	指定都市	中核市	一般市・区	町・村	合計
うち、周知している自治体数	20 / 20 (100.0%)	60 / 60 (100.0%)	592 / 650 (91.1%)	565 / 700 (80.7%)	1,237 / 1,430 (86.5%)
全自治体数に占める割合	(100.0%)	(96.8%)	(80.8%)	(61.0%)	(71.1%)
《参考》 令和4年3月時点の自治体数	20 / 20 (100.0%)	58 / 60 (96.7%)	532 / 587 (90.6%)	467 / 606 (77.1%)	1,077 / 1,273 (84.6%)

・ 相談窓口を明確化していて周知していない193自治体のうち、令和5年度中に周知を予定している自治体は71自治体。
・ 令和5年度中に相談窓口の明確化を予定している113自治体のうち、令和5年度中に周知を予定している自治体は96自治体。
(令和5年度中に周知を予定しているのは合計167自治体)

自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果(令和4年度)

※ 調査時点 令和5年3月末
調査対象 47都道府県
1,741市区町村

■ 実施自治体数 ※ () は各区分毎の自治体数に占める割合

区分	都道府県		市区町村			合計
			指定都市	一般市・区	町村	
自治体数	43 / 47 (91.5%)	937 / 1,741 (53.8%)	20 / 20 (100.0%)	483 / 795 (60.8%)	434 / 926 (46.9%)	980 / 1,788 (54.8%)
《参考》 令和4年3月 時点の自治体数	37 / 47 (78.7%)	740 / 1,741 (42.5%)	17 / 20 (85.0%)	399 / 795 (50.2%)	324 / 926 (35.0%)	777 / 1,788 (43.5%)

調査を実施していない自治体のうち、79自治体が令和5年度中に調査を実施予定。

【留意点】

- 一部の自治体では複数の方法により調査を実施している。
- 調査対象者の定義や年齢層は、自治体によって差異がある。

※ 令和5年3月厚生労働省調べ。

※ 各自治体が概ね過去10年間に実施した調査の状況について、厚生労働省がとりまとめたもの。

市町村プラットフォームの設置状況 (令和4年度)

令和4年度末時点で1,205市区町村(69.2%)が設置済

※ 調査時点 令和5年3月末
調査対象 1,741市区町村

(1) 市町村プラットフォームの設置状況

	市・区	町・村	合計
設置している自治体	589 / 815 (72.3%)	616 / 926 (66.5%)	1,205 / 1,741 (69.2%)

・ 令和4年3月時点では1,003自治体(57.6%)。令和5年度中に設置を予定している自治体は127自治体。

(2) 既設置の市町村プラットフォームの所管課 (n=1,223)

※ 複数回答(「複数部局」以外)
※ 一部所管課の記載がなかった調査票がある。

・ 福祉関係部局が所管課となっている場合が60.4%で最も多い。

	自治体数	所管課の例
福祉関係部局	739 (60.4%)	福祉課、保護課、社会福祉課、地域福祉課、共生社会推進課、福祉事務所 等
障害福祉担当課	397	障がい福祉課、高齢障がい福祉課 等
保健関係部局	210 (17.2%)	健康推進課、保健福祉課、住民課 等

	自治体数	所管課の例
子ども関係部局	69 (5.6%)	子ども家庭課、子ども若者相談センター 等
教育関係部局	19 (1.6%)	学校教育課、地域教育青少年課 等
経済関係部局	10 (0.8%)	商工振興課、ふるさと産業振興課 等
複数部局	176 (14.4%)	福祉総務課+障害福祉課+児童青少年課、町民課+保健福祉課+ふるさと創生課 等

(3) 既設置の市町村プラットフォームの構成団体

	構成団体																					
	ひきこもり地域支援C	自立相談支援機関	就労準備支援機関	精神保健福祉C	保健所・保健福祉C	基幹担当事業支援C	発達障害者支援C	地域包括支援C	ハローワーク	サポステア	社会福祉協議会	民生・児童委員	社福、NPO法人	当事者会、家族会	医療機関	学校、教育機関	警察署	弁護士会	保護司会	企業等	商工会議所等	その他
市・区 (n=589)	127 (21.6%)	432 (73.3%)	262 (44.5%)	83 (14.1%)	337 (57.2%)	275 (46.7%)	63 (10.7%)	301 (51.1%)	255 (43.3%)	191 (32.4%)	461 (78.3%)	221 (37.5%)	222 (37.7%)	87 (14.8%)	119 (20.2%)	234 (39.7%)	542 (92.0%)	35 (5.9%)	32 (5.4%)	18 (3.1%)	31 (5.3%)	219 (37.2%)
町・村 (n=616)	70 (11.4%)	198 (32.1%)	88 (14.3%)	43 (7.0%)	289 (46.9%)	195 (31.7%)	43 (7.0%)	359 (58.3%)	125 (20.3%)	94 (15.3%)	453 (73.5%)	297 (48.2%)	152 (24.7%)	36 (5.8%)	133 (21.6%)	237 (38.5%)	561 (91.1%)	14 (2.3%)	18 (2.9%)	25 (4.1%)	25 (4.1%)	143 (23.2%)

※ その他の回答：医師会、児童相談所、司法書士会、自治会、ボランティア団体、介護事業所、老人クラブ、消費生活センター 等

就職氷河期世代支援に関する行動計画2024の概要

(令和5年12月26日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定)

「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)において、令和5年度からの「第二ステージ」ではこれまでの支援の成果等を踏まえて強化した施策を着実に実施するとともに、就職氷河期世代の実態の把握を図りつつ、「第一ステージ」の総括的検証を踏まえた施策の見直し等を行い、より効果的な支援に取り組むとした方針に基づき、就職氷河期世代の就労や社会参加を支援する施策・事業の具体的内容を本行動計画において定め、着実な実行に取り組んでいく。

●プラットフォームを核とした新たな連携の推進

- 関係者で構成する全国プラットフォームの開催、都道府県・市町村プラットフォームを活用した支援
 - ・全国プラットフォームにおいて取組状況をフォローアップし、施策の改善・見直しを実施するとともに、官民が協働して就職氷河期世代支援に社会全体で取り組む気運の一層の醸成を図る。
- 地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用し、就職氷河期世代の実態やニーズを踏まえ、地域の関係機関と連携し、相談対応、リ・スキリング等の教育訓練等の先進的・積極的な支援に取り組む自治体等を後押しするとともに、優良事例を横展開。

●相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援

- きめ細かな伴走支援型の就職相談・定着支援体制の確立
 - ・ハローワークにおいて就職氷河期世代の相談等に対応する専門窓口を設置。担当者によるチーム支援を実施。
- きめ細かな就労支援やリカレント教育
 - ・業種ごとのきめ細かな就労支援等、ハローワークを中心とした在職時からの継続的な相談支援体制の整備
 - リカレント教育に関する大学等の取組の支援、地域のデジタル人材の育成・確保 等
- 企業への助成
 - ・企業への採用インセンティブのため、就職氷河期世代を雇用した場合等に助成金を支給
 - ・就職氷河期世代を含めた非正規雇用労働者について正規雇用労働者に転換した場合等に助成金を支給

●個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

- アウトリーチの展開
 - ・アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化
 - ・本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化
 - ・地域若者サポートステーションの支援の充実
- 支援の輪の拡大
 - ・身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実
 - ・ひきこもり支援に携わる人材の養成研修及び支援者支援
 - ・地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの推進
 - ・8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進 等

●その他の取組

- ・就職氷河期世代支援に関する積極的な広報の実施
- ・国家公務員・地方公務員・独立行政法人等の中途採用の促進 等

4 成年後見制度の利用促進関連

成年後見制度の利用促進に向けたポータルサイトの運営（厚生労働省）

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環として、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。

成年後見制度利用促進ポータルサイト「成年後見はやわかり」 URL : <https://guardianship.mhlw.go.jp/>

成年後見はやわかり [ホーム](#) [ふりがなをつける](#) [調べたい語句を入力](#) [検索](#)

ご本人・家族・地域のみなさまへ 支援をご検討されているみなさまへ 成年後見人等のみなさまへ 自治体・中核機関のみなさまへ 相談窓口のご案内 よくある質問

★ トップページ



ひとりで決めることがしんばいな人へ /
その人らしい暮らしをいっしょにつくる
成年後見制度
せいねんこうけんせいど

知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることが心配な人の思いを地域みんなで分かち合い、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

任意後見制度、法定後見制度それぞれに、利用している当事者や支援者のインタビューを含む制度の説明動画を掲載。

活躍している市民後見人、法人後見の担当職員へのインタビューを含む説明動画を掲載。活動内容や意義、活動へのサポート体制を紹介。

ご本人・家族・地域のみなさまへ

制度の利用に必要な情報をくわしくお話しします

[成年後見制度とは](#)

[任意後見制度とは](#)

[法定後見制度とは](#)

支援をご検討されているみなさまへ

あなたにできる支援についてくわしくお話しします

[市民後見人とは](#)

[法人後見とは](#)

[地域関係機関のみなさまへ](#)

自治体・中核機関のみなさまへ

体制の整備に役立つ情報を閲覧・共有できます

[「後見の知恵」聞かせて広場](#)

[取組事例紹介](#)

[研修動画](#)

掲示板より、自治体・中核機関の職員間で、情報交換が可能。

検索システムより、厚労省ホームページ「成年後見制度利用促進」の「自治体事例紹介」に掲載している取組事例について、人口規模やキーワードなどで検索可能。

成年後見利用促進体制整備研修等の資料、講義動画をアップ。

任意後見制度の利用促進に向けたリーフレット等（法務省民事局作成）

- 任意後見制度の利用促進に向けた周知・広報等に関する取組について、地域連携ネットワークの関係者は、専門職団体を含めた様々な相談窓口があること、本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを含めた周知を行う。

任意後見制度とは、どのような制度ですか？

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で決めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。

任意後見契約で委任された事務は、いつから行うことができますか？

任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じます。自分の判断能力が低下した場合に備えて任意後見契約を締結した本人の意向を踏まえ、任意後見人となる方は、本人の判断能力が低下した場合には、速やかに任意後見監督人の選任の申立てを行うことができます。

1 最近物忘れがひどくて、将来が不安...

親に将来を任せたい

2 任意後見契約は、公正証書によって契約する必要があります。

●法律の専門家である公証人が、本人の真意を確認し、確実な内容の契約が結ばれるようサポートします。

※任意後見監督人が選任されていない状態では、また委任者は任意後見契約で委任された事務を行えません。

3 お母さんに認知症の症状が出てきて...

4 家庭裁判所に対し、「任意後見監督人」選任の申立てをします。

※本人以外の方が申立てをする場合、任意後見監督人を選任するには本人の同意が必要ですが、本人が意思表示をすることができないときは必要ありません。

5 家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から任意後見契約の効力が生じ、委任者が任意後見人となり、任意後見契約で委任された事務を開始します。

任意後見監督人は、任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを監督します。

任意後見人となる方を自分で選ぶことができます。

おわがが！

以下のような事務を委任することができます。

「財産管理に関する法律行為」

- 本人の預貯金の管理・払戻し
- 不動産等の重要な財産の処分 など

「身上監護に関する事務」

- 介護サービスの契約締結
- 借住関係施設への入所契約締結 など

当事者間の合意によって、法律の趣旨に反しない限り、自由に委任する事務の内容を決めることができます。

※成年後見制度には、大きく分ける2つの制度があります。

法定後見制度は、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等を選任し、その権限も基本的に法律で定められているなど、任意後見制度と違いがあります。

これから任意後見契約を結ばれる方

- 全国の公証役場 <https://www.koshonin.gr.jp/list>
- 全国の家庭裁判所
- 任意後見監督人選任手続について
- 任意後見制度について
- 法務省民事局参事官室 TEL: 03-3580-4111 (代表)

成年後見制度・成年後見登記制度について

法務省ホームページ「成年後見制度・成年後見登記制度」 <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

(令和4年12月版)

任意後見制度を知っていますか？

法務省民事局

※法務省ホームページより、掲載のリーフレット等がダウンロードできます。自治体ホームページへ下記URLをリンクする等により、「任意後見制度の周知・広報」の取り組みを進めてください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 (内線2228)

令和6年度当初予算案 **7.8億円 (4.0億円)** ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**令和6年度末までのKPI達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において**、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど**市町村支援機能の強化**を図る。
(都道府県による協議会の設置：令和4年4月1日現在 19都道府県 → 令和6年度末 **全都道府県**)
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるように、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。
(市町村による中核機関の整備：令和4年4月1日現在 935市町村 → 令和6年度末 **全市町村**)

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 事業の実施・関係性のイメージ -

● 中核機関(※)立ち上げ支援事業

〈実施主体〉市町村 (委託可)
〈基準額〉600千円
〈補助率〉1/2
〈実績〉58市町村 (令和4年度)

(参考) 中核機関の整備状況

※「中核機関」とは、協議会(関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める合議体)の運営等を行う地域連携ネットワークの中核的な機関や体制

体制整備支援や職員研修の実施、対応困難事案等への支援

○ 中核機関コーディネート機能強化事業

〈実施主体〉市町村 (委託可)
〈基準額〉1,000千円/取組
〈補助率〉1/2
〈実績〉264市町村 (令和4年度)
(コーディネート機能強化の取組)

- 調整体制の強化
- 受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化 **新**
- 広域連携の実施

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

〈実施主体〉都道府県 (委託可)
〈基準額〉1,000千円/必須取組
4,000千円/加算取組
(1都道府県あたり最大10,000千円)
〈補助率〉1/2 〈実績〉41都道府県 (令和4年度)

(市町村支援機能強化の取組)

【必須】①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣
②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 (内線2228)

令和6年度当初予算案 **0.8億円 (1.1億円)** ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれた令和6年度末までのKPI達成に向け**、**全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用した効果的な支援の実施**を進める。
(都道府県による意思決定支援研修の実施：令和4年4月1日現在 16都道府県 → 令和6年度末 **全都道府県**)

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象とした**意思決定支援研修**を実施する。
- ・ **市町村等**において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象とした**権利擁護支援の強化を図る研修**を実施する。

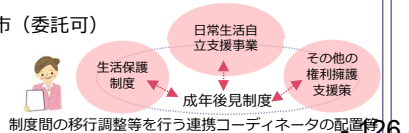
〈実施主体〉都道府県、市町村 (委託可)
〈基準額〉①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
〈補助率〉1/2 〈実績〉70自治体 (令和4年度)



○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化**に取り組む。

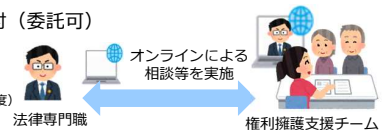
〈実施主体〉都道府県、指定都市 (委託可)
〈基準額〉5,000千円
〈補助率〉1/2
〈実績〉10自治体 (令和4年度)



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用**を図る。

〈実施主体〉都道府県、市町村 (委託可)
〈基準額〉300千円
〈補助率〉1/2
〈実績〉34自治体 (令和4年度)



令和6年度当初予算案 1.0億円（98百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

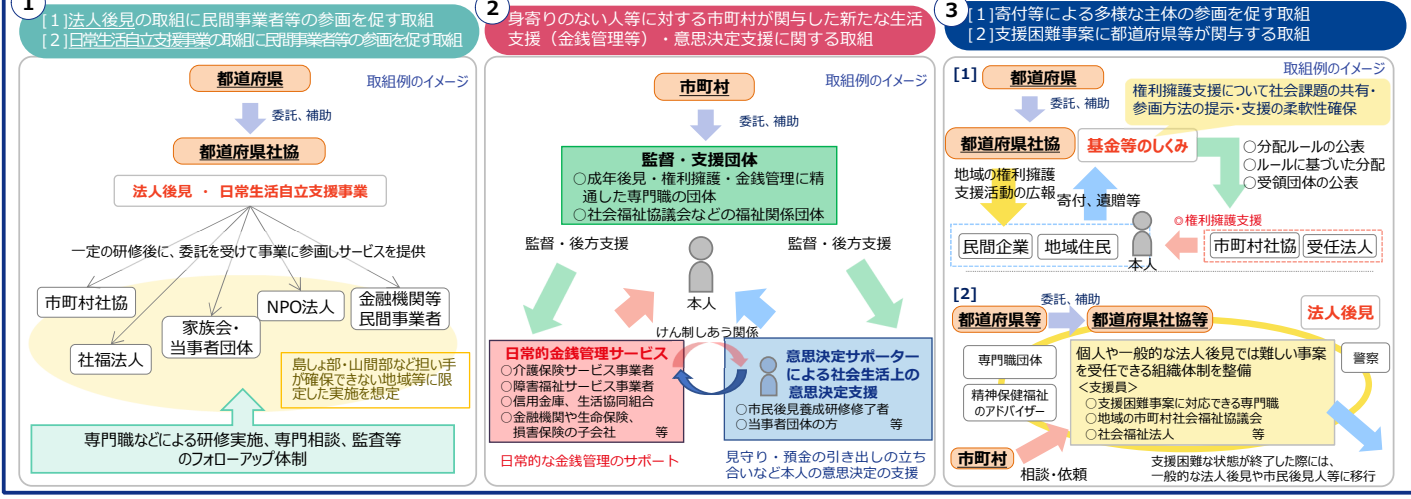
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実践事例の拡充を行う。
○ 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、各種の取組（下図①、②及び③）の実践事例を通じた分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。
○ そのうち法人後見に関する取組（下図①[1]）については、これまでのモデル事業の実践や令和5年度に策定する「法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」をもとにその実施の促進を図るとともに、取組拡大に向けて解消すべき課題の検証等を行い、その成果を反映して本手引きの成案を得る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（実績） 10自治体（令和4年度）

● 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可）【基準額】 ①の[1]以外の取組 1自治体あたり 5,000千円【補助率】 3/4 ①の[1]の取組 1自治体あたり 10,000千円【補助率】 1/2

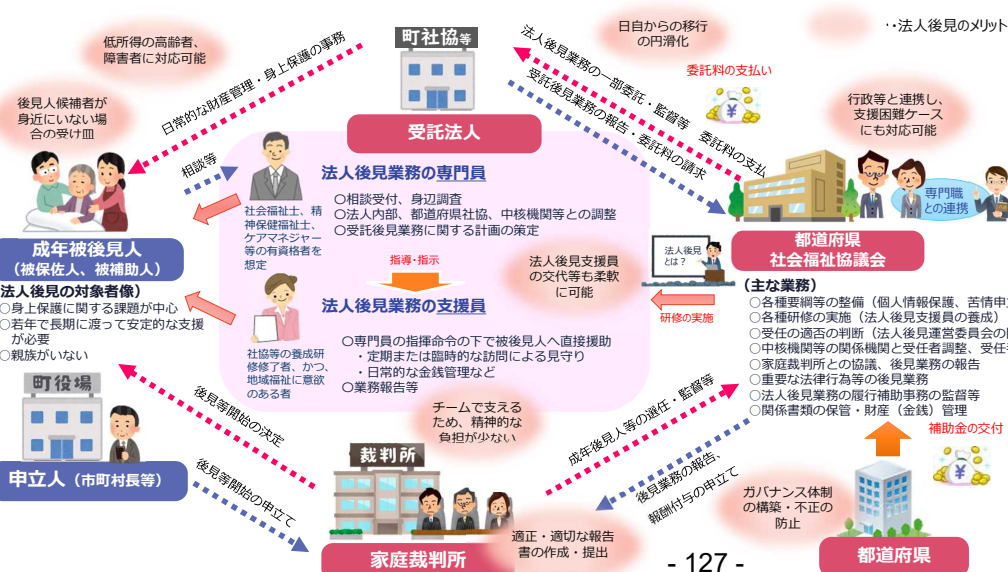


（参考）法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組の促進

持続可能な権利擁護支援モデル事業：令和6年度当初予算案 1.0億円の内数

- 法人後見については、成年後見制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していくことが必要。
○ とりわけ、組織の公共性・継続性が高く、日常生活自立支援事業の実施等を通じて判断能力が不十分な方の支援のノウハウを有する社会福祉協議会による後見活動については、利用者の安心感確保にもつながるため、更なる推進が期待されている。
○ 一方、法人後見に取り組んでいる市区町村協会は572協（全数の32.2%）にとどまっており、町村部、とりわけ、離島や山間地など成年後見制度の利用ニーズがそれほど顕在化していない地域については、法人後見の担い手の空白地域になっているものと考えられる。
○ このため、令和4年度から実施している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実践をもとに、令和6年度以降、都道府県協회가法人後見を受任し、被後見人への日常的な支援を、市区町村協会や家族会、社会福祉法人、NPO法人など被後見人の身近な地域に所在する民間事業者等が受託して実施する取組（法人後見（業務委託型））を全国に拡げていくことにより、全国どの地域においても、判断能力が不十分な人がその意思、特性、生活状況等に合わせ多様な選択肢から適切な後見人等を選任・交代できるような体制の整備を目指す。

法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組のイメージ



「持続可能な権利擁護支援モデル事業」
【実施主体】 都道府県
【基準額】 10,000千円
【補助率】 1/2
法人後見の取組に民間事業者の参画を促す取組

当該取組については、「令和5年度成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等」において、令和4年度及び令和5年度の実践をもとに、令和6年度以降、新たに当該取組を行う都道府県が円滑に実施することができるよう、具体的な法人後見の業務内容や整えるべき受任体制、受任対象者の要件・イメージ、第三者評価のあり方など実施に当たって必要となる準備や検討事項等について総合的に整理した「法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」を作成。

（参考）社会福祉協議会の法人後見の実施状況

Table with 4 columns: 市区町村, 指定都市, 都道府県. Rows: 受任している, 受任体制の整備に向けて準備中, 全数.

出典：令和3年度「協会における成年後見の取り組み状況に係る調査」

令和6年度当初予算案 1.0億円の内数(98百万円) ※()内は前年度当初予算額

※「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

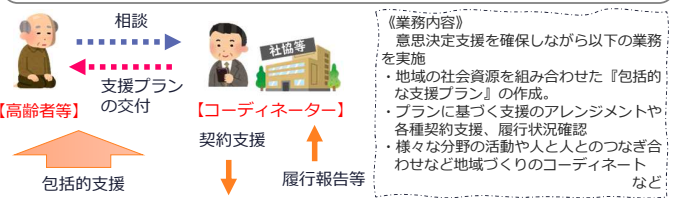
- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備**を行うとともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組**を**試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

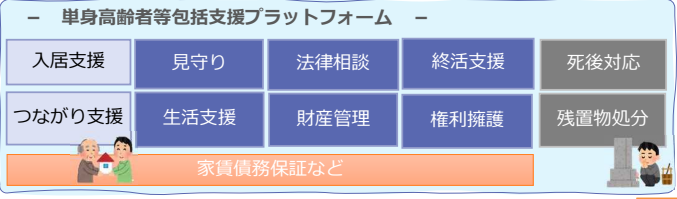
【実施主体】市町村(委託可) 【基準額】1自治体あたり5,000千円/取組 【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認**等を行う**コーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。

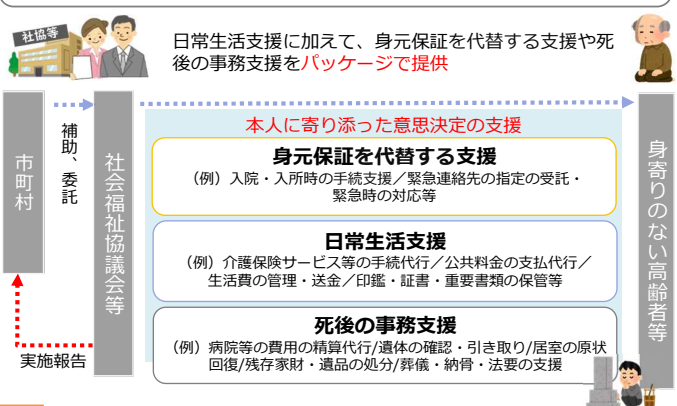


- 《業務内容》
意思決定支援を確保しながら以下の業務を実施
- ・地域の社会資源を組み合わせた『包括的な支援プラン』の作成。
 - ・プランに基づく支援のアレンジメントや各種契約支援、履行状況確認
 - ・様々な分野の活動や人と人とのつなぎ合わせなど地域づくりのコーディネート など



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組**を実施。



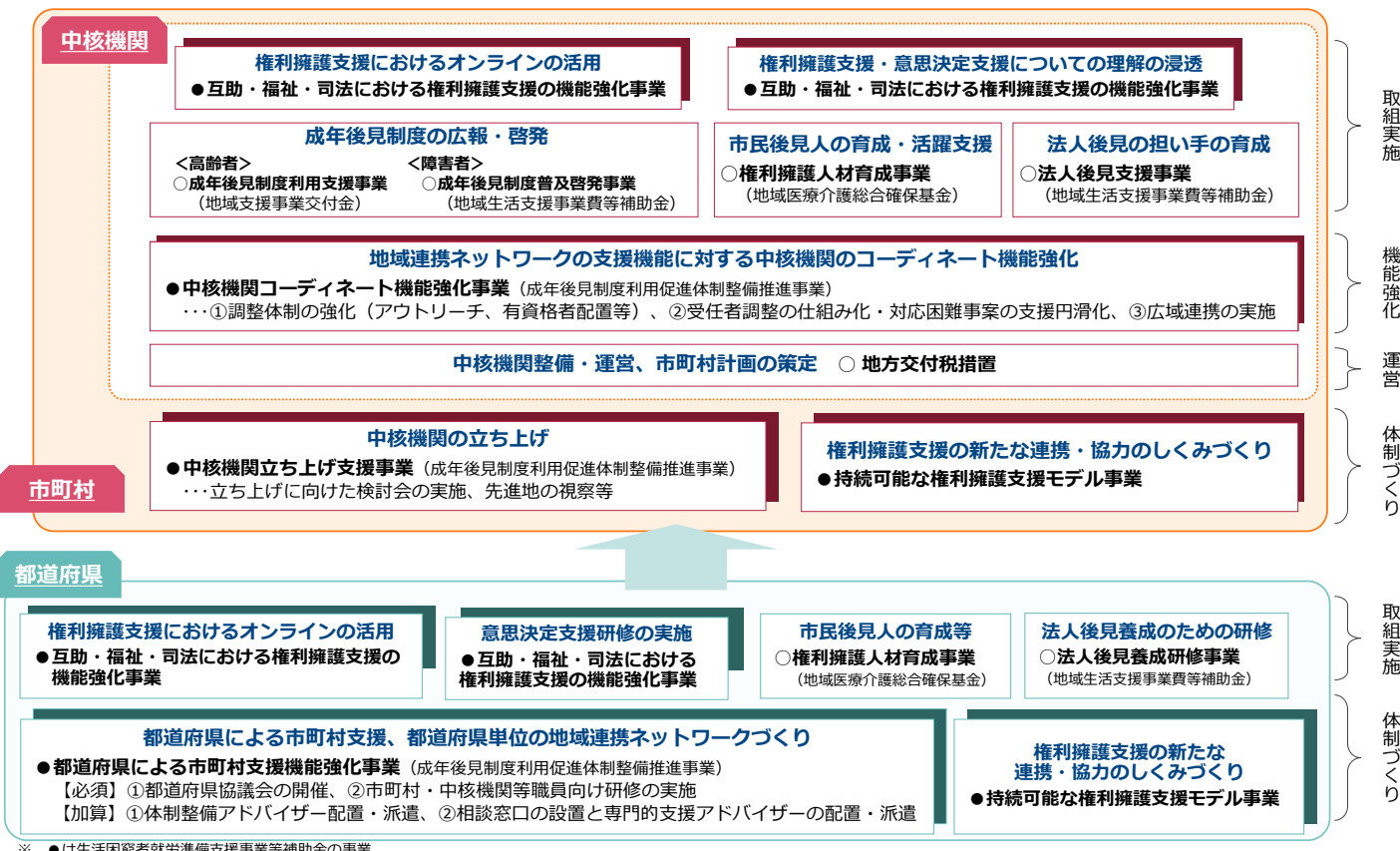
誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

成年後見制度利用促進関係予算(令和6年度当初予算案)

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の策定		○市町村計画策定費の地方交付税措置	—	—
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進		○市町村における中核機関整備・運営費の地方交付税措置 ●成年後見制度利用促進体制整備推進事業 7.8億円(4.0億円) ・都道府県による市町村支援機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等 ○互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業 0.8億円(1.1億円) ・都道府県による意思決定支援研修等、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等との連携強化など ○成年後見制度利用促進体制整備研修 0.5億円(0.6億円) ○任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化事業 1.1億円(1.2億円)	—	—
新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進		●持続可能な権利擁護支援モデル事業 1.0億円(98百万円) ○成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 25百万円(25百万円)	—	—
担い手の確保・育成	市民後見人の育成(養成研修等)	—	○権利擁護人材育成事業(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)97億円(137億円)の内数)	—
	法人後見の支援(研修、専門職との連携体制整備等)	—	—	○法人後見支援事業・法人後見養成研修事業(地域生活支援事業費等補助金505億円(504億円)の内数)
成年後見制度利用(申立費用、後見等報酬)の助成		—	○成年後見制度利用支援事業(高齢者)(地域支援事業交付金1,804億円(1,933億円)の内数)	○成年後見制度利用支援事業(障害者)(地域生活支援事業費等補助金505億円(504億円)の内数)
成年後見制度の広報・啓発		—	—	○成年後見制度普及啓発事業(障害者)(地域生活支援事業費等補助金505億円(504億円)の内数)

※ ●は、拡充。 ()内は、前年度当初予算額

中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ（令和6年度当初予算案）



日常生活自立支援事業の適正な実施について

日常生活自立支援事業に係る不適正疑い事案の第一報について

1. 基本的な考え方

日常生活自立支援事業に係る不適正疑い事案の第一報は、早期の情報共有により、厚生労働省、都道府県・指定都市（以下、「都道府県等」という。）、都道府県・指定都市社会福祉協議会（以下、「都道府県等社協」という。）及び市町村社会福祉協議会などの事業の一部受託者（以下、「市町村社協等」という。）が、それぞれの役割分担の下で適切な対応を行うために実施するものである。

2 第一報に関する各主体の対応

(1) 市町村社協等

利用者の金銭等の管理について、不適正な処理等の疑いがある事案(事故や故意・過失、事件性などを問わない)が発覚した際は、報告様式の「1」の内容を参考に、事案の状況について速やかに確認する。その結果、不適正な処理等の疑いが解消されない場合(対象となる利用者数、使途不明金等の概算額及び不適正処理等に関与した可能性のある職員などが把握できていない場合も含む)は、都道府県等社協に対して直ちに電話等で連絡するとともに、報告様式の「1」を記入し、都道府県等社協に対して速やかに報告する。

(2) 都道府県等社協

市町村社協等から、上記(1)について報告があった場合は、現地調査を含めた初期調査を行う。調査の結果、使途不明金の判明など、不適正な処理等の疑いが解消されない場合(対象となる利用者数、使途不明金等の概算額及び不適正処理等に関与した可能性のある職員などが把握できていない場合も含む)は、都道府県等社協に対して直ちに電話等で連絡するとともに、報告様式の「2」を追記し市町村社協等が記入した「1」と併せて、都道府県等社協に対して速やかに報告する。なお、同報告の後、必要に応じて第三者の法律職などを加えて、事実関係等を詳細に把握するための調査や、再発防止対策の検討を行う。

(3) 都道府県等

都道府県等社協から、上記(2)について報告があった場合は、その写し若しくは電子データを、原則受領日の翌日までに、厚生労働省成後見制度利用促進室宛に送達する。併せて、都道府県等社協に対し、追加調査の実施など事案の対処や、今後講ずべき再発防止対策について助言等を行う。

(4) 厚生労働省

必要に応じて、全国社会福祉協議会と連携・協力の下、事案の対処についての助言等を行う。

過去に発生した不祥事の例(日常生活自立支援事業)



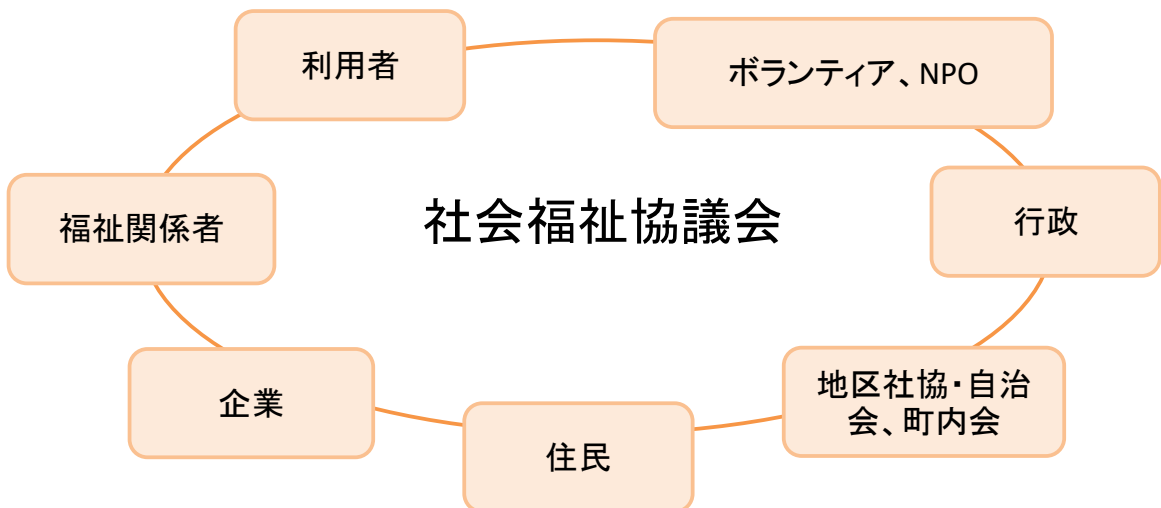
社会福祉法人 全国社会福祉協議会作成資料

<p>・通帳と印鑑を社協から持ち出し、本人に無断で不正な払戻しを行っていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通帳と印鑑を持ち出す際の複数確認が形骸化していた。 ✓ 担当の生活支援員を置かず、専門員が直接支援していた。 ✓ 援助実績(記録)が無い利用者の通帳についてチェックされていなかった。
<p>・利用者本人に渡すべき日常生活費の一部を着服した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 受領書に本人のサインが無かった。サインが無いことを上司が確認していなかった。
<p>・現金で預かっていた本事業の利用料を着服した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用料の請求・徴収管理が適切に行われていなかった。援助実績と突合していなかった。
<p>・現金で払い戻したグループホーム利用料を紛失し、その穴埋めのために再度通帳から引き出して支払いにあてた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上司のチェックを受けずに通帳と印鑑を持ち出していた。 ✓ 援助実施票による援助状況の確認が組織的に行われていなかった。
<p>・架空の名目で繰り返し現金を払い戻して着服した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 請求書や領収書、受領書の確認、通帳残高との照合が十分なされていなかった。 ✓ 1回ごとの援助記録のチェックのみだったため繰り返し不自然な払戻しがあることを見逃した。

不正事件が発生した場合の影響



社会福祉法人 全国社会福祉協議会作成資料



社会福祉協議会への信頼感の崩壊

多くの住民や関係者、行政との連携によって成り立つ社協の事業・活動の存続の危機

社協組織(職員)へのダメージも甚大(業務量・ストレス増加、モチベーション低下等)

◆ 検討の経緯

- ・毎年のように本事業に関する不祥事が発生。
- ・複数年にわたって不正が見逃されていたケースも含まれている。

令和2年6月 全社協地域福祉推進委員会 今後の権利擁護体制あり方検討委員会

- ・会計業務全体について「10のチェックポイント」による**全国一斉点検を実施**。
- ⇒結果をもとに都道府県・指定都市社協による個別の指導や支援。
- ・過去の不祥事の発生要因
- ⇒記録やチェックに関するルールが守られず、内部けん制が働かない状態の中で不正行為が発生している。

専門員だけではなく、実施社協の事務局長や管理者に不正防止の重要性や取り組みのポイントを理解していただくことが重要

市区町村によって取り組みの差が大きい。

専門員の業務負担が大きい。件数が多くてチェックが追い付かない。

チェックポイントの意味や必要性が十分理解されているか？

(適切でない)ローカルルールが見受けられる。

各社協における業務管理の現状や課題、過去に発生した不祥事の要因等について検討し、改めて不正防止のポイントを整理

実施社協における内部けん制の重要性

不正防止の基本

日々の支援内容や通帳・印鑑、現金の取り扱い、書類等の保管状況等について、**必ず複数の人がチェックする**

担当以外の人には事業のことや利用者について全然わかっていなかった・・・

長く担当してきた専門員に任せきりだった・・・

過去の不祥事に共通した特徴

内部けん制とは一つの業務に複数の人を関与させることによって、相互に行為をチェックさせる仕組み

適正手続きの明確化

複数チェック

記録の徹底

市町村社協等が不適正事案を把握した場合には、速やかに都道府県・指定都市社協に報告。都道府県・指定都市社協から都道府県・指定都市行政に第1報を入れるとともに全社協に対しても情報提供。

事実調査

- ・徹底した事実調査が対応のスタート
- ・都道府県・指定都市社協は実施主体として事実調査を主導する。
- ・見えている被害だけではなく、「他にも同様のことがないか」を調査する。

原因究明

- ・表面的な原因だけを見て個人の問題に帰するのではなく、組織の構造的な問題まで掘り下げて原因を究明する。

再発防止策

- ・根本的な原因を踏まえた再発防止策を講じる。
- ・効果とともに実効性に留意する。
- ・策定して終わりではなく、実際に機能させ、評価して見直すことが必要。

情報開示、説明

- ・把握した段階から適時・適切に情報開示する。
- ・問題を小さく見せようとしたり、公表を遅らせること自体が批判の対象となり不信感を招く。

5 地域福祉の推進等関連

地域福祉（支援）計画について

概要

- 「市町村地域福祉計画」(社会福祉法第107条)と「都道府県地域福祉支援計画」(同法第108条)からなる。
- 「市町村地域福祉計画」は、市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関と協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。(R5.4.1現在策定済:1,492市町村(策定率85.9%))
※令和6年能登半島地震の影響により策定状況を把握できない一部市町村を除いた集計結果であることに留意が必要。
- 「都道府県地域福祉支援計画」は、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。(R4.4.1現在策定済:47都道府県(策定率100%))
- 平成29年法改正により、盛り込むべき事項に福祉の各分野における共通事項等を追加するとともに、策定を努力義務化。
- 令和2年法改正により、盛り込むべき事項に地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を追加。

計画に盛り込むべき事項

* 下線部分は令和2年法改正により追加された記載事項(令和3年4月1日施行)

【市町村地域福祉計画】

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

【都道府県地域福祉支援計画】

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

民生委員・児童委員について

【根拠法】 民生委員法（児童福祉法第16条により児童委員を兼務）



227,426人
(令和4年度末現在)

- 無報酬
- 活動費は地方交付税の積算に算定(60,200円)
- 特別職の地方公務員（都道府県）
- 任期3年
(次期改選日:令和7年12月1日)
- 守秘義務あり

【委嘱】

厚生労働大臣

【推薦】

都道府県知事等

【推薦】

市町村 民生委員推薦会

【意見】

地方社会福祉審議会

(努力義務)

※委員の人数や構成については市町村長の裁量に委ねる。

<民生委員・児童委員1人当たりの活動状況>

(令和4年度実績)

総活動件数:年2,608万件

【都市部】
(東京23区・指定都市)

【担当区域】

【町村部】



220~440世帯



70~200世帯

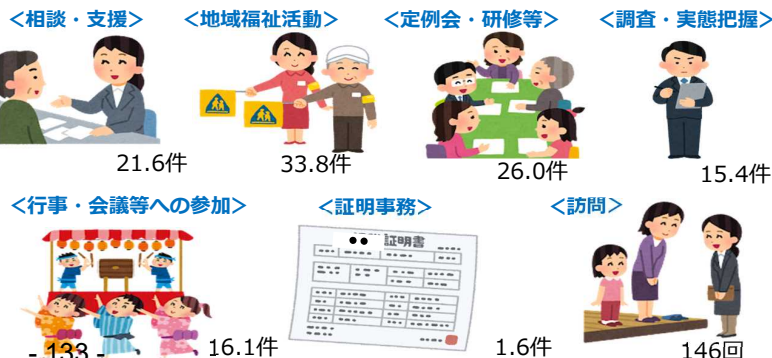
行政・社協・学校・
地域包括支援センター・
社会福祉施設 等

【連携】

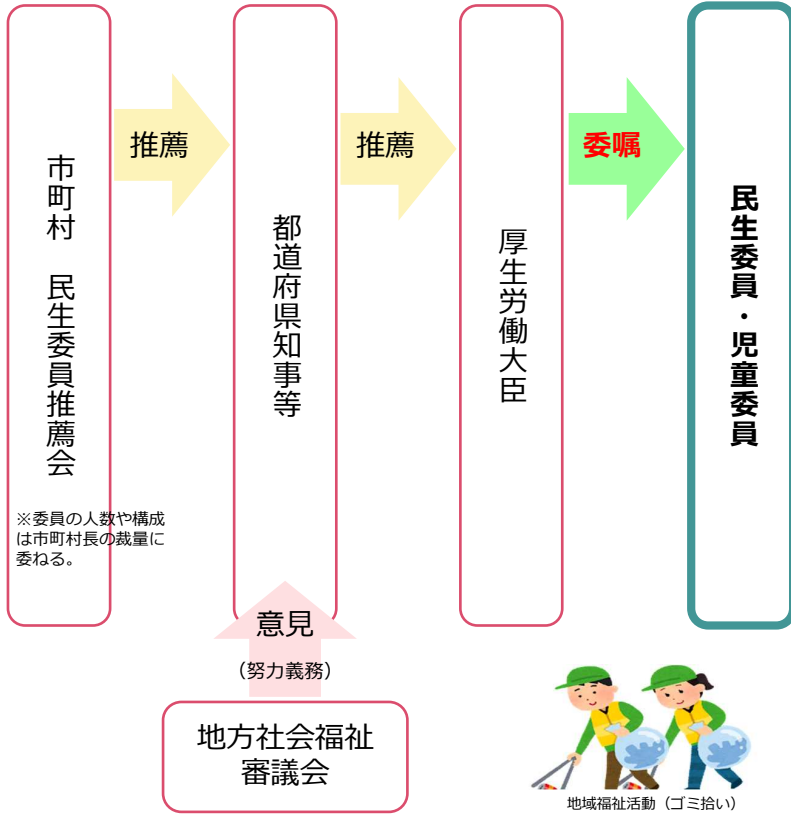
【支援】

民生委員・
児童委員協議会

【活動内容】



民生委員・児童委員の委嘱手続き及び定数について



定数の定め方

- 民生委員・児童委員の定数は、都道府県等が、**下表の基準を参酌して条例で定める。**
- 市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう**地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定**を行う。

区分	配置基準 (参酌基準)
東京都区部、指定都市	220～440世帯に1人
中核市、人口10万人以上の市	170～360世帯に1人
人口10万人未満の市	120～280世帯に1人
町村	70～200世帯に1人



民生委員・児童委員に関する令和6年度予算案

1. 民生委員・児童委員活動費等の助成

【地方交付税による措置】

- 民生委員・児童委員には報酬は支払われていないが、日々の活動に必要な交通費や電話代等の実費弁償としての活動費が支給されている。
 - 民生委員・児童委員活動費 **1人あたり年額 60,200円**
- 地区単位の協議会に対しても、活動費が支給されている。
 - 地区民生委員協議会活動推進費 **1か所あたり年額 250,000円**

2. 民生委員・児童委員研修事業

531億円の内数 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

- 民生委員・児童委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得できるよう、都道府県等が行う民生委員への研修費用について補助。

3. 民生委員情報支援事業

8,690千円

- 民生委員・児童委員に対し、日常における活動についての指針となる機関誌の提供及びホームページを通じた情報提供にかかる費用について補助。

4. 民生委員互助事業

10,848千円

- 全国社会福祉協議会が運営する民生委員互助事業の会員が死亡、傷害、疾病、被災した場合に、会員や遺族に対し弔慰又は見舞を行う費用について補助。

5. 福祉基礎研修事業

11,407千円

- 各地域における相談支援力の強化のため、民生委員協議会会長職代表者研修や民生委員リーダー研修を実施するための費用について補助。

6. 民生委員・児童委員保険制度

87,400千円

- 民生委員・児童委員が活動中の事故等により死亡、傷害、物損等の被害に遭った場合に補償される保険制度に要する費用について補助。

7. 民生委員制度普及啓発事業

12,626千円

- 民生委員・児童委員制度やその活動への理解を広く国民に普及させるために必要な広報活動にかかる費用について補助。

8. 児童委員地域福祉強化等対策事業

7,165千円

- 児童委員、主任児童委員に対する研修の実施、児童虐待防止活動等の児童委員活動分野に関する資料の作成・配布等に要する費用について補助。

※上記3～8の事業は全国社会福祉協議会に対して交付する補助金(全国社会福祉協議会等活動助成費補助金)の中に含まれている。

地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策 (生活困窮者支援等のための地域づくり事業の拡充)

令和6年度予算案 531億円の内数 (545億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 民生委員の定数に対する委嘱数の割合(※)の全国平均は、中長期的な低下が続いており、多くの自治体において担い手の確保が喫緊の課題である。
※充足率 直近改選時 2022年:93.7% (前回改選時 2019年: 95.2%)
- このため、民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた地方自治体の創意工夫による取組に対して支援する。

2 地域づくり事業の概要

- (1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握
- (2) 住民主体の活動支援・情報発信等
- (3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- (4) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

(5) 地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業の実施【新規】

(5) の取組イメージ

- 民生委員の指示・指導のもと地域の見守り活動等の活動の補佐を行う「**民生委員協力員**」を設置し民生委員活動をサポートする体制づくり
- 小学生を対象とした「**こども民生委員**」を委嘱し、地域の見守り活動へ体験参加を行い、その保護者にも民生委員活動の重要性の理解を促す
- 仕事をしながら民生委員活動がしやすい環境を整備するため、**タブレット端末などICTを活用して、情報共有や定例会議のオンライン化を図る**
- 大学生や高校生が民生委員応援団を結成し、SNS(インスタグラム等)を活用した周知・広報活動を実施することにより、若い世代の理解を促進するとともに、民生委員活動への参加・協力を促す等

民生委員と協力員



地域福祉活動(ゴミ拾い)中のこども民生委員



オンライン会議



SNSによる広報活動



3 (5) の実施主体等

◆実施主体：都道府県、市区町村

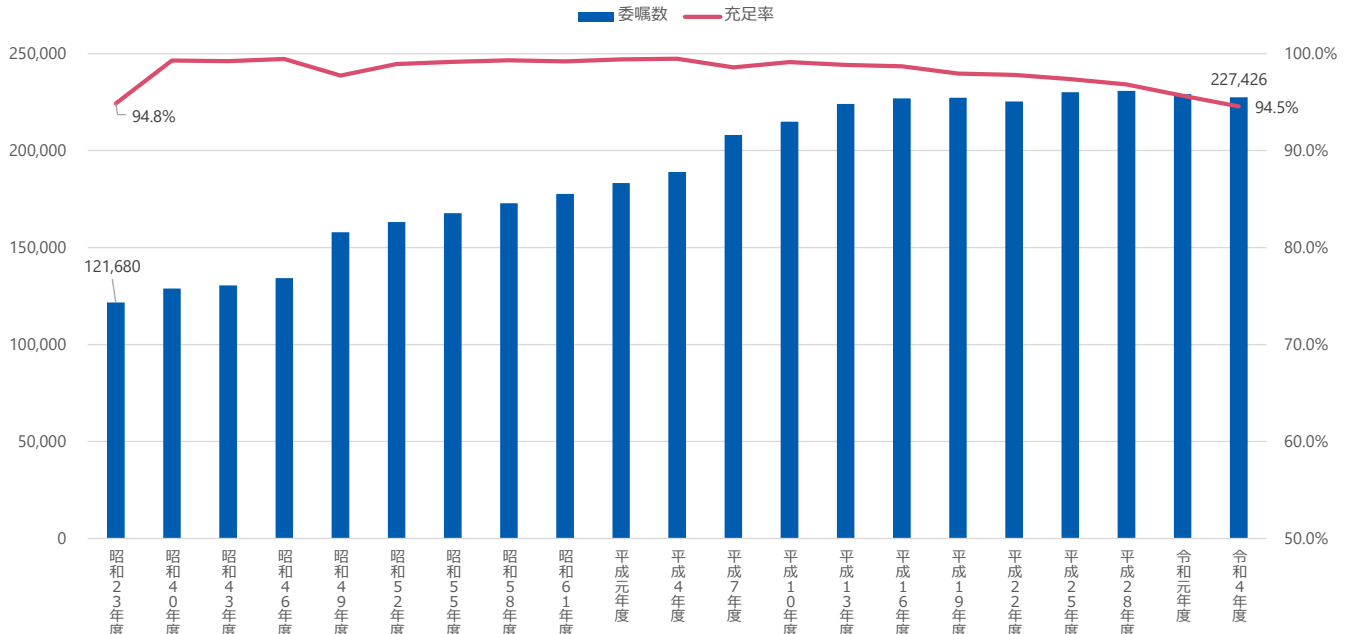
◆負担割合：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

◆補助単価：年額、1自治体あたり右記のとおり

	現行	(5) を実施する場合
・都道府県：	1,000万円	→ 1,060万円
・市区町村：以下の人口区分ごとに定める額		
人口5万人未満	450万円	→ 480万円
人口5人以上10万人未満	600万円	→ 640万円
人口10人以上50万人未満	900万円	→ 950万円
人口50万人以上	1,500万円	→ 1,590万円

民生委員・児童委員の委嘱数と充足率の推移

- 委嘱数は長期的に増加。平成13年度以降の20年間は横ばいで約23万人となっている。
- 充足率(定数に対する委嘱数)は90%台後半を推移。

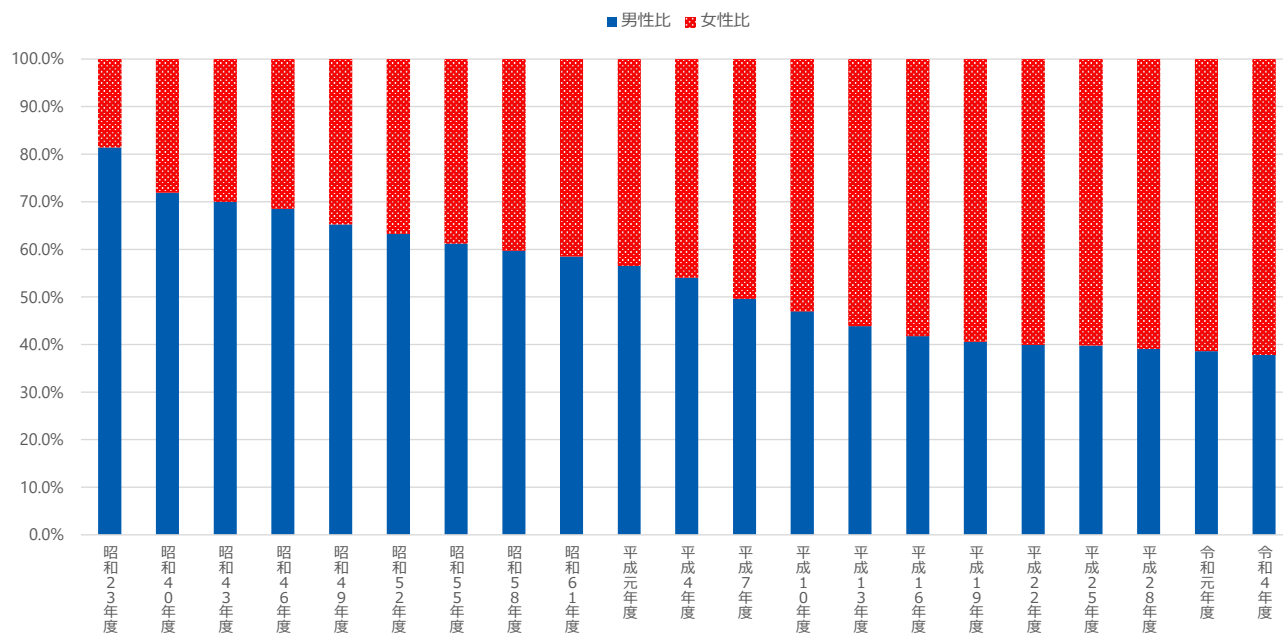


注1) 「福祉行政報告例」による各年度末現在の人数。ただし、昭和23年度は4月1日の人数としている。

注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県3宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

民生委員・児童委員の性別割合の推移

- 1948（昭和23）年は男性が8割、女性が2割ほどであったが、2007（平成19）年頃から男性が4割、女性が6割ほどとなり、現在まで同水準で推移している。

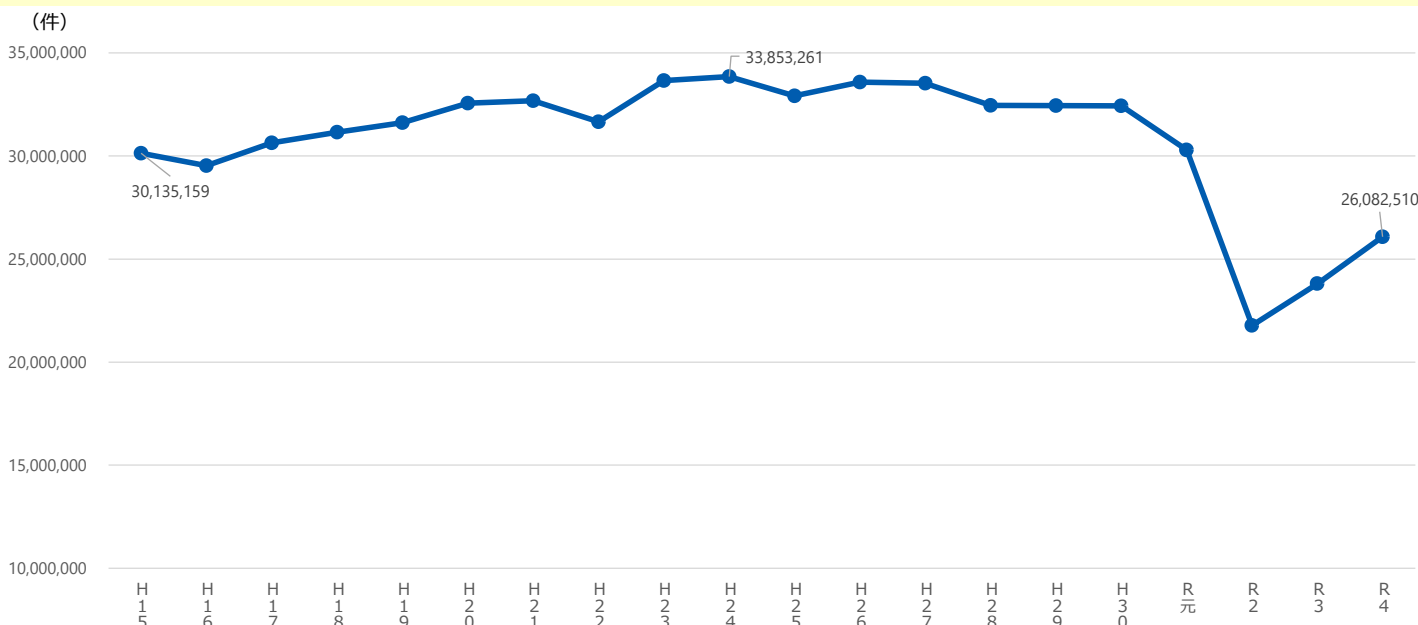


注1) 「福祉行政報告例」による各年度末現在の人数。ただし、昭和23年度は4月1日の人数としている。

注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

民生委員・児童委員の活動状況の推移 <活動件数総数>

- 過去20年間の活動件数の総数は、3,000~3,300万件程度を推移。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元年、令和2年は全体的に活動件数が下がっているものの、令和3年以降の活動件数は上昇に転じている。

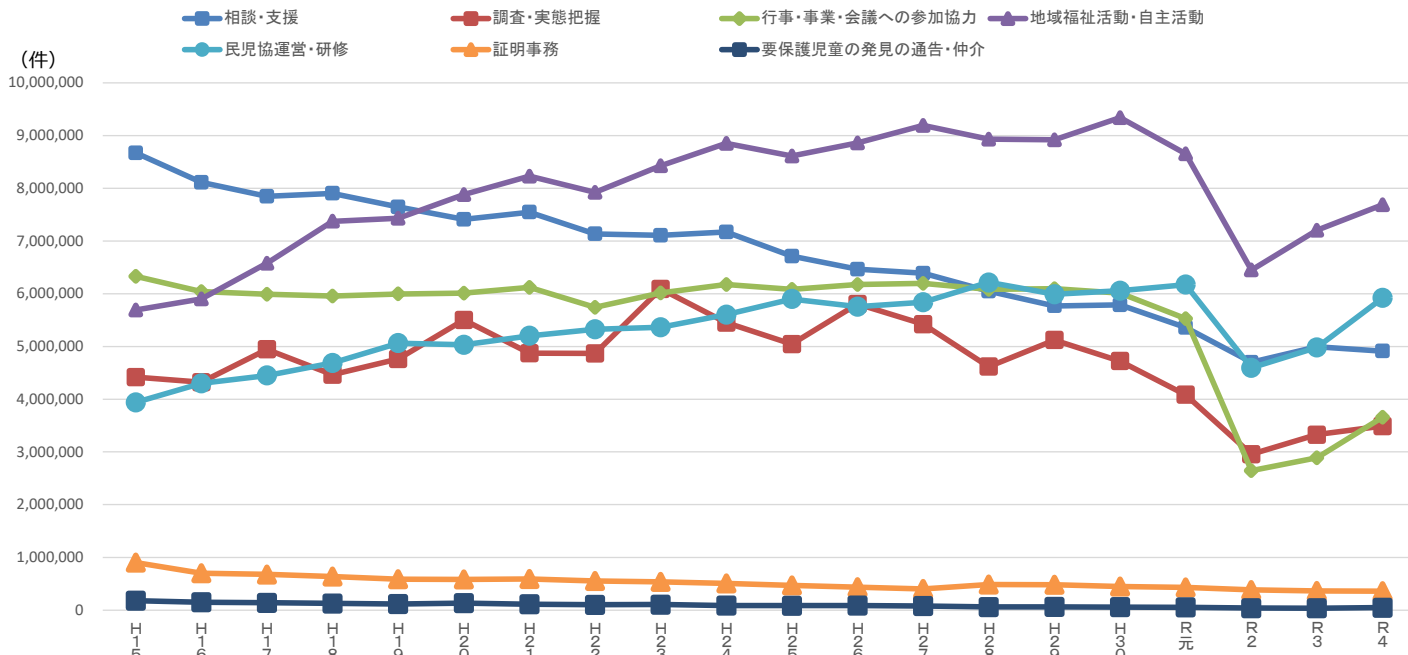


注1) 「福祉行政報告例」による各年度末現在の件数。

注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

民生委員・児童委員の活動状況の推移＜活動内容別＞

- 活動内容として、かつては「相談・支援」の件数が高かったが、平成20年頃から、「地域福祉活動・自主活動」の件数が一番高くなっている。

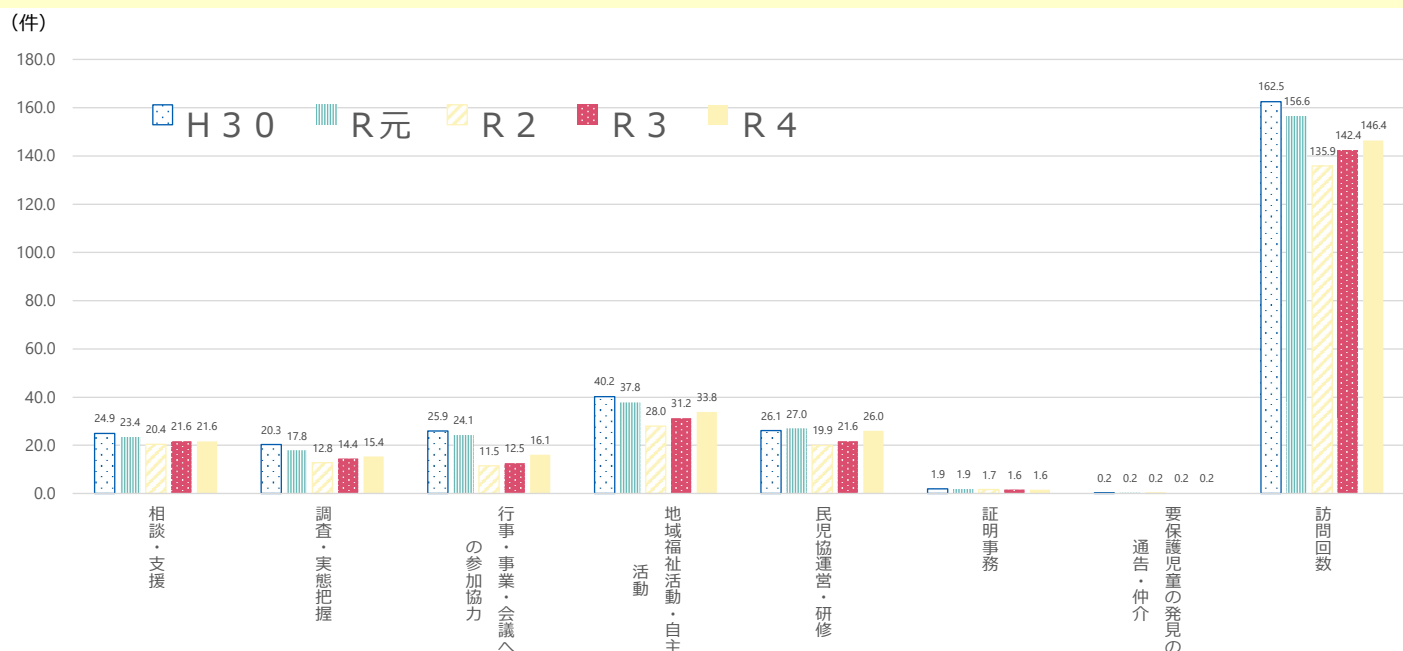


注1) 「福祉行政報告例」による各年度分の件数。

注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

年間1人当たり民生委員・児童委員の活動件数＜活動内容別＞

- 過去5年間では、年間1人当たり「訪問回数」は約142件～163件であり、活動内容として一番多い。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元年～2年は全体的に活動件数が減少したが、令和3年以降の活動件数はわずかに上昇。



注) 年間1人当たり件数は「福祉行政報告例」による各年度分の「活動件数」を「民生委員委嘱数」で除したもの

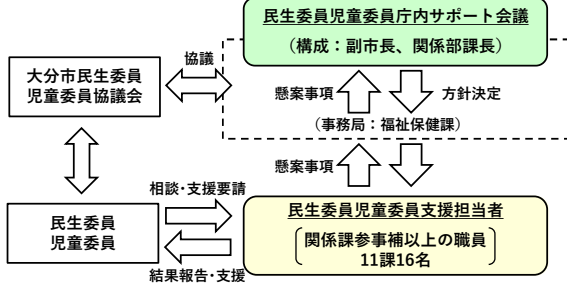
民生委員児童委員庁内サポート体制の構築 ー大分市の事例ー

■大分市の主要データ

基礎データ (令和3年12月末現在)	人口：477,584人 世帯数：226,889世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：795人／委嘱者数：779人 定数：91人／委嘱者数：89人

(概念図)

※令和3年12月末時点



■取組(活動)のポイント、留意点

民生・児童委員から相談・支援要請を受けた内容が連絡を受けた担当課単独では処理できない事案の場合には、複数の関係課と連携を図りながら早急に対応することが重要。

■取組(活動)による効果

支援担当者の連絡先を民生・児童委員に共有することにより、仮に土日祝日に相談事案が生じた場合においても行政機関と連絡が取れる仕組みが講じられていることで、民生・児童委員に安心感を与えることができています。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員が地域で困難事例を抱えた場合においても、円滑かつ効果的に活動できるよう支援するため、全庁あげての支援体制の構築が必要との考えに至った。

■取組(活動)概要

関係各課に民生・児童委員支援担当者を配置し、管内の民生・児童委員に支援担当者の連絡先を共有することで、困難事例を抱える民生・児童委員からの相談に対し、複数の関係課と連携を図りながら早急に対応できる体制を構築。また、支援担当者での解決が困難な場合に副市長及び関係部長を構成員とする「民生委員児童委員庁内サポート会議」を開催し、対応方針を決定する。

■取組(活動)の主催団体

大分市

■連携・協力機関等

大分市民生委員児童委員協議会

■民生委員・児童委員の役割、関わり

単位民協で解決できない困難事例を抱えた場合、支援担当者に相談・支援要請を行う。

■今後の展望・課題

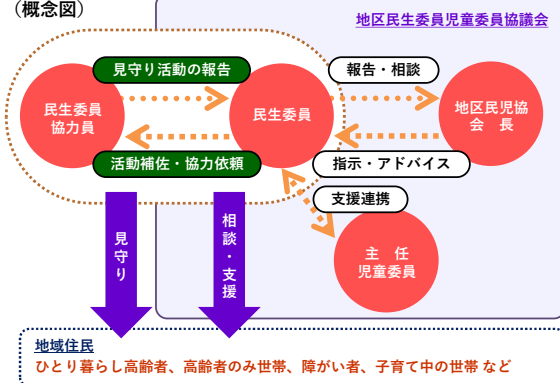
民生・児童委員の活動指針となることを念頭に庁内サポート会議での検討を経て策定・配布しているQ&A(民生・児童委員活動の目安と考え方)を、より実践的な指針となるよう順次改訂を行っていく。

民生委員協力員による活動サポート ー新潟市の事例ー

■新潟市の主要データ

基礎データ (令和4年12月末現在)	人口：773,914人 世帯数：347,609世帯
民生・児童委員 主任児童委員 (令和5年2月1日現在)	定数：1,229人／委嘱者数：1,174人 定数：146人／委嘱者数：146人

(概念図)



■取組(活動)のポイント、留意点

あくまでも活動の核となるのは民生・児童委員。民生委員協力員による補佐・協力を円滑に行うためには、民生・児童委員と民生委員協力員が主従関係ではなく、活動上のパートナーとして相互の連絡体制を構築することが重要。

■取組(活動)による効果

- 市内の民生・児童委員からは、以下の評価を得ている。
- ・活動が一人ではなく感じられ、心強く思える。
- ・地域内の情報が手に入りやすくなった。
- ・地域内の理解者が増えてきている実感がある。
- ・民生委員協力員が異性の場合、異性の訪問対象に接しやすい。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

ひとり暮らしの高齢者世帯等が増加する中で、民生・児童委員1人で担当することが困難な場合であっても、地域住民の協力を得ながら、助け合い支え合うことができる体制づくりが必要という問題意識から、新たな取組を検討。

■取組(活動)概要

民生・児童委員の指示・指導のもと、民生・児童委員が実施する見守り等の活動に対する補佐・協力をを行う「民生委員協力員」を民生・児童委員1人につき1名を必要に応じて配置する。(令和5年2月1日現在：59名)
・民生委員協力員は、地区民生委員児童委員協議会会長の推薦により市長が委嘱。
・年額12,000円の活動費を支給。ボランティア活動保険にも加入。

■取組(活動)の主催団体

新潟市

■連携・協力機関等

地区民生委員児童委員協議会

■民生委員・児童委員の役割、関わり

民生委員協力員が実施する見守り等の活動に対する指示・指導(相談・調整)

■今後の展望・課題

多くの民生・児童委員が制度利用できるよう、引き続き、制度の周知・広報に努めていく。

班体制による活動 — 東京都の事例 —

近隣の委員同士がチームとなり、 地域と向き合いながら、課題解決につなげる

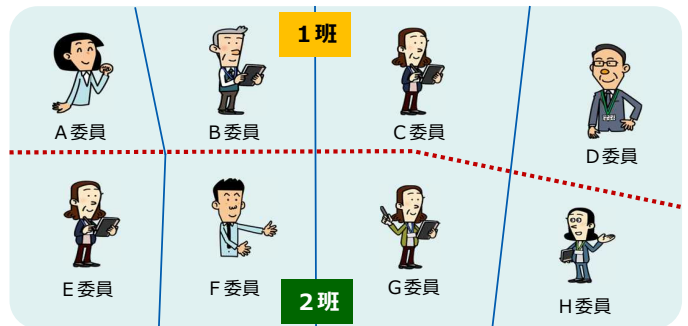
民生委員児童委員協議会（民児協）には、経験年数や性別の違いをはじめ仕事や介護など様々な事情を抱えた委員が所属している。委員活動の多様化・複雑化等により各委員の負担感が高まるなか、その解消に向け委員同士の支え合いを仕組みとして捉え直すのが班の考え方。班体制は、近隣地区の委員がチームを組んで情報や経験、小地域の課題を共有しながら活動している。

住民の中には顔見知りの委員には相談しにくいと考える人もおり、また、支援が必要ときに担当地区の委員が不在ということもある。他の地区の委員も対応できる体制を整えておくことは、住民にとっての利便性が高まる上、支えてくれる人が複数いるという安心感にもつながる。各々の経験を班で共有し、より良い支援をチーム内で検討し合うことにより支援の質の向上も図られている。

班活動は、委員同士が支え合い、委員相互の経験や知識に学ぶ活動であり、例えば、新任委員が先輩職員と一緒に活動することで、不安や戸惑いが軽減されるとともに人材育成の視点が民児協に根付くほか、委員同士の絆を深めるような効果もある。

※東京都及び東京都民生児童委員連合会の作成資料等をもとに厚生労働省において作成

班の編成イメージ



※道路や地形、住宅特性、町会・自治会や学校、地域包括支援センター等の圏域に配慮しつつ近隣の委員同士4～6人の班を組みます。男女のバランスや経験差、担当世帯数等に配慮した班編成が望ましいとされている。

葛飾区の事例

班体制導入当初から、民児協の定例会で個別ケースの検討が行われており、各班の直近のケースの様子や感想・気付きなどを共有している。実際にかかわった委員が気付かない問題や対応方法のアドバイスが他の委員から寄せられ、適切な支援に結び付いたことも少なくない。また、新任民生委員が調査等で初めて住民宅を訪問する時、同じ班の先輩委員が同行することで、新任委員は心強く感じ、安心して活動ができるようになる。

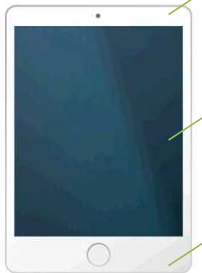
班体制による民生委員活動が地域の様々な関係機関に浸透していくことで、情報共有や個別支援への協力も円滑に行われるようになっていく。

ICTの活用（タブレット端末等の導入）

■石川県野々市市の主要データ

基礎データ (令和5年1月末現在)	人口：54,097人 世帯数：25,181世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：89人／委嘱者数：88人 定数：10人／委嘱者数：10人

(活用事例)



①定例会資料のペーパーレス化

地域ICTプラットフォームサービスアプリ「結ネット」を活用し、各委員等に定例会開催案内通知や資料のデータを一斉送信。会議等への出欠確認にも活用。

②オンライン会議の実施

「ZOOM」を活用し、野々市市民児協主催の会議や研修会等をオンライン開催。（動画は社協ホストPCに保存しており、欠席者等の後日・随時閲覧も可能。）

③情報共有・緊急時の連絡

「LINE」を活用し、委員間の定期的な会議や、事務局から各委員に向けた緊急時の連絡など、必要な情報の一斉送信による周知・情報共有。

■取組(活動)のポイント、留意点

端末利用説明会は「みんな初心者だからわからなくて当たり前」という雰囲気で開催し、金沢工業大学の支援を得ながら丁寧な研修を行った。また、「Web委員会」内に操作説明等の問い合わせ窓口を継続して設置しており、随時の支援体制を整備している。

■取組(活動)による効果

民生・児童委員の情報収集と共有、意見交換の迅速化が図られ、負担軽減に限らない活動全般への波及効果が期待できる。また、就労しながら民生・児童委員活動を行うための環境が整備されることから、担い手不足解消の一助となる。

— 石川県野々市市の事例 —

■取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員の担い手不足改善に向けて、仕事をしながら委員活動をする人が参加しやすい環境づくりやペーパーレス化を推進するために「Web委員会」を設置。また、委員活動の負担軽減の観点から、金沢工業大学と連携し、タブレット端末の導入とICT活用の検討を開始。

■取組(活動)概要

市内全ての民生・児童委員と事務局員にタブレット端末とWi-Fiルーターを配布するとともに、金沢工業大学の学生のサポートにより、ICTの活用に不慣れな民生・児童委員に対して、端末利用説明会を開催。

タブレット端末等の購入経費は、野々市市からの補助金とコロナの影響により中止となった研修会経費を充当。通信費は、協議会活動費から捻出。

■取組(活動)の主催団体

野々市市民生委員児童委員協議会

■連携・協力機関等

野々市市、野々市市社会福祉協議会、金沢工業大学

■民生委員・児童委員の役割、関わり

民生・児童委員活動におけるタブレット端末の積極的な活用

■今後の展望・課題

定例会や研修会動画の蓄積により、一斉改選により新たに民生・児童委員として委嘱された初任者に対する研修を充実させていく。また、本民児協は金沢工業大学と共同で活動記録のオンライン化を進めている。

小学生による民生委員活動（子ども民生委員） — 熊本県天草市の事例 —

■熊本県天草市の主要データ

基礎データ (令和4年12月末現在)	人口：75,101人 世帯数：36,314世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：277人／委嘱者数：273人 定数：28人／委嘱者数：28人

徽章バッジ(缶バッジ)



ひとり暮らし高齢者宅が
一目で分かるマップ作り



高齢者宅の訪問



サロンでの交流



■取組(活動)のポイント、留意点

例えば、高齢者宅を民生・児童委員と子ども民生委員と一緒に訪問する場合において、訪問先の選定や訪問時におけるプライバシーへの配慮等は訪問先の状況を把握している民生・児童委員の協力が必須。

■取組(活動)による効果

子ども達の意識の変化もさることながら、民生・児童委員と子ども達が顔なじみになることにより、その保護者にも民生・児童委員活動の重要性と大変さを理解してもらえるため、民生・児童委員活動に対して、地域住民の意識にも良い影響を与えている。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

子ども達の地域との関わりや高齢者とふれあう機会が減少している実態を踏まえ、民生・児童委員とともに活動すること等により、子ども達にも地域社会の一員としての自覚や思いやりの心、地域の住民同士のつながりの大切さを学んでもらうことを目的とした仕組みを検討。

■取組(活動)概要

市内全ての小学校を対象に、天草市社協会長から「子ども民生委員」として委嘱（委嘱状・徽章(缶バッジ)を交付）し、認知症サポーター養成研修を受講して活動がスタート。以降、天草市子ども民生委員信条を念頭に民生・児童委員とともに各種活動を実施。子ども民生委員の委嘱期間は小学校在学期間。
・令和4年12月末現在で、市内の全17小学校で累計4,371人に委嘱。

■取組(活動)の主催団体

天草市社会福祉協議会

■連携・協力機関等

小学校、PTA、行政区長会、地区振興会、老人会、婦人会等

■民生委員・児童委員の役割、関わり

子ども民生委員の活動（地域の見守り活動等）への参加・協力

■今後の展望・課題

子ども民生委員活動の継続した取組により、地域住民の民生・児童委員活動への理解、地域住民の協力によるより一層の地域福祉の推進につなげていきたい。

民生委員・児童委員インターンシップ — 神戸市の事例 —



大学生を対象にした 民生委員・児童委員インターンシップを実施

神戸市では、令和4年7月から9月にかけて、民生委員・児童委員インターンシップを実施。神戸女子大学と神戸女子短期大学の52名の学生が参加し、グループに分かれて市内各地域の様々な民生委員活動を体験。

○目的

市、神戸市民生委員児童委員協議会、神戸女子大学・神戸女子短期大学の三者が協働して、学生の体験型インターンシップを実施。民生委員・児童委員が様々な地域課題に地域で取り組んでいる現場を学生が体験することで、今後の大学での学びにつなげ、若い世代の方々に活動を知ってもらい、また、学生から民生委員・児童委員活動を知ってもらうための提案を受けることで、今後の民児協活動に活かすことを目的とした。

○活動内容

民生委員・児童委員活動に同行し、地域福祉の実態・課題・活動の魅力を学ぶこととし、具体的には、事前研修の受講後に、高齢者見守り活動への同行、地区民児協の定例会への参加、高齢者を対象とした給食会や喫茶、子どもを対象とした学習会やこども食堂への参加等を実施。

※神戸市、神戸女子大学の作成資料等をもとに厚生労働省において作成

民生委員・児童委員インターンシップ活動の様子

須磨区（こども食堂準備）



灘区（ふれあい喫茶）



垂水区（高齢者見守り）



西区（和太鼓クラブ）



インターンシップ活動・事後報告会



多文化共生のまちづくり ー大阪市生野区民児協の事例ー

生野区民生委員児童委員協議会による多文化共生に向けた取り組み


大阪市生野区は、大阪市内で外国籍住民の比率が最も高く、住民の5人に1人が外国籍で韓国・朝鮮籍の住民をはじめ、約60か国の国から集まった方々が暮らしている。民生委員には、在日外国籍住民等が文化や生活環境の違いから地域社会に溶け込めず孤立した生活を強いられることで様々な相談があり、その都度、関係行政機関と連携し、解決に努めている。

民生委員による外国籍住民の方々への支援として、各委員の担当地域に住む多くの外国籍住民に直接会って、区の広報誌や「やさしい日本語」等のチラシの配布をはじめ、外国人の子どもが日本の学校に入る時の手続きや、防災情報・生活情報などを多言語で表示したチラシ等を活用して案内するなどの取組を行っている。

(参考) 大阪市による多文化共生に向けた取り組みの例


生野区のコミュニティづくり事業 「やさしい日本語から、つながろう」

- やさしい日本語を活用して住民同士のつながりの輪を広げることを目指す取組。
- 取組に賛同・協力する個人には缶バッジ、協力店にはステッカーを配布し、やさしい日本語の活用および認知度の向上、やさしい日本語を用いる交流イベントの開催等の事業を実施。



多文化交流お助けガイド「何でも聞いてや！」

- 大阪に住む外国人の声や、話すときに役立つ知識、コミュニケーションツールを掲載。
- ガイドブックは、町会長、民生委員・児童委員の地域に外国人一家が引っ越してきたことをきっかけに、町会長と民生委員・児童委員が外国人への接し方や文化の違いを学んでいくストーリーとなっている。



※大阪市、全国民生委員児童委員連合会の作成資料等をもとに厚生労働省において作成

民生委員・児童委員の選任要件の見直し<令和5年地方分権提案>

<現行の取組>

- 民生委員法では、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されている（※1）。
- これは、民生委員・児童委員は市町村の区域を単位としてその職務（※2・3）を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものである。

（※1）民生委員は児童委員に充てられることから（児童福祉法第16条）、児童委員の選任要件についても同じ

（※2）民生委員の職務

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
2. 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
3. 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
4. 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
6. その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

（※3）児童委員の職務

1. 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
2. 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
3. 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健全な育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
4. 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
5. 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
6. その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

<提案内容> 特別区長会等

- 民生委員・児童委員を選任するに当たり、在住者だけでなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求める。

<対応> 令和5年12月22日 閣議決定

- 民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法6条1項及び児童福祉法16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

児童扶養手当等における受給資格証明・生活福祉資金貸付に係る調査書の廃止 ＜令和5年地方分権提案＞

＜児童扶養手当・特別児童扶養手当＞

- 児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。
- 特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。
- 手当の請求時等において、父母の事実上の婚姻解消や児童と別居の場合等について、民生委員・児童委員等による証明書が必要。

＜生活福祉資金貸付制度＞

- 低所得者、障害者又は高齢者に対し、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付及び相談支援を実施。
- 民生委員は、民生委員法第14条の職務内容に関する規定に基づき、社会福祉協議会と緊密に連携し、本貸付事業の運営について積極的に協力するものとされており、福祉資金等の一部借入の申込時に、民生委員調査書が必要。

＜提案内容＞ 神戸市・兵庫県・加古川市 等

- 民生委員が担当区域内すべての住民の生活実態を把握することは困難であるため、児童扶養手当、特別児童扶養手当をはじめ、法令や通知等に「民生委員の証明」が必要と記載があるものについては、その記載を削除することを求める。
- また、生活福祉資金貸付について、全く面識の無い住民の意見書を作成することは困難であるため、当該手続きの廃止を求める。



＜対応＞ 令和5年12月22日 閣議決定

- 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務並びに生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。
- ▶ 証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。
- ▶ 調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

民生委員・児童委員活動報告のオンライン化＜令和5年地方分権提案＞

＜現行の取扱＞

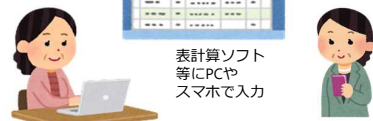
- 総務省の承認統計である「福祉行政報告例」の策定に必要なデータとして、全国の民生委員が作成する「活動記録」を自治体経由で厚労省に報告。
- この報告方法については法令上の定めはないため、多くの場合、民生委員は紙媒体にて活動記録を作成しており、各地の民生委員児童委員協議会（連合会）や自治体が集計業務に当たっている。

（※）報告事項（活動内容）

1. 活動概要（事由記述）
2. 相談・支援件数
3. 調査・実態把握件数
4. 行事・事業・会議への参加・協力件数
5. 地域福祉活動・自主活動件数
6. 民児協運営・研修件数
7. 証明（調査・確認等）事務件数
8. 要保護児童の発見の通告・仲介件数
9. 訪問回数
10. 連絡調整回数
11. 活動日数

【内訳】

- ①在宅福祉
- ②介護保険
- ③健康・保健医療
- ④子育て・母子保健
- ⑤子どもの地域生活
- ⑥子どもの教育・学校生活
- ⑦生活費
- ⑧年金・保険
- ⑨仕事
- ⑩家族関係
- ⑪住居
- ⑫生活環境
- ⑬日常的な支援
- ⑭その他



＜提案内容＞ 兵庫県・姫路市 等

- 民生委員・児童委員（以下「委員」）による活動記録の作成・報告や、集計に伴う行政等の負担軽減を図るため、委員自ら入力可能な全国統一の活動報告オンライン化を構築すること。（なお、委員の年齢構成等を鑑みて、入力フォームは見やすく操作が簡便なものとする。）

＜対応＞ 令和5年12月22日 閣議決定

- 民生委員・児童委員の活動状況の報告（福祉行政報告例報告表 40 表）については、地方公共団体における事務の簡素化の事例等を踏まえて、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- 住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の属性ごとの支援体制では「制度の狭間」のニーズへの対応が困難になっている。また、人と人との関係性や「つながり」が希薄化する中、孤独・孤立の問題が一層深刻化している。
- このような状況を踏まえて、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、①課題を抱える者の早期発見や地域のニーズの把握、②住民主体の活動支援・情報発信等、③世代や属性を問わず住民同士が関わることができる居場所づくり、④多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組、⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策を進めることで、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進する。

【事業内容】

- ①地域住民のニーズ・生活課題の把握
- ②住民主体の活動支援・情報発信等
- ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開
- ⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

【実施主体】

市町村(管内市町村の取組を総合的に調整する場合は都道府県も可)

【負担割合】

- ①～④：国1/2、実施主体1/2
- ⑤：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※地域の実情に応じて、1つまたは複数の事業を実施する

【事業イメージ】



6 地方改善事業等関連

地方改善事業の推進〈施設整備費・事業費〉

令和6年度予算案：40.6億円（5年度：40.6億円）
 ・うち、地方改善施設整備費：4.4億円（4.4億円）
 ・うち、地方改善事業費：36.2億円（36.2億円）

地方改善施設整備費

事業目的

- 生活環境等の安定向上を図る必要のある地域住民の生活環境等を改善させるため、隣保館等の共同施設を整備することにより、生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図る。
- また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策）の更なる促進を図る。



対象事業

- ① 隣保館整備事業
 - ＜実施主体＞ 市町村
 - ＜負担割合＞ 【間接補助】 国1/2、府県1/4、市町村1/4
【直接補助】 国1/2、政令市・中核市1/2
- ② 共同作業場整備、下水排水路整備、地区道路・橋梁整備、墓地移転整備事業
 - ＜実施主体＞ 市町村
 - ＜負担割合＞ 【直接補助】 国1/2、市町村業1/2

道路整備



地方改善事業費

事業目的

- 生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域住民の社会的、経済的、文化的改善向上のため、隣保館や生活館の運営を支援することにより、生活上の課題や様々な人権課題の速やかな解決を図る。

対象事業

- ① 隣保館運営事業
 - ＜実施主体＞ 市町村
 - ＜負担割合＞ 【間接補助】 国1/2、府県1/4、市町村1/4
【直接補助】 国1/2、政令市・中核市1/2
- ② 生活館運営事業
 - ＜実施主体＞ アイヌ集落を有する市町村
 - ＜負担割合＞ 【間接補助】 国1/2、道1/4、市町村1/4
【直接補助】 国1/2、札幌市・旭川市1/2

地方改善事業の推進〈施設整備費（国土強靱化分）〉

令和5年度補正予算額：4.1億円
 （4年度補正予算額：2.8億円）

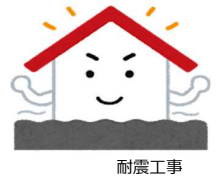
地方改善施設整備費〈国土強靱化分〉

事業目的・概要

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策として、耐震性が無い場合の耐震化整備及び倒壊の恐れがある等安全性に問題のあるブロック塀等が設置されている場合の改修整備に要する費用を補助する。

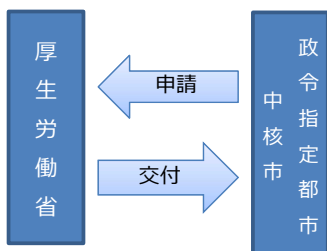
対象事業

- 隣保館整備事業のうち、
 - ① 耐震化整備事業
 - ② ブロック塀等改修整備事業
- ＜実施主体＞ 市町村
 ＜負担割合＞ 【間接補助】 国1/2、府県1/4、市町村1/4
 【直接補助】 国1/2、政令市・中核市1/2

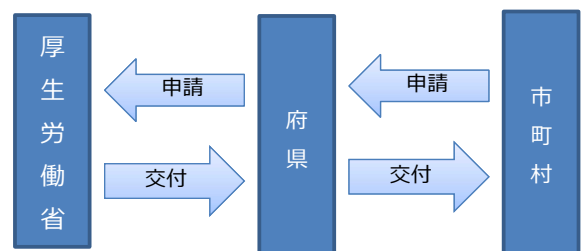


補助の流れ

■実施主体（設置主体）が政令指定都市・中核市の場合



■実施主体（設置主体）が一般市町村の場合



生活館の運営への支援

- 生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉等に関する事業を総合的に実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民交流の場としても、重要な役割を担う施設である。
 - このため、その運営に要する費用について、令和6年度においても引き続き、「地方改善事業費補助金」において支援を行う。
- | | | | |
|---------|---------|--------------------|----------|
| □ 基準額： | <運営費> | 1館あたり | 908,000円 |
| | <活動推進費> | 1館あたり | 176,000円 |
| □ 負担割合： | (直接補助) | 国1/2、札幌市・旭川市1/2 | |
| | (間接補助) | 国1/2、北海道1/4、市町村1/4 | |



対面相談



アイヌの
伝統的文様

令和6年度予算案：5,793千円
 (令和5年度予算額：5,793千円)

生活相談充実事業（アイヌの人々のための電話相談事業）の実施

- 北海道内に限らず存在するアイヌの人々からの生活上の悩みなどの電話相談に対応し、孤独感の解消を図るとともに、必要に応じ、地方公共団体、人権関係団体及びアイヌ関係団体等へ紹介等を行う事業である。
 - 当該事業の実施に当たっては、以下の要件を満たす専任の電話相談員を配置するとともに、事業を円滑かつ効果的に実施するため、国及び地方公共団体の人権担当部局との連携を図るためのネットワークを備えていることを条件として、これを満たす団体への委託により実施している。（※令和5年度は（公益財団法人）人権教育啓発推進センターへ委託）
- ① アイヌ文化・歴史、生活、人権などに精通していること。
 - ② アイヌの人々からの相談実績があること。
 - ③ 社会福祉、人権課題等に精通し適切な対応を行えること。



電話相談

隣保館を地域福祉計画等に位置づけている例① 和歌山県地域福祉推進計画（改訂版） 2020（令和2）年度～2024（令和6）年度（抜粋）

第7章 市町村地域福祉計画の策定支援

1 計画策定の基本的留意事項

(7) 地域資源の活用

- 包括支援体制を整備していくためには、その「拠点となる場所」、そして「核となる人材」が必要であり、これらの地域資源を活かして、人が集まる機会を創意工夫して作っていくことが大切です。
- 拠点の要件は、住民がいつでも気軽に立ち寄り、集まることができることであり、それにより情報共有や関係者間の連携が強化されます。

拠点としては、公民館、集会所、社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、保育所、隣保館、児童館等）、学校の空き教室、空き店舗等、市町村内のあらゆる資源を再評価し、活用していくことが大切です。

例えば、隣保館については、1997（平成9）年の国の通知により、同和問題の解決という本来の目的を踏まえた上で、第二種社会福祉事業を行う施設として位置付けられました。2002（平成14）年には、地域社会の全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設とする趣旨の国の通知があり、その役割は拡大しています。今後は、高齢者の介護予防や生きがいづくり事業はもちろんのこと、地域の実情にあった多様な事業展開を実施するとともに、生活困窮者自立相談支援機関との連携等により、相談機能を強化し、地域福祉の推進の拠点として活用されることが望まれています。

このように制度改正等により、施設運営の目的や実施事業等が拡大、変化している中で、地域福祉計画の策定に当たっても、地域資源を見直し、その活用を図っていくという視点が必要となります。

隣保館を地域福祉計画等に位置づけている例②

第4期大阪府地域福祉支援計画※（中間見直し版）

※2019年度～2023年度（抜粋）

《第4期計画における具体的取組》

（市町村における包括的な支援体制の構築）

- ▼ 市町村の高齢・障がい・児童・生活困窮などの福祉関係部署をはじめ、住まいや教育、就労、保健センターなどの関係部署や市町村社協や社会福祉法人、**隣保館**（※）などの関係機関が連携し、包括的な支援体制が構築・拡充されるよう、市町村訪問による助言、先進事例や最新情報の提供などを通じて、市町村を支援します。

《第4期計画における具体的取組》

（生活困窮者への支援）

- ▼ 自立相談支援事業については、地域社会からの孤立などにより支援につながっていなかった生活困窮者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、CSW、地域包括支援センター（※）や**隣保館**（※）など既存の相談事業などと密接に連携し、相談機能のネットワーク化を促進します。

また、第4期大阪府地域福祉支援計画（中間見直し版）で「隣保館」について以下のように解説している。

- ・地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う社会福祉法に基づく隣保事業を実施。
- ・「地域共生社会」の実現に向けた市町村における体制整備において、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有している関係機関の一つ。

7 消費生活協同組合関連

消費生活協同組合(生協)の概要について

生協とは

○ 消費生活協同組合は、組合員が出資し、組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、組合員が利用する非営利の協同組織である(根拠:消費生活協同組合法(昭和23年))。

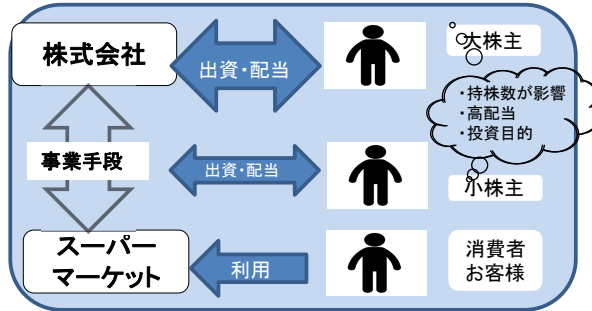
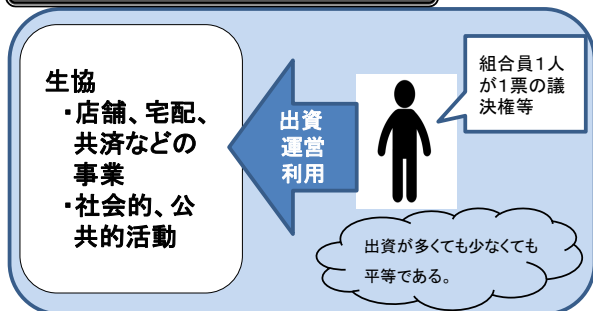
基本的原則

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上
- ・加入・脱退の自由
- ・組合員の議決権・選挙権の平等
- ・組合員への最大奉仕、非営利
- ・員外利用の原則禁止
- ・政治的中立
(特定の政党のために利用してはならない。)

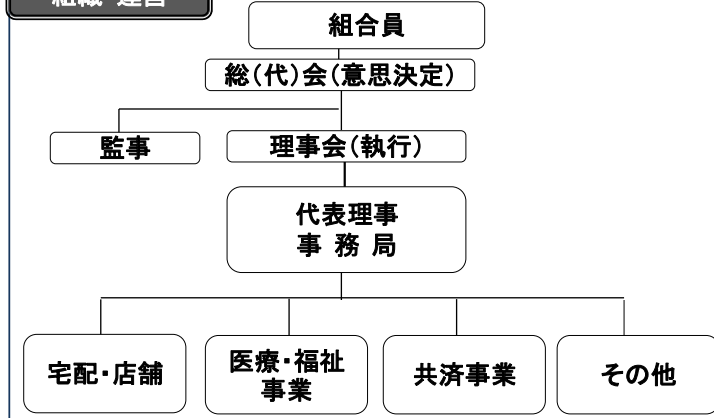
出資

組合員は出資1口以上を有しなければならない。

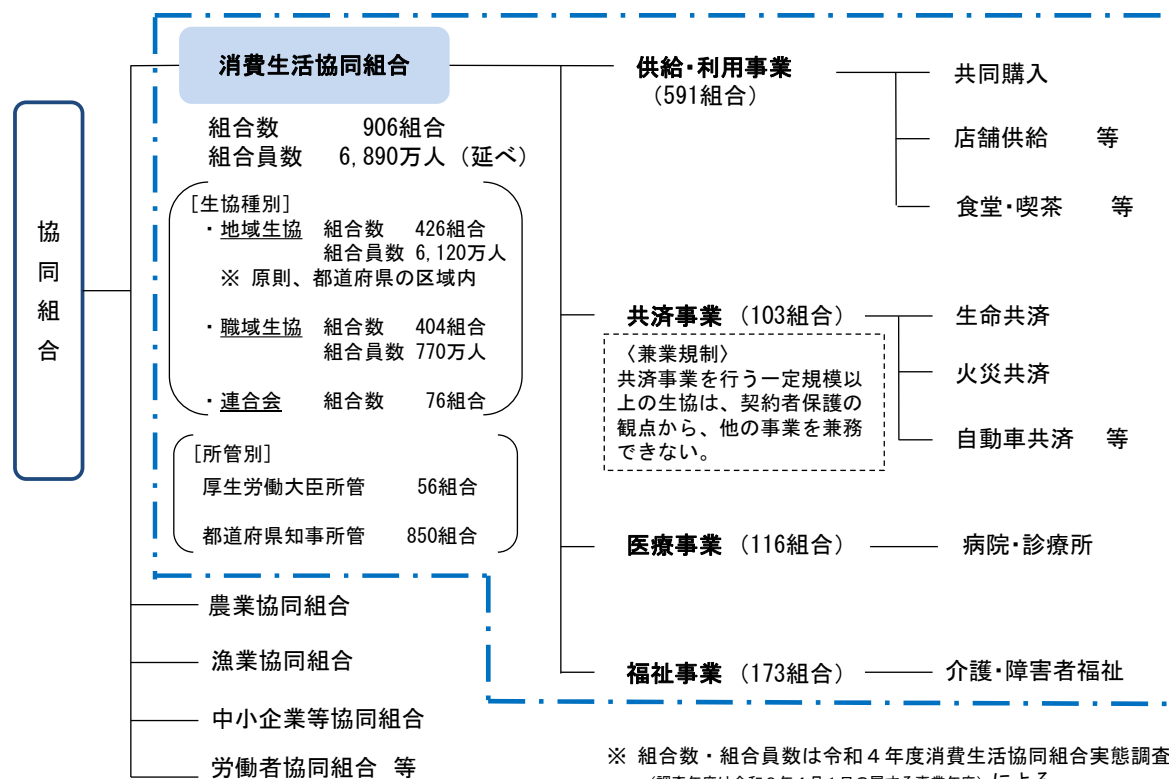
株式会社と生協の違い



組織・運営



事業の種類と現状



※ 組合数・組合員数は令和4年度消費生活協同組合実態調査(調査年度は令和3年4月1日の属する事業年度)による

消費生活協同組合法施行規則の改正（主なもの：令和3年度施行）

1. 改正内容

行政庁の許可を得て員外利用させることが認められる事業を列挙した、消費生活協同組合法施行規則第11条第1項第1号に、下記の通り「ト」を新設。

（組合員以外の者に事業を利用させることのできる場合）

第11条 法第12条第4項第3号に規定する厚生労働省令で定める事業は次の各号に掲げる事業とし、同号に規定する厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合は当該事業の区分に応じ、当該各号に定める場合（組合員による利用分量と組合員以外の者による利用分量とを区別することができる場合に限る。）とする。

一 物品を供給する事業 次に掲げる場合

イ 学校その他の教育文化施設又は病院、保育所その他の医療施設若しくは社会福祉施設を設置する者が当該施設の利用者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該設置する者に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合

ロ 職域による組合が、職務その他これに準ずる理由により当該職域を訪問した者に対し物品を供給する場合

ハ 他の組合に物品を供給する場合

ニ 組合の存する地域の交流を目的とする催しを実施する場合

ホ 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合

ヘ 組合が注文に応じて物品を自宅その他の場所に配送する方法により事業を利用することを希望する者に対し、一月以内の期間を定めて、試行的に当該物品を供給する場合

新設

ト 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条に規定する地域住民等（注）により構成された地域の課題の解決を図る取組を行う組織が、貧困その他の事由により生活を営む上で困難を有する者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該組織に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合

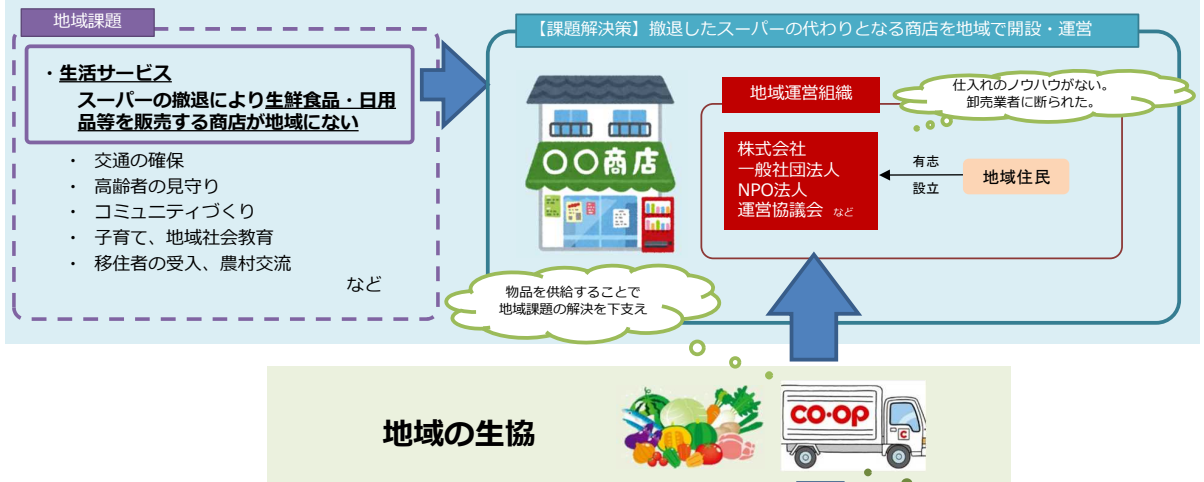
（注）地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者

2. 公布・施行期日

令和3年3月5日公布、同年4月1日施行

今般の改正により可能となる生協の取組の具体例

具体例 ① 地域が運営する店舗に対する物品供給



具体例 ② 生活困窮者の食糧支援等を実施する組織に対する物品供給

社会福祉協議会においては、生活困窮者に対して、緊急かつ一時的に生計維持が困難になった者に当面の食料を提供している。

主として、寄付された食品等を提供食料としているため、数量や内容にばらつきが生じ、支援に支障が生じてしまうケースがある。

生協はこれまで同様やむなく廃棄されてしまう食品などの無償提供にあわせ、社会福祉協議会のニーズに合った商品も供給可能となる。



多世代共生施設の店舗へ商品を供給し、コミュニティの再形成を目指す 生活協同組合コープみえ（三重県）

実施地域の概要

【桑名市】
 総人口 139,754人
 世帯数 60,868世帯
 組合員数 15,658人
 ※2022年6月現在

- 三重県桑名市に、桑名市社会福祉協議会が運営する多世代共生施設「らいむの丘」(※)が2022年4月に開設。
- コープみえは、桑名市社会福祉協議会と連携協定を締結し、この施設内にある店舗「らいむショップ」に対し、三重県より員外利用の許可を受けて、生協の商品の供給を行っており、地域の方などが商品を購入できることが特徴。
- 併設する店舗や公園、交流施設を地域住民に活用頂くことを通じて、コミュニティの再形成を目指している。

※・・・養護老人ホーム、児童発達支援事業所、母子生活支援施設、生活介護事業所、保育園など分野を超えた8つの福祉施設などが一カ所に集まり、福祉サービスを一体化させた施設。誰もが支え、支えられる新たなコミュニティを構築するための拠点として設立。

特徴的な活動の紹介

地域の課題解決に向けた三つの柱

■コミュニティの再形成

らいむの丘がある松ノ木地区は、約1,500世帯(約4,500人)の住宅地でありながら、人と人、人と地域のつながりが希薄化し、住民の孤立が進行。
 →店舗への来訪をきっかけに、らいむの丘が地域住民の集う拠点となることを目指す。

■施設入所者や利用者のくらしを支えるお買い物

敷地内の施設や事業所の利用者については、通常の買い物に困難を抱えている。
 →らいむショップは、買い物困難者が生活用品を購入する店舗であり、そこへ商品を供給することでくらしを支える。

それぞれのペースでゆっくり買物ができるように、スローレジを実施。

■施設周辺の高齢化への対応

同地区の高齢化率は30%を超え、2025年には周辺の高齢化率は40%近くになる見込み。
 →現在も、店舗利用者の約半分が地域の方。3～5年後の高齢者・単身者の買い物の不自由さに対応していく。



■店舗でのフードドライブの実施

- ・店舗内にボックスを設置し、利用者に家庭で余っている食品の寄付を呼びかける。
- ・集まった食品は組合員が仕分け、支援が必要な方へ社協から配布する。



施設の運営委員会において、**安心・安全といったイメージのある生協の商品を置いてほしい**との声あり。

↑員外利用許可を受けて商品を供給している旨を店舗内に掲示。

■供給の仕組み・・・宅配の仕組みを利用し、週に2回、店舗に商品を供給。品揃えについては、ドライ食品と日用品が中心。

行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

- ・店舗への供給方法を検討するにあたって、コープみえ内の各部局(桑名センター、宅配事業部、店舗事業部、仲間づくり・共済部、組織活動推進部)が横断的に連携し、検討チームを発足。
- ・員外利用の許可申請にあたっては、県担当者と綿密な打ち合わせを重ね、スピード感を持って手続きを進めた。
- ・実施にあたって、桑名市社協と「地域共生社会の実現に関する連携協定」を締結。らいむショップに関するほか、生活困窮者自立支援、子育て支援、高齢者支援、障がい者支援に関することで連携・協力。

課題や今後の取り組み

■課題

- ・らいむショップの損益改善と安定した運営
- ・供給方法の改善(宅配の仕組みだと、品切れの際にすぐ補充できないなど)
- ・利用者の声に応える品揃えの検討(日配品や冷蔵・冷凍品など)

■今後の取り組み

- ・らいむの丘全体として、コミュニティの再形成に向けて、人が集う仕掛けづくりを進める
- ・らいむショップに隣接する「ヴィレッジセンター(交流館)」を活用して、学習会やサロンを開催し、地域の住民の居場所となることを目指す。

8 令和6年度予算案（地域福祉課）の概要

令和6年度予算案の概要（地域福祉課） [1/3]

事 項	令 和 5 年 度 算 額	令 和 6 年 度 算 案	差 引 増 ▲ 減 額	備 考
1 地域共生社会の実現に向けた対応				
(1) 重層的支援体制整備事業の実施				※子ども家庭庁、社会・援護局(社会)、障害保健福祉部、老健局において計上した合計額
・包括的相談支援事業	213.2億円	373.9億円	160.7億円	
・地域づくり事業	81.7億円	116.1億円	34.4億円	
・多機関協働事業等	27.5億円	52.8億円	25.3億円	
(2) 重層的支援体制の整備に向けた支援等				※国事業(委託費)
・重層的支援体制整備事業への移行準備事業	27.6億円	10.1億円	▲17.5億円	
・重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	1.4億円	1.5億円	0.1億円	
・重層的支援体制構築推進人材養成事業	0.3億円	0.3億円	0	
2 生活困窮者自立支援制度の推進				※「生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金等」は、保護課計上分を含んだ金額。
<必須事業>	生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金等 545億円の内数	生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金等 531億円の内数		
・自立相談支援事業				
・住居確保給付金				
・被保護者就労支援事業【保護課所管】				
・被保護者健康管理支援事業【保護課所管】				
<任意事業>				
・就労準備・家計相談支援事業				
・一時生活支援事業				
・子どもの学習・生活支援事業				
・被保護者就労準備支援等事業【保護課所管】 等				
(参考)令和5年度第補正予算 ・生活困窮者自立支援の機能強化事業 25.6億円 ・住まい支援システムの構築に関するモデル事業 2.2億円 ・生活困窮者支援都道府県研修実施体制等加速化事業 1.0億円 ・生活困窮者等支援民間団体活動助成事業 5.2億円 (※独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業として実施) ・生活困窮者・ホームレス自立支援センター施設整備事業 3.7億円 (※地方改善施設整備費として実施)				

令和6年度予算案の概要（地域福祉課） [2/3]

事 項	令 和 5 年 度 算 額	令 和 6 年 度 算 案	差 引 増 ▲ 減 額	備 考
<委託費>				※デジタル庁計上
・生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業	0.7億円	0.8億円	0.1億円	
・自治体・支援員向けコンサルティング事業	0.6億円	0.6億円	0	
・居住支援相談窓口の設置・周知支援事業	0.2億円	0.2億円	0	
・生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業見直しに係る調査研究事業	0.3億円	0	▲0.3億円	
・ステップアップ研修のカリキュラム作成に係る調査研究事業	0	0.3億円	0.3億円	
・緊急小口資金等の特例貸付のコールセンター	1.0億円	0.5億円	▲0.5億円	
・生活困窮者自立支援統計システム(運用・保守)	0.4億円	0.4億円	0	
(参考)令和5年度第補正予算 ・生活福祉資金貸付事務オンライン化調査研究 0.5億円 ・生活困窮者自立支援統計システムの改修 1.2億円 (※デジタル庁計上)				
3 ひきこもり支援の推進				※国事業(委託費)
・ひきこもり支援推進事業	16.1億円	16.1億円	0	
・ひきこもり支援実機関連支援力向上研修	0.2億円	0.2億円	0	
・ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信	1.2億円	1.2億円	0	
・ひきこもり支援従事者支援者支援事業	0.1億円	0.1億円	0	
4 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進				※国事業(委託費)
・成年後見制度利用促進体制整備推進事業	4.0億円	7.8億円	3.8億円	
・互助福祉司法における権利擁護支援の機能強化事業	1.1億円	0.8億円	▲0.3億円	
・持続可能な権利擁護支援モデル事業	1.0億円	1.0億円	0	
・成年後見制度利用促進体制整備研修事業	0.6億円	0.5億円	▲0.1億円	
・成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業	0.2億円	0.2億円	0	
・任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業	1.2億円	1.1億円	▲0.1億円	

令和6年度予算案の概要（地域福祉課） [3/3]

事 項	令 和 5 年 度 算 額	令 和 6 年 度 算 案	差 引 増 ▲ 減 額	備 考
5 東日本大震災等被災者への見守り・相談支援及びボランティア活動への支援の推進 ・東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進 ・被災者に対する見守り・相談支援等の推進 ・災害ボランティア活動への支援の推進	被災者支援総合交付金 （復興庁所管） 102億円の内数 10.4億円 1.9億円	被災者支援総合交付金 （復興庁所管） 93億円の内数 8.2億円 1.9億円	▲2.2億円 0	
6 地方改善事業の推進等 ・地方改善施設整備費 ・地方改善事業費 ・アイヌの人々のための電話相談事業	4.4億円 36.2億円 0.06億円	4.4億円 36.2億円 0.06億円	0 0 0	※国事業(委託費)
(参考)令和5年度補正予算 ・隣保館の耐災害性強化(耐震化整備・ブロック塀改修) 4.1億円				
7 その他 ・全国社会福祉協議会の活動の推進 ・寄り添い型相談支援事業 ・地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策等	2.0億円 7.5億円 545億円の内数	2.0億円 7.5億円 531億円の内数	0 0	